

令和7年11月定例会

総務委員会

予算決算委員会（総務分科会）

会議録

長崎県議会

# 目 次

## (11月26日〔委員間討議〕)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議（協議）	1

## (第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	3
4、付託事件	3
5、経過	

### (警察本部)

#### 《分科会》

警務部長予算議案説明	4
予算議案に対する質疑	4
予算議案に対する討論	4

#### 《委員会》

警務部長総括説明	5
議案に対する質疑	6
議案に対する討論	6
決議に基づく提出資料の説明	6
陳情審査	7
議案外所管事項に対する質問	7

### (出納局・各種委員会事務局)

#### 《分科会》

会計管理者予算議案説明	2 1
監査事務局長予算議案説明	2 1
人事委員会事務局長予算議案説明	2 2
労働委員会事務局長予算議案説明	2 2
議会事務局長予算議案説明	2 3
予算議案に対する質疑	2 3
予算議案に対する討論	2 3

#### 《委員会》

人事委員会事務局長所管事項説明	2 3
決議に基づく提出資料の説明	2 4
議案外所管事項に対する質問	2 4

## (第2日目)

1、開催日時・場所	26
2、出席者	26
3、経過	
(企画部)	
《分科会》	
企画部長予算議案説明	26
予算議案に対する質疑	27
予算議案に対する討論	27
《委員会》	
企画部長総括説明	27
政策企画課企画監補足説明	29
議案に対する質疑	30
議案に対する討論	38
決議に基づく提出資料の説明	38
陳情審査	38
議案外所管事項に対する質問	39

## (第3日目)

1、開催日時・場所	43
2、出席者	43
3、経過	
(地域振興部)	
《分科会》	
地域振興部長予算議案説明	43
予算議案に対する質疑	44
予算議案に対する討論	44
《委員会》	
地域振興部長総括説明	44
議案に対する質疑	47
議案に対する討論	47
決議に基づく提出資料の説明	47
地域づくり推進課長補足説明	47
地域づくり推進課企画監補足説明	48
地域振興部次長兼交通政策課長補足説明	50
陳情審査	52
議案外所管事項に対する質問	52

## (第4日目)

1、開催日時・場所	77
2、出席者	77
3、経過	
(秘書・広報戦略部、総務部、危機管理部)	
《分科会》	
秘書・広報戦略部長予算議案説明	78
総務部長予算議案説明	78

危機管理部長予算議案説明	79
予算議案に対する質疑	79
予算議案に対する討論	79
《委員会》	
秘書・広報戦略部長総括説明	80
総務部長総括説明	81
危機管理部長総括説明	84
人事課長補足説明	86
議案に対する質疑	88
議案に対する討論	90
決議に基づく提出資料の説明	90
新行政推進室長補足説明	91
防災企画課長補足説明	92
陳情審査	94
議案外所管事項に対する質問	94
委員間討議	116
閉会あいさつ	116

### (12月19日〔追加上程予算議案審査〕)

1、開催日時・場所	119
2、出席者	119
3、経過	

(企画部、危機管理部、地域振興部)

#### 《分科会》

企画部長予算議案説明	120
危機管理部長予算議案説明	120
地域振興部長予算議案説明	121
消防保安室長補足説明	121
土地対策室長補足説明	122
地域振興部次長兼交通政策課長補足説明	123
追加予算議案に対する質疑	123
追加予算議案に対する討論	125

(総務部)

#### 《分科会》

総務部長予算議案説明	126
追加予算議案に対する質疑	126
追加予算議案に対する討論	127

・審査結果報告書	128
----------	-----

### (配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・追加上程予算議案説明資料

1 1 月 2 6 日  
(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年11月26日

自 午後 1時30分  
至 午後 1時32分  
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

鵜瀬 和博	委 員 長
大久保堅太	副 委 員 長
田中 愛国	委 員
徳永 達也	〃
山田 朋子	〃
川崎 祥司	〃
山本 由夫	〃
宅島 寿一	〃
堤 典子	〃
中村 俊介	〃

3、委員外出席議員の氏名

な し

4、審査の経過次のとおり

— 午後 1時30分 開会 —

【鵜瀬委員長】ただいまから、総務委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、山田委員、中村委員の両人をお願いいたします。

本日の委員会は、令和7年11月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいたします。審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午後 1時31分 休憩 —

— 午後 1時32分 再開 —

【鵜瀬委員長】委員会を再開します。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかに、ご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして、本日の総務委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 1時32分 散会 —

# 第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年12月9日

自 午前10時 0分  
至 午前11時52分  
於 委員会室1

園田 雅樹	厚生課長
松田 芳徳	留置管理課長
山田 恭市	生活安全部長
朝末 英一	生活安全企画課長
松尾 英樹	人身安全対策課長
金子龍太郎	生活安全捜査課長
奥野 春夫	サイバー犯罪対策課長
江口 正広	地域部長
久田 庄蔵	地域課長
平井 隆史	刑事部長
松尾 文則	刑事総務課長
荒木 強	捜査第一課長
田川 誠一	捜査第二課長
吹田 守孝	組織犯罪対策課長
田川 佳幸	交通部長
松尾 邦仁	交通企画課長
吉岡 健	交通指導課長
山口 秀和	交通規制課長
俵屋 義雄	運転免許管理課長
川本 浩二	警備部長
古賀 新一	公安課長
山本 耕平	外事課長
細川 誠	警衛対策課長兼警備課長

2、出席委員の氏名

鵜瀬 和博	委員長（分科会長）
大久保堅太	副委員長（副会長）
田中 愛国	委員
徳永 達也	〃
山田 朋子	〃
川崎 祥司	〃
山本 由夫	〃
宅島 寿一	〃
堤 典子	〃
中村 俊介	〃

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

水田 隆三	警務部長
松本 武敏	首席監察官
緒方良一郎	警務課長
奥野 勝	総務課長
勝野 慎	広報相談課長
松尾 和人	会計課長
野原 昌明	装備施設課長
橋元 庄司	監察課長

井手美都子	会計管理者
山道 繁	会計課長 （参事監）
元村真粧美	物品管理室長

桑宮 直彦	監査事務局長
重井 健次	監査課長

小畑 英二	人事委員会事務局長
-------	-----------

田邑 聡子 職員課長

小畑 英二 労働委員会事務局長(併任)

西平 能成 調整審査課長

中尾美恵子 議会事務局長

濱口 孝 次長兼総務課長

佐藤 隆幸 議事課長

大宮 巖浩 政務調査課長

和解及び損害賠償の額の決定について

第134号議案

長崎県総合計画みんなの未来図2030について  
(関係分)

(2) 請願

なし

(3) 陳情

- ・要望書（島原半島振興対策協議会ほか）
- ・要望書（対馬市）
- ・令和8年度離島・過疎地域の振興施策に対する要望書
- ・脳神経関連権保護に関する条例制定についての陳情書
- ・知事のリーダーシップによる現任期中の「平成の公益法人改革の完遂」を実現していただくための（例えば地方自治法157条に基づく公共的団体への対応によって実現していただく等も含めた）知事への後押しを県議会に求める陳情書
- ・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書X XIV

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（総務分科会）

第103号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）

（関係分）

第106号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）

（関係分）

7、付託事件の件名

○総務委員会

(1) 議案

第109号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する  
条例（関係分）

第110号議案

情報通信技術の効果的な活用のための規制の  
見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

第116号議案

当せん金付証券の発売について

第117号議案

契約の締結の一部変更について

第118号議案

契約の締結の一部変更について

第119号議案

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開会 —

【鵜瀬委員長】ただいまから、総務委員会及び  
予算決算委員会、総務分科会を開会いたします。

それでは、これにより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第  
109号議案「職員の給与に関する条例等の一部を  
改正する条例」のうち関係部分ほか6件でありま  
す。そのほか陳情6件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委  
員会に付託されました予算議案の関係部分を  
総務分科会において審査することになっておりま  
すので、本分科会として審査いたします案件は、

第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算 第5号」のうち関係部分ほか1件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに掲載しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鶴瀬委員長】 ご異議がないようですので、そのように進めることといたします。

また、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間を理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしく願いいたします。

これより警察本部関係の審査を行います。

【鶴瀬分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

警務部長より予算議案の説明を求めます。

【水田警務部長】 おはようございます。それでは、警察本部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の警察本部の2ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分でございます。

初めに、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算額は、歳出予算、警察管理費1億7,882

万9,000円の減となっております。

これは、職員給与費について、既定予算の過不足調整に要する経費であります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算額は、歳出予算、警察管理費10億3,473万円の増、警察活動費39万7,000円の増となっております。

これは、職員の給与改定及び会計年度任用職員に係る報酬等の改定に要する経費であります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【鶴瀬分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鶴瀬分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鶴瀬分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第103号議案のうち関係部分及び第106号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鶴瀬分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【鶴瀬委員長】 次に、委員会による審査を行い

ます。議案を議題といたします。

警務部長より総括説明を求めます。

【水田警務部長】警察本部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、条例議案2件、事件議案1件、計画議案1件でございます。初めに、条例議案についてご説明いたします。

横長の総務委員会説明資料の4ページ目をお開きください。

第109号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、人事委員会の令和7年10月6日付の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、職員の給与等について所要の改正をしようとするものでございます。

改正の主な内容は、県警察職員の給料月額及び期末・勤勉手当の引上げなどとなっております。

次に、同資料の7ページ目をお開きください。

第110号議案「情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」は、情報通信技術の効果的な活用を図るため、書面掲示等アナログ的な手法を前提とする規制を見直すことに伴い、関係条例の改正をしようとするものでございます。

改正の主な内容は、「遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例」のうち、遊泳場、プレジャーボート利用上及び潜水上の遵守事項の周知方法について、所要の改正をするものでございます。

次に、事件議案についてご説明いたします。

同資料の9ページ目をお開きください。

第119号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」は、令和3年6月25日付で、行政手続のオンライン申請に対応する環境を整備するため、

外部公開等システム用端末装置の賃貸借及び保守契約を締結しておりましたが、当該装置のOSであるWindows10のサポート終了のため、令和7年9月30日付で契約を解除したことに伴い、契約解除後から当初契約期間満了日までの14か月分の費用について、損害賠償として支払おうとするものでございます。

次に、計画議案についてご説明いたします。

議案書第4号の60ページ目から62ページまでが警察関係となります。

第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について、議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

これは、県議会をはじめ県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画みんなの未来図2030」とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「くらし」「しごと」「にぎわい」「まち」の5つの柱の下、12の基本戦略を掲げる令和8年度からの5か年計画として策定しようとするものでございます。

このうち警察本部関係部分では、基本戦略「安心して生活できる環境づくりを推進する」において、「安全・安心を実感できる社会環境づくり」としまして、テレビ、新聞、メール配信、SNS等のあらゆる媒体を活用したタイムリーな情報発信等を推進するほか、「交通安全対策の推進」としまして、交通安全運動、交通安全教育、交通指導取締り、交通安全施設の整備、運転免許行政の実施による総合的な交通安全対策等を推進していくこととしております。

こうした施策を様々な関係者と力を合わせ、

しっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

横長の総務委員会説明資料、警察本部の11ページ目をお開きください。

「第180条専決事項報告」は、公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました4件の合計81万5,055円を支払うため、11月14日付で専決処分をさせていただいたものであり、これらの損害賠償金は、全額保険から支払われることとなります。

公用車による交通事故を防止するため、安全運転指導員による同乗指導や自動車学校のコースを借り上げての体感型運転訓練を行うとともに、事故を起こした職員には、公用免許の再検定を実施するなど、職員の運転技能向上のための取組を行っております。

また、幹部職員による交通事故防止教養や公用車事故を起こした職員に対する個別指導を行うとともに、事故発生後に情報配信を行うなど、事故防止に必要な運転技能と安全運転意識の両面を向上させる対策に取り組んでおります。

引き続き、交通事故をはじめとする損害賠償事案を起こすことがないように、指導を徹底してまいります。

このほか、「犯罪の一般概況」「人身安全関連事案への取組状況」「ニセ電話詐欺等被害防止対策」「暴力団対策」「薬物対策」「少年非行の概況」「生活経済事犯の取締り状況」「サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策状況」「交通死亡事故抑止対策」「事務事業評価の実施」につきまして、縦長の総務委員会関係議案説明資料5ページ目から10ページ目に記載のとおりでございます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第109号議案のうち関係部分、第110号議案のうち関係部分、第119号議案及び第134号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【鵜瀬委員長】 次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について説明を求めます。

【水田警務部長】 政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づく資料についてご説明いたします。

横長の総務委員会説明資料警察本部の2ページ目をお開きください。

1,000万円以上の契約状況につきまして、令和7年9月から令和7年10月までの実績は、資料に記載のとおり11件となっております。

次に、同資料の14ページ目をお開きください。

今回、陳情・要望で回答するものは、9月定例会議会総務委員会において審査していただきました陳情番号62、要望書のうち、県道佐世保鹿町線の信号機設置についての1件であり、ご要望に対する回答につきましては記載のとおりでございます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬委員長】 ありがとうございます。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますのでご覧願います。

審査対象の陳情番号は90番です。

陳情書について何かご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料についてご質問はありませんか。

【堤委員】 おはようございます。佐々町の要望書についての県の対応について、お尋ねします。

前の定例会のときに、この信号機設置は非常に難しい五差路の交差点内ということで、なかなかできないということ。そしてこの対応についても信号機設置位置として不適とされて、今後も地元と協議を進めるとあります。なかなか難しい複雑な連立方程式を解くような、そんな感じに受け止めているんですけれども、いろいろ検討されたと思うんです。

それで素人の考えですけれども、例えば歩車

分離の信号機がありますが、それと押しボタンとかを連動させるような、そういった仕組みで安全に横断ができるような、歩行者がその横断歩道を渡るときは車をストップさせるような、そういう仕組みというのはいかなるものでしょうか、お尋ねします。

【山口交通規制課長】 委員のご質問なんですけど、歩車分離方式といいますと、やはり歩行者と車の交錯をなくす上で非常に有効な対策かと思えます。

この内容につきまして、通常、押しボタン信号となりますと、横断箇所が1か所です。本線の道路に1つ横断歩道があって、そこに対して要は信号機がついて、信号が赤になると歩行者が横断できる。この状態は通常の押しボタンですが、歩車分離式といいますと普通の十字路交差点をイメージしていただければと思います。

従道路と本線道路をそれぞれ信号が変わるときに、通常は車が直進、左折、右折するときには、それと同じ方向の横断歩道が青になるところなんですけど、歩車分離方式という部分は、そういった交差点での信号の制御の仕方という形になっております。

よって、今回もし仮にこの要望の場所に、押しボタン信号をつけたとして、では歩車分離としてできるかということ、なかなか難しい部分はあると思います。ただ、委員ご指摘のとおり、歩行者の安全をいかに守るかということになりますと、今回は変形交差点ですが、やはり歩行者が横断するとき、なるべく車が横断歩道上を通過しないような方策、脇道の車両をいかにして抑制するかという方法を現状も検討する段階であります。

【堤委員】 ありがとうございます。本当に難しいケースだなと思います。

歩車分離の信号機は三差路にも設置されていますし、四差路か三差路か、そういったところじゃないとなかなか難しいのかなど。ちょうど小学校の前の横断歩道とかに歩車分離があるところがあって、やはり安全に子どもたちが横断できるような、そのようになってますけれども、ここの場合は本当に変則的な交差する道路ということで、ご検討いただいて何とか歩行者の安全を確保するような方策をまた取っていただけたらと思っています。終わります。

【鶴瀬委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鶴瀬委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【川崎委員】 おはようございます。日頃より交通安全対策について、皆様ご尽力いただき大変ありがとうございます。

その運転免許行政についてお尋ねさせていただきます。

実技試験のことでございますけれども、まず運転免許試験場におけます体制についてお尋ねいたしますが、試験官がどういった体制で臨まれているのか、お尋ねいたします。

【俵屋運転免許管理課長】 運転免許試験場におきましては技能試験、これを担当する係と申しますか、技能試験係という係になりますけれども、こちらに技能試験官の資格を有する職員を6名配置して取り組んでいるところでございます。

【川崎委員】 6名体制と伺いました。聞くにつけ、夏休みとか春休みとかは受験生が非常に多い時期があらうかと思えます。あるいは様々な試験官さんのご事情で、病気だったりとか様々な欠員が生じるということもあらうかと思いま

すが、こういった場合にカバーする体制が整備されているのか、お尋ねいたします。

【俵屋運転免許管理課長】 この技能試験の実施につきましては、先ほど申しました技能試験官の資格というものが必要になってまいりますけれども、試験場におきましては、先ほど申しました技能試験係以外の係にも、この技能試験官の資格を有する者10名を在籍させておりまして、状況に応じてこの10名のうちから応援体制を組むという形で対応しているところでございます。

【川崎委員】 いわゆる繁忙期にはそういった体制、また欠員が生じた場合にはカバーできるということについては確認いたしました。

まず、基本的な試験体制と申しますか、一日で何名の試験官が、さっき6名が常駐と言われましたけれども、多分お休みの方もいらっしゃると思いますが、通常は一日で何名の試験官が何名の受験生を受け持っておられるのか、お尋ねいたします。

【俵屋運転免許管理課長】 この受験生の数と申しますと、やはり月によって大きく振れ幅がございますが、一概に何名というのはなかなか回答しかねるんですけれども、年間で申しますと令和6年中、技能試験の受験者はトータルで1万277人ということで、これを月曜から金曜までの平日にしております。これを一日平均にすると42名ということになりますので、基本的には先ほど申しました6名でこの42名を受け持つという形にならうかと思えます。

【川崎委員】 単純に42を6で割ると大体1人で7名ぐらいという感じでしょうか、分かりました。

受験の種類も車の一種、二種あるいは普通、大型、二輪と様々な受験者がおられますが、おのおの何名ずつ受験させておられるのか、いわゆる区分分けしながらさせておられるのか、お

尋ねいたします。

【俵屋運転免許管理課長】試験場におきましては、全部で11の種類の実験を実施しております。種類によっては受験者が多い免許の種類、あるいは少ない種別と幅がございますので、最も多い普通一種免許あるいは普通二種免許、これについては月曜から金曜までの週5日、また種類によりまして、あまり需要が多くないところは週に4日、週に3日、週に2日と実施日数を分けて実施しているところでございます。

現在どのような感じでやっているかと申しますと、今週の状況を言いますと、一日それぞれの種別ごとの受験枠でいいますと、日によって若干の振れ幅はあるんですけども、普通一種でいいますと多い日で12名程度の受験枠、普通二種は1日2名、大型一種と中型一種は合わせて2名ないし3名程度の日当たりの人数枠で、大型二種は1日1名の受験枠といった感じで人数枠を設けて、一日当たりの受付をしているという状況でございます。

【川崎委員】では満遍なく受験させているという状況かと思いますが、何でこんなことを聞かかといいますと、いわゆる人材不足で様々な事業者さんが困っておられる中、速やかに免許を取得して現場で働いていただきたいところなんですけど、なかなかその免許を取得するに当たって、受験するのにかなり時間がかかるというお声が寄せられておりますので、ちょっとお尋ねしているところであります。

まずそこで、普通二種の受験で一度不合格した方が、2回目の試験を受けるときの待ち日数が非常に長くなっているというご意見がありまして、業務稼働日ではなく、分かりやすいように暦日で待ち日数がどの程度かお尋ねいたします。普通二種免許です。

【俵屋運転免許管理課長】今ご指摘のありました待ち日数につきましても、やはり受験者の数によって長くなったり短くなったりと変化してまいりますけれども、例えば昨日の時点で申しますと、普通二種につきましては、直近で予約の枠が空いている日といえますと、明日12月10日です。ここについては2人分の枠が現在空いているという状況でございますので、待ち日数は昨日の時点で2日、今日の時点で言えば1日の待ち日数ということになります。

次に、明日以降はどれぐらい開いているかといえますと、来週になりますけれども来週の16日、ここは1名枠が空いている。17日についても2名、18日についても2名の枠が現在は空いているという状況でございます。

【川崎委員】かなり具体的に言っていたいてありがとうございます。

明日だったらすぐに受験できますよと、波があるのでそういったところもあるんだと思いますが、スムーズに受けられれば何も問題はないものの、長く待たされるときがやはり時期的にあるんだろうと思っております。

それでここ数年で受験日を増やしたということも伺っておりますが、いつぐらいからこの受験の機会を増やしておられるのか、お尋ねいたします。

【俵屋運転免許管理課長】現在、自動車運送業分野、こちらについて申しますと、いわゆる物流2024年問題、こういったものがございまして、運転者不足ということで社会的問題になっているというのは当方も承知しているところでございまして、このような情勢を受けまして今年の4月から、それまでは週に3日実施しておりました普通二種の技能試験、これを平日に週5日実施するように、今年の4月から実施日を週3日から

週5日に増やしているという状況でございます。

【川崎委員】ありがとうございます。改革を図っていただいて、昨年4月から週3回だったのが週5回に、いわゆる毎日受験できる体制にしているということについては感謝申し上げます。

しかし、先ほども少し具体的なお話をされましたがどうしても、毎日枠はあるけれども、やはり波があって受験ができない。長いときには1週間やそれ以上のところもあるように聞いてまして、できれば、落第したのは技能が追いつかなかったから、落第したからその技能をまた上げないといけないということで、一定のインターバルは必要かとは思いますが、そこをクリアすれば速やかに、本当に毎日確実に受験できる、このような体制をぜひ取っていただいて早く社会に送り出していく、そのような体制を取っていただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

【俵屋運転免許管理課長】先ほど具体的に日数を申し上げましたとおり、現時点において待ち日数というのはほぼ生じていないというのが現状でございますけれども、ご指摘のとおり時期によりましては1週間程度の待ち日数が生じるという時期も一定あるのもご指摘のとおりでございます。

しかしながら全体を見ると、全体の中で体制的に不足しているという状況ではございませんので、そういった中で先ほど申しました担当係以外の資格を有する者、こういったところをうまく運用しながら、年間を通して受験者の方が受りたい時期に、極力待ち日数がないような状況で受験ができるような体制の運用に努めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】今のご答弁、大変ありがとうございます

います。受りたい方が本当に受りたいときに受験していただけるというのは、非常にありがたいことかと思えます。

ただ、それがまだ完全にできていない状況かと思えますので、実際に6名の常駐されている方、常に対応されている方に加えて、10名の方でカバーしていただきながら、1週間程度なら許容範囲かなと思えますので、ぜひそのところについては体制をしっかりと整備しておいていただきたいなと思えます。

タクシーの事業者さんが、非常に乗務員さんの不足で苦戦されておまして、車はあるのに人がいないので稼働できないと、結局そのサービスを楽しめない、いわゆる一般市民、県民、我々がやはりそこは困ることがあるわけで、タクシー事業者さんの売上げがなくなる、本人さんも給与が入ってこない、こういう機会の損失につながっていかうかと思えますので、ぜひ毎日受験し、速やかに社会に送り出していただける体制のより強化をお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、交通事故の関係なんですが、信号機のない横断歩道についてお尋ねいたします。

ずっとこれを私は追いかけてきていただいておまして、県警の皆様もいろいろご努力していただいて、本当に感謝申し上げます。

感覚的に申し上げますと、かなり止まっていたりできるようになってきたなというところが実感としてありますが、客観的にこの信号機のない横断歩道におけます車両の停止率は向上しているのか、お尋ねいたします。

【松尾交通企画課長】車両の停止率でございますが、日本自動車連盟JAFの調査によりますと、本県におけます信号機のない横断歩道での車両の停止率は50.6%となっております。昨年

と比べまして4.3ポイント増加しております。

全国平均が56.7%でありますので、本県の停止率は全国平均をまだ下回っているという状況でございます。

【川崎委員】 向上していることについては、本当に皆様の努力を評価させていただきたいと思いますが、まだまだ全国より下ということと、高いところは80%と。80%というと、ほぼ完璧に止まっているような状況かと思っておりますので、より一層頑張ってくださいと思います。

その信号機のない横断歩道に止まるに当たって、それを事前に認識してもらうのがダイヤモンドだと思います。

大きな標示板に、一生懸命これも対応していただいていることについては本当にありがたいと思っておりますが、この認識率は上がっておられますでしょうか、お尋ねいたします。

【松尾交通企画課長】 横断歩道の予告標示でありますダイヤモンドにつきましては、交通情報板で10月末までに15パターンを表示するなどして、また関係機関の協力もいただきながら、県民の皆様の興味を引くために重点的にいろいろやっておりますのでございます。

認識率におきましては、本年10月に運転免許センターにおいて、ダイヤモンドについての意味を理解しているかというアンケートを講習受講者等280名の方に行いました。その結果、201名の方、約72%の方が理解しているということでありましたが、まだ知らないという方もおられます。

今後もあらゆる機会を通じて、目や耳に訴えかける形で啓発を粘り強く進めていきたいと考えております。

【川崎委員】 72%は高いように見えますけれども、約3割の方は認識がないと。交通法規ですの

で完璧に認識してもらうのが当たり前だと思いますが、そのことなのかどうなのか、12月4日には、させば五番街付近で信号機のない横断歩道において意識不明の重体となる事故が発生しております。本当に残念でなりません。

よって、まだまだ対策を講じていくべきだと思いますが、ご所見を賜りたいと思います。

【松尾交通企画課長】 信号機のない横断歩道におけます交通事故対策につきましては、これまでも交通マナーの向上を図るため、平成29年から「安全横断手のひら運動」を、令和6年1月からは「横断歩道止まらば運動」といった取組を展開するとともに、交通事故分析に基づいた交通事故の多い時間帯、そして路線におけます交差点関連違反の取締り、そしてあと街頭活動のほかラジオ、県警のSNSを通じて広報啓発活動を行っております。

また、年間約14万人が受講します運転免許更新時におきまして、交通安全教育を行っております。

そして本年におきましては、過去の事故分析の結果に基づきまして、年末期に早朝・薄暮時間帯、夜間時間帯の交通事故が増加することとございますので、県警では重点指向の対策を現在行っております。

具体的には、早朝・薄暮・夜間におけます過去に横断歩道や交差点等で発生した交通事故現場などの交通情勢を踏まえた交通指導、取締りや街頭活動、また事故が多い交差点で歩行者の保護を目的とした「止まらば隊」といった保護誘導部隊を編成、そして現場に派遣させ、同時時間帯の交通事故抑止対策を行っているところでございます。

引き続き各種取組を通じて、信号機のない横断歩道におけます歩行者の事故防止対策に努め

てまいりたいと考えております。

【川崎委員】引き続き、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

対向車のヘッドライトについて認識をお伺ひします。

車両性能の向上かハイビームなのか、ライトの明るさが強く、まぶしくて前方が確認できないというお声は実にはありまして、当然、私もそういったことはよく経験するわけではありますが、これについての県警の認識を伺ひたいと思ひます。

【松尾交通企画課長】警察におきましては、夜間の交通事故抑止のため、夜間に走行する際はハイビームが基本であり、対向車と擦れ違う場合や他の車両の直後を走行している場合など、他の車両の交通を妨げるおそれがあるときは小まめなロービーム、下向きに切り替えて走行するように指導、周知を行っております。

夜間の交通事故抑止のため、県民の皆様へ夜間のハイビームと小まめな切替え、ロービームを道路交通標示板等によりまして現在周知を行っているところであります。

今後も引き続き、交通事故抑止に資する広報啓発を行ってまいりたいと考えております。

【川崎委員】今頃は自動でハイビームになったりロービームになったりとか、車両性能が向上してそういったことがあってなかなか悩ましくて、少し今後の課題としても研究、検討していただければと思うんですが、多分ロービームでも結構まぶしいときがあったりして、なかなか難しいなとは思ひますけれど、少し今後の課題としてご認識いただきたいと思ひます。

少年犯罪について部長報告があつてます。少年警察ボランティアというところで対応を熱心にやっているというところでありましたが、ど

のような方で構成され、こういった地域で活動しておられるのかをお尋ねいたします。

【朝末生活安全企画課長】少年警察ボランティアについてのご質問かと思ひます。

少年非行防止関係の少年警察ボランティアにつきましては、少年補導員、少年指導委員、そして学生サポーターの3種類があります。

警察はこれらのボランティアの方々と相互に連携して、非行防止及び健全育成のための活動を行っております。

少年警察ボランティアにつきましては、少年の健全育成に熱意のある有識者を委嘱しておりまして、様々な職種の方が活動しておられます。

また、活動地域につきましては、それぞれの少年警察ボランティアの方が居住しておられる居住地为管轄する、各22警察署管内で活動していただいております。

【川崎委員】ありがとうございます。今対応していただいている体制についてお尋ねいたしました。

県警の方が補導した少年に対する指導ということではありますが、具体的にこういった形で指導し、またそれが確実に収まって繰り返しになっていないのか、こういった体制で行っておられるのかお尋ねいたします。

【朝末生活安全企画課長】回答します。警察では飲酒、喫煙、深夜徘徊などの不良行為をした少年を発見した場合には、補導の現場において注意、指導するのはもちろんのこと、少年の保護者に連絡しまして、家庭での指導を促す活動を行っております。

また、そのほかにも不良行為を繰り返す少年ですとか、各種警察活動において継続して対応すべきと判断される少年につきましては、継続補導という活動を行っております。

過去こういった継続補導中の少年で再非行を

犯したというケースはありましたけれども、ここ数年を見ると継続補導中の少年が再非行を犯したというケースはございません。

【鶴瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

【山本委員】ニセ電話詐欺被害防止対策についてお伺いいたします。

補足説明資料の3ページの方になるんですけれども、このニセ電話詐欺というのが近年増加傾向にあって、特に本年はオレオレ詐欺と還付金詐欺というのが、この数字を見る限り急激に増えているようです。

特にこの中で、オレオレ詐欺については数年前に話題になって、近年はあまり聞かないのかなという印象を持っていたんですけれども、この資料によると本年は9月末現在で63件ということで、昨年9倍に増えています。

また、オレオレ詐欺というと高齢者の方が被害に遭うというイメージを持っていたんですけれども、本年の場合は高齢者の方は63件中14件ということで、高齢者以外の方が多く被害に遭われているようです。

議案説明資料によると、そのオレオレ詐欺の内容については、警察官を騙って、国際電話などを使って捜査名目で振込を指示するという説明が記載されていますけれども、この詳しい手口、それからなぜこれに引っかかってしまうのか、そして県警としては県民の皆様が被害に遭わないために、どのように呼びかけておられるのかをまずお尋ねいたします。

【吹田組織犯罪対策課長】私からは、オレオレ詐欺の手口と、なぜ引っかかるのかというところで回答したいと思っております。

ここ最近の事例として、オレオレ詐欺の手口の中の警察官騙りの電話詐欺についてですが、被害者の携帯電話に警察官を名乗って、「マネ

ーロンダリングの事件で男を逮捕しています。」「男の自宅からあなたの銀行のカードが見つかりました。あなたを被疑者として捜査しています。」などと電話をかけまして、次にLINEのビデオ通話に変わり、そこで逮捕状などの画像を送られたりしたことで本物の警察官だと信じ込み、「あなたを被疑者から外すには、現在使っている口座を売っていないという証明が必要です。口座を売っていないという証明のために、残高を警察の口座に一旦振り込んでください。」というそを言いまして、現金を被疑者が管理する口座に振り込ませてだまし取る警察官騙りのオレオレ詐欺という手口があります。

なぜ引っかかるのかということについては、やはりピンポイントで電話がかかってくることで、被害者自身の名前も分かっているということ。あとビデオ通話に変わって、警察官の制服を着た者から手帳を見せられたり、逮捕状等を見せられたりして、逮捕されるということ信じ込んでしまうというところがあると思います。

【朝末生活安全企画課長】私の方からは呼びかけ、いわゆる抑止対策という面でお話をさせていただきたいと思っております。

委員ご指摘のとおり、特にニセ電話詐欺とかSNS型投資・ロマンス詐欺というものが急増しております。警察としましても抑止対策の3本柱であります被疑者からの電話がつながりにくい環境づくり、関係機関・団体と連携した広報啓発活動、金融機関、コンビニにおける水際対策を念頭に各種対策を強力に推進しているところでございます。

その中でも特に、委員からご指摘がありました広報という部分でございますけれども、まず広報啓発活動につきましては動画サイト広告、

SNS広告による広報、具体的にはユーチューブのインストリーム広告ですとか、LINE、インスタ、Xなどのバナー広告、あるいはニセ電話詐欺被害防止コールセンターによる広報、これはオペレーターによる注意喚起を、被害防止とかを具体的にアドバイスしていただいております。

あとニセ電話詐欺の被害防止広報大使の前川清さんですが、前川さんを起用してのテレビCM、あるいはカレンダー、クリアファイル、ラッピングバスによる広報、あとは報道機関と連携した注意喚起、その他様々な広報活動を実施しております。

中でも広報する際に注意しておりますのが、まず警察官騙りのニセ電話については、警察官は絶対にSNSでメッセージを発信したりしませんし、警察官がお金を振り込ませる要求もしません。また、警察官が逮捕状をSNSで見せたり、あるいはSNSで取調べをしたりとか、そういうこともしません。こういった電話が国際電話のプラス表示の電話からかかっているということから着目しまして、プラス表示の電話には出ないことと、少しでもおかしいと思ったら、警察あるいは親族に相談してくださいという、こういったキーワードを強めに出しまして広報しているような状況でございます。

【山本委員】 ご丁寧にありがとうございました。

1点、今のご回答について質問したいのですが、ピンポイントで携帯にかけてくるという説明の部分について、そういう対象というのは無作為に全く無差別にかかってくるのか、それとも何かの犯罪歴等が分かって、何か身に覚えがあるような感じの方にかけているのか、そこはいかがでしょうか。

【吹田組織犯罪対策課長】 これまでの犯罪捜査で分かっているものとしては、名簿というもの

がありますので、そういうところから被害者の情報等を入手して、被害者に直接電話をかけているところもあると思います。

何かの犯罪歴がある人にかけているのかということについては、分かっておりません。

【山本委員】 ありがとうございます。それに関連して、12月2日の長崎新聞に県警の方が、特殊詐欺被害防止のために若手の記者を対象に特殊詐欺の仕組みについての勉強会を開催したという記事が掲載されておりました。いい試みだと思います。

それでこの勉強会には何社ぐらいの方が参加されて、それでこれは新聞記事だと仕組みについて説明があったということなんですけれども、仕組み以外にも例えば被害の内容であったり、被害に遭わないための方策であったり、そういった県警の取組についても説明があったのか、今後の取組と併せてご説明をお願いいたします。

【朝末生活安全企画課長】 警察では県民の皆様にもニセ電話詐欺の被害実態を周知するため、日頃から報道機関と連携した広報活動を実施しています。

報道機関には被害事例ですとか各種統計ですとか、犯人の手口に関する情報等を提供し、テレビ、新聞やネットニュースなどの広報媒体で報道していただいております。

今回、入社して日の浅い記者の皆様にも、ニセ電話詐欺等に係る知識や警察における各種取組等について理解を深めていただき、そうした知識を取材や報道に生かしていただくとともに、被害実態や被害防止の手段について、より積極的な行動を働きかけるために勉強会を開催させていただきました。

それで委員から質問がありました勉強会の参加者ですけれども、10名の若手記者に参加していただきまして、内容につきましてはニセ電話

詐欺等の手口、類型ですとか、あるいはSNS型投資詐欺・ロマンス詐欺の手口の内容、あるいは被害状況に関する統計、犯人グループの組織構成や具体的な被害事例、警察が取り組んでいる被害防止対策について、約1時間半の講義を行いました。

警察としましても引き続き、報道機関と連携を緊密にしながら県民の皆様に情報発信して、一件でも多くのニセ電話詐欺を抑止していきたいと考えております。

【山本委員】 ありがとうございます。今回の委員会資料の中に、長崎県政策評価委員会の意見というのがつけられていまして、この中の5ページになるんですけども、その政策評価委員会からの意見として、安全防止のための県警の情報発信について事業の有効性の観点から発信内容やそれぞれのターゲット層に最も効果的な手法を分析し、事業後の効果も検証しながら進めていただきたいという意見が付されています。これに対する県警からの回答では、主にSNS広告事業の取組について記載されています。

それで私は素人考えで申し訳ないんですけども、犯罪の手口とか手法はいろいろ変わって巧妙化してくるんですけども、根本というのはお金をだまし取るということなので、先ほどのご答弁にもありましたけれども、例えば警察がお金を振り込ませたり、通帳を預かったり暗証番号を聞くことは絶対にないんだと。あるいは10%を超えるようなもうけ話というのは絶対にないんだという形で、この絶対にないというようなことを新聞であったりチラシであったり、そういったものでSNSに限らずに、もっとストレートに言った方が、絶対にないんだということを刷り込むことができないのかなと。

それで先ほどの勉強会の記事が新聞で掲載されることによって、あるいはその事件が新聞で

報道されることによって、それが抑止になっているということですので、やはりそういったよりストレートに、大胆にやるといいですか、県民の皆様に強調することもあっていいのかなと思うんですけど、ご見解をお願いします。

【朝末生活安全企画課長】 やはりニセ電話詐欺あるいはSNS型投資・ロマンス詐欺の被害というのは、最近急増しているような現状でして、非常に危惧している状況でございます。

警察としましても、あらゆる広報媒体を使って全県民にいろんな広報をやっていききたいと考えております。

中でも、先ほども述べましたけれども、警察官はそういったSNSで逮捕状を見せたり、あるいは取調べなどはしない、あるいはプラス表示の電話には出ないでくださいとか、そういったキーワードを強く出して行って、広く広報媒体を使って広報して、一件でもニセ電話詐欺を抑止していきたいというように考えております。

【山本委員】 ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。

やはり金額が大きいです、何億という感じの、1件当たりは大小がありますでしょうけれども、何百万、何千万というのが一瞬でなくなってしまうというようなことですので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

【鵜瀬委員長】 ほかに。

【堤委員】 改正道路交通法が施行されて1年が経過しました。自転車の危険運転に罰則が設けられましたけれども、本県は斜面地が多く平地が少ないので、自転車の利用はそれほど多くはないと思っています。

以前は子どもなどで右側通行の自転車を見かけることも時々あったんですけども、最近は見なくなりました。けれども耳にイヤホンをつ

けて音楽を聴きながら片手にスマートフォンを持ってとか、そういうことで歩行者に気づかずにぶつかったりけがをさせたりすることもあると思います。

昨年11月の法改正で運転中のながらスマホや酒気帯び運転などが罰則の対象になって以降の状況はどのようなものか、お尋ねします。

【吉岡交通指導課長】 自転車のながらスマホ、それと酒気帯び運転の取締り状況ですけれども、令和6年11月から本年10月までの取締り状況で、ながらスマホにつきましてはゼロ件、酒気帯び運転につきましては12件を検挙しております。

また、検挙に至らない指導警告の数であります。ながら運転につきましては105件、酒気帯び運転につきましては4件でありました。なお、逮捕事案はありませんでした。

【松尾交通企画課長】 私の方からは交通事故の状況について説明させていただきます。

このながらスマホ、あと酒気帯びに関する交通事故については、今年10月末まで発生はないということでございます。

【堤委員】 ありがとうございます。検挙したのは、ながらスマホはゼロで酒気帯びは12件あったということです。それから指導警告はながらスマホが105件と非常に多いです。それで酒気帯びが4件だったということで、事故はなしと。

やはり自転車を利用するのが他県に比べたら少ないと思うので、ただその指導警告が105件というのは、やはりまだまだ安全運転に対する意識が不十分なのではないかなと思います。

今日の長崎新聞に、ちょうどタイムリーにこの法改正の記事が載っていましたが、現在、自転車の交通違反というのは、悪質性、危険性が高くない場合は指導警告にとどめて、飲酒運転などのように特に悪質性、危険性が高い

場合は取締りの対象になって、刑事手続へ移行するというふうになるんだとお聞きしているわけですが、来年4月からは、16歳以上の自転車運転者は交通違反をしたら反則金を納めることになるかと伺っています。これはより厳格に取締りを強化するということになるのでしょうか。

【吉岡交通指導課長】 現在、自転車の取締りにつきましては、今ご指摘があったとおり基本は指導警告としまして悪質、危険なものは検挙しているという状況であります。

来年4月から反則制度が導入されますけれども、この取締り方針は変わらず、検挙するそのやり方が変わるというだけでございます。

【堤委員】 そうしますと、例えば自動車の場合、一時停止をしなかったり信号無視をしたりという場合に切符を切られるということがありますが、反則金を払わないといけないということがありますけれども、そういったケースも自転車の場合も取り締まられるということですね。

自転車と歩行者であっても交通ルールを遵守していなければ、歩行者だったり自転車の運転者が死亡したり重傷を負ったりと、そういうこともあると思います。それで万一のときに備えて損害賠償保険の加入なども大事なことだと思うんですけれども、県内の加入状況はどのようなかお分かりでしょうか。

【鶴瀬委員長】 暫時休憩します。

-----  
— 午前10時59分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時 0分 再開 —  
-----

【鶴瀬委員長】 再開します。

【松尾交通企画課長】 先ほどの質問にございました自転車の保険については、保険会社が把握されていることだと思っております。警察の方では今のところ把握しておりません。

【堤委員】何も通告もせず、いきなりお聞きしましたけれども、保険会社は確かに把握はされていると思いますけれども、警察の方で保険を勧めたりとかいうことにはならないんですか。

【吉岡交通指導課長】自転車の保険につきましては全国的にも問題になっておりまして、重要であると警察としても認識しております。

警察としましては、現在、取締りの中で指導警告したりする場合に任意保険を勧めたりということは実際に実施しております。

【堤委員】取締りの中で任意保険を勧めているということですか。

自動車の場合は強制的に自賠責に入らないといけないわけですが、そこまで自転車はないですが、本当に死亡事故があったり損害賠償の額が大きかったりということもあるので、やはり入って、安全運転を心がけることが第一ですけれども、事故に遭うこともありますので、やはり加入というのを勧めるということは大事なことかなと思います。

それで自治体によっては、その加入を義務化しているところもあると聞いたことがあるんですけども、本県の状況はどうでしょうか。

【鵜瀬委員長】 暫時休憩します。

-----  
— 午前11時 2分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時 2分 再開 —  
-----

【鵜瀬委員長】 再開します。

【田川交通部長】損害賠償保険の加入状況につきましては、警察の方ではまだ把握してないところがございます。

先ほど任意保険のところ、保険会社の方は把握しているという答弁を交通企画課長からなされましたけれども、警察の方としましては今後はそういったところに配慮する必要は今後生

じてくると思いますので、そういった保険関係についても把握しながら、自転車の事故防止対策などにも活用していきたいと考えております。

【堤委員】ありがとうございます。本当に全国的には自転車が盛んに利用されている地域もありますけれども、本県ではそこまではないですが、一旦事故が起きたりした場合は本当に大きなことになるので、保険加入なども含めて、あるいは2023年4月からヘルメット着用が努力義務化されましたけれども、やはり命を守る、安全な運転に心がけるという意味からも、そういったところを推奨していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

もう一件、この事件・事故の推移に犯罪の一般概況がありますけれども、ニセ電話詐欺の前のページですけれども、このところでニセ電話詐欺なども含まれると思いますが、知能犯それから風俗犯、3年間の認知件数の数字がずっと出ているわけですが、令和5年よりも前のところもちょっと見てみたら、この五、六年で知能犯、風俗犯というところが非常に増加しています。

その内容はどういうものなのか、増加の原因はどういうところにあるのかをお尋ねしたいと思います。

【松尾刑事総務課長】知能犯と風俗犯の増加理由等についてのご質問ということでお答えします。

5年、6年、7年で増加しているというところでご説明しますけれども、まず知能犯についてご説明します。

知能犯の罪種ですけれども、この知能犯の認知件数には詐欺、横領、汚職など5つの罪種の認知件数の合計となっております。

知能犯の認知件数が令和6年から増加している理由としましては詐欺の増加、取り分けニセ

電話詐欺とSNS型投資・ロマンス詐欺の増加が要因と考えられます。

知能犯の認知件数に占めるニセ電話詐欺とSNS型投資詐欺・ロマンス詐欺の割合を見ますと、合計数となりますが、令和6年9月末現在で認知件数536件中250件、令和7年9月末現在で認知件数578件中295件となっています。

前年比の増減数につきましても合計数となりますが、令和6年9月末現在の数値はプラス117件、令和7年9月末現在の数値はプラス45件となっています。

認知件数も前年比の増減数も、知能犯の中で最も多い数値となっておりますので、このニセ電話詐欺とSNS型投資詐欺・ロマンス詐欺の増加が要因と考えられています。

続きまして、風俗犯についてご説明します。

風俗犯の認知件数は、賭博、不同意わいせつ、性的姿態撮影等処罰法など、6つの罪種の認知件数の合計となります。

認知件数が令和6年から急増している理由としましては、性的姿態撮影等処罰法違反の増加が影響しているものと考えられます。

この性的姿態撮影等処罰法につきましては、令和5年7月13日から施行されたもので、主に盗撮を取り締まる法律であります。

それまで盗撮などは長崎県迷惑防止条例などで取り締まっていたましたが、より厳しい罰則のある性的姿態撮影等処罰法を適用するようになったことで、件数が急増したのと考えられます。

【堤委員】ありがとうございます。様々な詐欺の件数が、いろんなあの手、この手の詐欺が増えているということ、それから性的姿態撮影等処罰法が施行されたということで、盗撮が罰則をつけて取締りが強化されるようになったとい

うことで、法改正によってそれまで不十分だったところが、取締りが強化されて、そして件数として増えてきたということで、やはりこれは取締りを強化することによって被害を減らし、犯罪の抑止につながるというか、そういったことになっていると思います。

詐欺の方は対策をいろいろ講じて、本当に新たな詐欺がまた出てきて、広報なども先ほどご答弁がありましたけれども、新たな事案が出てきているというようなことですが、そのように知能犯、風俗犯が増加しているというご説明は分かりました。

やはり必要な法改正ということ、そして犯罪に遭わない、被害に遭わないような仕組みというのをこれからもいろいろ考えて、対策していかなければいけないんだなということを感じています。

本当に日々、警察本部の皆さんにはご尽力ただいて、県民生活の安心・安全のために働いていただいているわけですが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

【田中委員】新佐世保警察署の建設工事についてです。経緯というか結果というか、状況についてお聞きします。

今年の7年3月に不落ということで、7年7月には2度目が行われたんですけども、それも入札中止、3回目が12月に公告と聞いてはいるんですが、今後の予定等々はどういう流れになるのか、お聞かせください。

【野原装備施設課長】新佐世保警察署の建設工事につきましては、今委員からお話があったとおり本体工事については過去2回、それぞれ不落、中止ということで、今回3回目ということになっ

ております。

建設工事につきましては7工事に分けて発注予定で、既存工作物撤去工事、建設の先行工事、建設の本体工事、電気工事、空調設備工事、衛生設備工事、外構工事、こちらの7つに分けて工事を発注予定としているところでございます。

既に工事が終了しております既存工作物撤去工事を除く6工事の今後のスケジュールにつきまして、契約関係と工期に分けてご説明させていただきます。

まず、契約関係につきましては、電気工事、空調設備工事は既に契約済みであり、現在は工事を一時中止中です。建設の先行工事につきましては、12月2日に指名競争入札方式で開札いたしまして、落札ということになっております。

建設の本体工事につきましては、12月中旬に公告、令和8年1月下旬に開札の予定です。衛生設備工事につきましては、同じく12月中旬に公告、令和8年2月中旬に開札の予定。外構工事につきましては、建設工事の進捗状況を考慮しながら発注予定としております。

次に、工期につきましてはですが、建設の先行工事は先日落札し、令和8年4月15日までの工期となります。建設の本体工事は、令和9年12月末、電気、空調設備及び衛生設備工事は、令和10年1月初旬、外構工事についても、ほぼ同時期である令和9年度第4四半期の完成を予定としているところでございます。

【田中委員】 WTOの工事なので、いろいろ大変な手続があるとは思いますが、完全に1年遅れてしまうという実態になっているわけです。全てのスケジュールが狂ってしまう。営繕課に委託してやっている事業とはいえ、管理・監督は警察の方でやらなければならないわけだから。

そこで、予定どおりに行くと来年3月議会の承

認に間に合うんですか。これは間に合わせないと大変なことになりますから、来年の3月議会で承認が必要なんです。金額が大きいから。事務手続の関係は進んでるんですか。

【野原装備施設課長】 議会案件ということで、建設の本体工事についてのご質問と思いますが、こちらにつきましては先ほど申しましたとおり、12月中旬に公告、令和8年1月下旬に開札予定ということで、長崎県のホームページで公表しているものよりも若干遅れてはおりますが、1月下旬に開札予定で、3月議会での議案上程を目指しているところでございます。

【田中委員】 最低でも3月議会で承認してもらわないと、また1年遅れるような感じになる。

議会承認が済むと、来年4月に工事が始まる。それから1年9か月ぐらいか、工期の予定期間が令和9年12月ですから。

それからしても令和10年4月に供用開始ができるのかどうか。警察の方でもいろいろな手続というか準備が必要だと思いますから。

特に聞いておきたいのは、相浦署と佐世保署が統合して新警察署を造るわけです。もちろん人員も動くわけだから、本当に準備万端にやっておかなければいかんなど、1年半ぐらあるからとは言えどもです。

それからもう一つ聞きたいのは、統合した後の相浦署の位置づけを大体どのように考えているのか、これは聞かせてもらいたいと思う。

【緒方警務課長】 相浦警察署と佐世保警察署が統合した後の相浦警察署の位置づけといたしましては、相浦警察署の場所は、やはり相浦地区の安全・安心の拠点といたしまして、引き続き警察官による活動を実施していくように考えておまして、従前と変わらないようにパトロール等の強化、または各種啓発活動、また地元の

方と協力しながら、地域の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

【田中委員】これは県の考え方だけれども、佐世保署の場合は移転した後、早急に解体してもらわなければならない。その後に県北振興局が移る予定がもう進んでるんです。相浦はそのまま警察の方で使うという位置づけでいいんですね。それが分かればもう結構です。

そして最後に、予定というのはある程度うまくいくように準備しておいてもらわないと、いろいろな問題が出てくる。完全に1年遅れになってしまった。我々も期待していた。今が令和7年だから、令和10年4月ぐらいには大体、新警察署に移られると思うんだけど、是非我々も楽しみにしている施設なので、その後に県北振興局も移るといような流れもあるので、本当に遅れてもらったら困るので、是非お願いしておきたいと思います。

もう一つ、営繕課にあまり任せ切りにしても駄目。私も営繕課にはいろいろ話をしたけれども、WTOの工事だからという側面もあるけれども、是非お願いしておきたいと思います。

もう一つだけ、これは交通課になるのかな、入札の関係でちょっと聞きたいんだけど、交通情報板設置ということで、東明中学校外5か所というのが入ってるんです。3,300万ぐらいの工事だったかな、これはどういう施設ですか。

東明中学校という私の地元なので、ちょっと聞いておきたいと思うので教えてください。

【山口交通規制課長】工事の内容についてご説明させていただきます。

交通情報板になります。先ほどお話の中でもありました、横断歩道の認知を上げるダイヤモンドですが、それを上げるために道路にある交通情報板にいろんな広報をしております。

窓からも見えますけれど、道路上に警察が管理している交通情報板が、例えばいろんな安全運動を実施中とか、あと交通事故があった場合のためなんですけど、やはりこの先は通行止めとか、渋滞が何キロ発生していますというのは幹線道路をメインに設置しております。

やはり東明中学校のある場所については202号が交通の要所でありますので、そこに情報板を設置しているんですが、やはり機器が古くなると更新しないといけないため、それでその工事が今回入っています。

ですのであくまでも東明中というのは、工事の中のうちの1か所に東明中が入っているので、工事名に東明中が出てきたという形になっております。

【田中委員】それはそれでいいんです、東明中学校だから私も関心があるので。

ちょっとイメージが湧かないのよ、6か所で3,300万ぐらいの工事だから、1か所を平均すると500万ぐらいの工事かな。あそこが202号の要所というか、そういう流れの中であそこに設置するのか。

まだ設置はできてないのでしょうか、これは入札だけで。私はたまには通るけれども、こんなのができたかなというような記憶がない、東明中学校前と書いてあるけれども。この東明中学校のところの交差点の近くにやっぱりできるんでしょうから、今は202号の4車線工事をしていくけれども。

もう設置しているのか、今からなのか、そこら辺も含めて教えてください。

【鶴瀬委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
— 午前11時20分 休憩 —

-----  
— 午前11時21分 再開 —  
-----

【鵜瀬委員長】再開します。

【山口交通規制課長】本件については更新工事がメインになっております。4車線化する場所でもありますし、当然、更新となると4車線化している場所なので、若干位置がずれる可能性はあると思うんですが、本件の工事につきましては大体が更新、建て替えというイメージになっております。

【田中委員】更新なんですね、今まであったのを更新ということですね。今まであった記憶がないものだから。私が、しょっちゅう通るんだけど、東明中学校の前は。しょっちゅうといっても月に二、三回だけれども。

分かりました。更新でやっている工事ということですね、分かりました。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ほかに質問がないようですので、警察本部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

---

— 午前11時22分 休憩 —

---

— 午前11時24分 再開 —

---

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。

引き続き、出納局・各種委員会事務局関係の審査を行います。

しばらく休憩し、11時35分より再開します。

---

— 午前11時24分 休憩 —

---

— 午前11時35分 再開 —

---

【鵜瀬委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

【鵜瀬分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

会計管理者より、予算議案の説明を求めます。

【井手会計管理者】出納局関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

まず、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算で、（目）一般管理費257万4,000円の減を計上いたしておりますが、これは、職員の給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算で、（目）一般管理費1,047万1,000円の増、（目）会計管理費21万4,000円の増を計上いたしておりますが、これは職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】ありがとうございました。

次に、監査事務局長より予算議案の説明を求めます。

【桑宮監査事務局長】監査事務局関係の議案に

ついてご説明いたします。

同じ資料の3ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

まず、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）委員費1万6,000円の減、（目）事務局費196万5,000円の減を計上いたしておりますが、これは、常勤監査委員及び職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）委員費5万円の増、（目）事務局費421万2,000円の増を計上いたしておりますが、これは、常勤監査委員及び職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】 ありがとうございます。

次に、人事委員会事務局長より予算議案の説明を求めます。

【小畑人事委員会事務局長】 それでは人事委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の4ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」の

うち関係部分であります。

まず、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）事務局費615万1,000円の増を計上いたしておりますが、これは、職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）事務局費377万9,000円の増を計上いたしておりますが、これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】 ありがとうございます。

次に、労働委員会事務局長より予算議案の説明を求めます。

【小畑労働委員会事務局長】 それでは、労働委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の5ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

まず、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）事務局費131万2,000円の減を計上いたしておりますが、これは、職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要す

る経費であります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）事務局費154万8,000円の増を計上いたしておりますが、これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】 ありがとうございます。

次に、議会事務局長より予算議案の説明を求めます。

【中尾議会事務局長】 議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の6ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

まず、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）議会費1,507万5,000円の減、（目）事務局費171万6,000円の増を計上いたしておりますが、これは議員報酬及び職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）議会費548万円の増、（目）事務局費822万1,000円の増を計上いたしておりますが、これは議員の期末手当改定及び職員の

給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第103号議案のうち関係部分及び第106号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【鵜瀬委員長】 次に、委員会による審査を行います。出納局及び各種委員会事務局においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

まず、人事委員会事務局長より所管事項説明を求めます。

【小畑人事委員会事務局長】 人事委員会事務局関係の所管事項についてご報告いたします。

まず、総務委員会関係説明資料の追加1の2ページをご覧ください。

令和7年度長崎県職員採用試験について、短大卒業程度、高校卒業程度の試験を実施し、11月20日に最終合格者を発表いたしました。

受験者数、合格者数及び競争倍率につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

次に、総務委員会関係説明資料の2ページをご覧ください。

公務における人材の確保は、民間企業の採用活動の活発化及び国や他の地方公共団体との競合により非常に厳しい状況であり、本県の職員採用試験においても、特に技術系職種では受験者数が採用予定数を下回るなど、人材の確保が一層厳しくなっております。

このような状況を踏まえ、大学卒業程度のC試験として「農業」、「畜産」、「林業」、「農業土木」、「土木」、「建築」、「機械設備」、「電気」、「社会福祉」の9職種について、1次試験を11月12日から11月30日まで実施し、2次試験を1月中旬、最終合格者の発表を2月中旬に予定しております。試験方法については記載のとおりであります。

多様で優れた人材の確保に向けて、引き続き、任命権者との協議を進めてまいります。

次に、職員の給与等に関する報告及び勧告についてであります。本委員会は、去る10月6日、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

給与改定における民間企業との比較に当たり、本県においても優れた人材の確保に向けた取組が重要であることを考慮し、国に準じて、比較対象企業規模を50人以上から100人以上に見直しました。

その結果、月例給及び特別給ともに民間の水準が県職員の水準を上回っていたことから、職員の給与を引き上げることといたしました。その概要は記載のとおりであります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の報告を終わります。

【鵜瀬委員長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について説明を求めます。

【山道会計課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出いたしました出納局・各種委員会事務局の資料についてご説明申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

出納局所管の1,000万円以上の契約について、令和7年9月から令和7年10月までの実績は記載のとおり1件となっております。

また、入札結果につきましては3ページに記載のとおりでございます。以上でございます。

【鵜瀬委員長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより議案外所管事務一般に関する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありますか。

【堤委員】1,000万円以上の契約状況で、LEDスポットライトほかとありますが、これは県の美術館に納入するということでされていますけれども、これの契約の中身、内容についてまずお尋ねします。

【元村物品管理室長】LEDスポットライトほかの契約の内容なんですけれども、こちらはLEDスポットライトが150個、それに伴うスフェロリットレンズが100個、ダウンフィルターが33個の3種目の調達となっております。

【堤委員】 LEDスポットライト150個ほかそれぞれということですが、このLEDスポットライトというのは、その更新時期が来たために今回契約したものなのかということ、それから契約金額2,762万とありますけれども、入札結果を見ますと2,511万と契約の金額がちょっと上がっていますけれども、この辺の経緯はどういうことなんでしょうか。

【元村物品管理室長】 まず、LEDスポットライトの更新なんですけれども、こちらは美術館の方で計画的に更新ということで、計画的に調達されていると聞いております。

それと入札結果一覧表の金額は税抜きの金額を記載しておりますので、これに消費税相当額の10%を掛けた2,762万2,991円が契約金額となっております。

【堤委員】 分かりました。入札結果の方は税抜きの金額で、税込みで2,700万余りということですか。

計画的に美術館の方で更新されているということで、150個というのは、これは美術館全体のスポットライトの中の大体どのくらいの割合になるんでしょうか。

【元村物品管理室長】 こちらの個数については、どの程度の割合になるかはちょっとこちらの方では把握しておりませんで、文化振興・世界遺産課の方から請求があった分をこちらで調達するとなっております。

【鵜瀬委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 質問がないようですので、出納

局及び各種委員会事務局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午前11時51分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時51分 再開 —  
-----

【鵜瀬委員長】 委員会を再開いたします。

これを持ちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、企画部関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
— 午前 11時52分 散会 —  
-----

## 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年12月10日

自 午前10時 0分  
至 午前11時 8分  
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

鵜瀬 和博	委員長（分科会長）
大久保堅太	副委員長（副会長）
田中 愛国	委 員
徳永 達也	〃
山田 朋子	〃
川崎 祥司	〃
山本 由夫	〃
宅島 寿一	〃
堤 典子	〃
中村 俊介	〃

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

早稲田智仁	企 画 部 長
川端 博子	企 画 部 次 長
山下 公誉	政 策 調 整 課 長
内田 正樹	政 策 企 画 課 長
寺井 芳隆	政 策 企 画 課 企 画 監 (地域連携担当)
川瀬 泰介	政 策 企 画 課 企 画 監 (総合計画・総合戦略担当)
直塚 健	デジタル戦略課長

6、審査の経過次のとおり

-----  
— 午前10時 0分 開議 —  
-----

【鵜瀬委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより企画関係の審査を行います。

【鵜瀬分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

企画部長より予算議案の説明を求めます。

【早稲田企画部長】おはようございます。企画部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

初めに、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち企画部関係についてご説明いたします。

今回の補正予算は歳出予算で、1,444万6,000円の増を計上いたしております。

この歳出予算の内容は、職員給与費について、既定予算の過不足調整に要する経費であります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち企画部関係についてご説明いたします。

補正予算は歳出予算で1,231万7,000円の増を計上いたしております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申

上げます。

【鶴瀬分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鶴瀬分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鶴瀬分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第103号議案のうち関係部分及び第106号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鶴瀬分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【鶴瀬委員長】 次に、委員会による審査を行います。議案を議題といたします。

企画部長より総括説明を求めます。

【早稲田企画部長】 企画部関係の議案についてご説明いたします。

お手元の総務委員会関係議案説明資料をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」のうち関係部分であります。

第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするも

のであります。

これは、県議会をはじめ県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画みんなの未来図2030」とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「暮らし」「しごと」「にぎわい」「まち」の5つの柱の下、12の基本戦略を掲げる令和8年度からの5か年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち企画部関係部分では、基本戦略「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」において、「デジタル技術等を活用した地域課題の解決」として、デジタル技術や人材を活用した新たなサービス創出、通信環境整備等による地理的格差解消に取り組むこととしております。

また、「ドローンなどの先端技術を活用した地域課題の解決やイノベーション創出の推進」として、特区等を活用した規制制度改革や先端的サービスの実証、ドローン活用に係る人材育成・社会実装へ向けた取組の支援等を図ってまいります。

県としては、今後も県議会でのご議論を十分に踏まえながら、市町、関係団体等と連携し、県民一人ひとりが主体となって「新しい長崎県づくり」に参画いただけるよう、県民総ぐるみの計画として、様々な施策の展開に力を注いでまいりたいと考えております。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

（人口戦略フォーラムについて）

県では、来る12月21日、出島メッセ長崎において、長崎市及び産官学金労言から構成される実行委員会との共催により、「日本創生に向け

た人口戦略フォーラム「inながさき」を開催する予定であります。

本フォーラムは、人口減少問題に取り組む全国的な民間組織である「未来を選択する会議」の三村議長をはじめ、九州各県知事及び地域活性化に取り組まれている方々等にご参加いただき、「若者・女性にも選ばれる地方になるために」をメインテーマに掲げ、「九州はひとつ」の取組事例の紹介など、3つのパネルディスカッションを行うこととしております。

また、県内の学生により「ながさき宣言」を発表することとしており、本県から日本全国に向けて、力強い地方創生のメッセージを発信してまいりたいと考えております。

県としては、こうした取組を通して、人口減少問題に対する課題認識を関係者間で共有しながら、官民一体となって、引き続き、将来にわたる県勢の持続的な発展を目指してまいります。

（SDGsの推進について）

SDGsについては、県民の皆様や企業等に対する普及啓発及び認知度向上を図るため、長崎県SDGs登録制度の運用やポータルサイトによる情報発信、啓発イベントの実施等に取り組んでいるところであります。

このうち、登録制度の運用においては、登録の拡大を目指し、今年度から新たに、通年での募集を開始したほか、去る11月7日には、啓発イベントとして、「“つなぐ”長崎SDGsセミナー2025 inメタバース」を開催し、メタバース空間を活用の上、講演や県内企業等による取組事例の発表などを行いました。

また、10月20日からは、県民の皆様にご参加いただきながらSDGsを県内に広げていくことを目的に、「#（ハッシュタグ）長崎みんなのSDGs～広がれ！SDGsの輪～」と題し

て、SDGsに関する身近な取組をインスタグラムで投稿いただくキャンペーンを実施したところであります。

今後とも、登録制度の運用や県民参加型の啓発イベント等の工夫を行いながら、県民の皆様や県内企業等へのSDGsのさらなる普及促進に努めてまいりたいと考えております。

（ドローンの社会実装等の推進について）

県においては、国家戦略特区制度等を活用しながら、様々な分野において、先端的なドローンサービスの社会実装の促進に取り組んでおります。

去る10月14日には、砂防施設の点検及び測量の効率化を目的として、島原市の水無川流域において、小型固定翼ドローンを用いた実証が行われました。

今回の実証は、島原市やANAホールディングス株式会社等が共同で取り組んでいるものであり、実証に用いた固定翼ドローンは、回転翼ドローンに比べ長距離を高速で飛行できるため、広域的な点検・測量の実施や作業時間の短縮などにつながることで期待されるものであります。

また、去る11月20日、新上五島町において、国家戦略特区制度による調査事業として、そらいいな株式会社等により、全国で初めてとなるドローンのエリア単位でのレベル4飛行による実証が行われました。

これは、従来の線形経路単位でのレベル4飛行をさらに発展させ、面的なエリア単位で行うものであり、本年2月に、五島市において実施された線的な飛行による処方薬配送の実証を基に、その要件や安全確保措置などについて、国と協議・検討を重ねた結果、今回、エリア単位で医薬品等を複数の目的地へ配送するレベル4飛行が実現したものであります。

今後とも、様々な分野におけるドローンサービスの早期実装を推進するとともに、ドローンサービスの活用による地域課題の解決に向けて、力を注いでまいりたいと考えております。

（事務事業評価の実施について）

本年度の事業評価において、事務事業評価を実施いたしました。企画部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【鶴瀬委員長】 ありがとうございます。

次に、政策企画課企画監より補足説明を求めます。

【川瀬政策企画課企画監】おはようございます。私から、第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030」につきましてご説明申し上げます。

まず、策定経過について説明いたします。

初めに、本計画の策定までの経過につきましては、昨年来、現行計画の進捗状況を分析、検証するとともに、県内外の有識者による懇話会を計4回開催いたしました。

さらに、高校生や大学生などの若者、県内企業の女性社員の皆様との意見交換、県内7地域の地域別意見交換会、県民アンケート、市町へのヒアリングなどを通じて、幅広く県民の皆様の声を伺ってまいりました。

また、県議会には6月定例会で計画の基本理念や政策の柱などを示した素案骨子をお示しし、ご意見をいただきました。

続いて、9月定例会では基本理念のフレーズや数値目標、主な取組を追加した素案をお示しし、さらにご意見をいただいたところです。

今回の計画議案は、この9月定例会でのご意見

に加え、県民からのパブリックコメント、市町や関係団体、有識者懇話会からのご意見を踏まえて取りまとめたものです。

それでは、素案からの主な変更点を中心に説明申し上げます。

議案の3ページをご覧ください。

議案の件名にもございますとおり、今回、新たな総合計画の名称としまして、「長崎県総合計画みんなの未来図2030」を提案させていただいております。

このみんなの未来図という名称には、2030年度までの5年間における県の政策の方向性を未来図としてお示しし、その実現に向けて県民の皆様と意思を一つにし、共に歩いていくという願いを込めております。

また、この名称は基本理念である「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」に込められた思いや考えと方向性を共有するものとなっております。

続きまして、議案の14ページをご覧ください。

ここでは、基本理念を実現する5つの柱について、10年後の目指す姿を具体化した、ありたい姿の主なものをお示ししております。

各柱の「めざす姿」の実現に向けて取組を進めた結果、10年後に本県がどのような状態になっているかを「ありたい姿」として具体的に表現し、県民の皆様と共有することを目的として設けたものでございます。

続きまして、議案22ページ以降の基本戦略・施策についてご説明申し上げます。

まず指標につきまして、素案の段階では統計調査やアンケート調査の結果が未確定であったため、基準値や目標値を調整中と記載しておりました。記載しておりました「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かってい

る」と思う人の割合や、産業廃棄物の最終処分量のほか観光消費額などの指標について、新たに目標値等を設定しております。

また、県議会、有識者懇話会、パブリックコメント等で頂戴したご意見を踏まえ、指標の名称や目標値の見直し、指標の追加等も行っております。

これらの変更があった指標につきましては、設定根拠を整理した参考資料をそれぞれ所管の委員会に配付させていただいております。

指標以外の変更点につきましては、有識者懇話会やパブリックコメント等を踏まえ、計画全般にわたり文言の追加や修正を行っておりますが、施策や取組の方向性に影響を与えるものではございませんので、個別の説明は割愛させていただきます。

以上が本議案の概要でございます。今議会におきましても、9月定例会の計画素案の際と同様に、関係資料として各常任委員会に所管部局の事業群一覧を配付させていただいており、それぞれ関係部分のご審議をお願いするところでございます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**【鶴瀬委員長】** ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

**【中村(俊)委員】** おはようございます、中村です。

私からは、総合計画推進のための取組についてでありますけれども、長崎県総合計画は、この地域の未来を形づくる重要な指針であると考えております。

それで、これまでの計画では地域課題への対応や施策の展開を着実に進めてこられたものと

認識しておりますが、昨今の社会経済情勢の変化や、また地域課題の複雑化が進む中で、次期計画では柔軟な対応力や戦略的な展開力を兼ね備えた運営が求められるものと思います。

単に計画を策定するだけではなくて、実効性を高められるような仕組みをしっかりと確立させていくことが重要ではないかなと思います。

ゆえに効果的なマネジメントサイクルの展開であるとか、または外部視点の導入などによる事業検証や、また将来の地域社会の担い手となる若者世代の参画を推進することも、持続可能性を高める観点からも大切なことだと思いますが、県としてこれらの取組をどのように計画、運営に取り組んで、地域の実情に即した柔軟で戦略的な推進を行っていくのかが、前段で少し長くなりましたけれども、これに関して3点ほどお伺いしたいと思います。

まず、次期総合計画では各施策の「めざす姿」の具現化に向けて、PDCAサイクルを中心としたマネジメントサイクルの展開が示されております。

皆さんご承知のとおりであります。計画そして実行、評価、改善といった一連の流れを確実に実施すること、これは施策の実効力を向上させる上で重要であります。PDCAサイクルを活用したマネジメントサイクルについて、具体的な運用方法と、また施策の改善につながる仕組みについて、どのように取り組んでおられるのか、また必要に応じて活用するその他手法があれば、その考え方についても重ねてご説明をお願いします。

**【川瀬政策企画課企画監】** 総合計画の推進に当たりましては、PDCAサイクルを軸としたマネジメントサイクルを展開し、施策の実効性と透明性の向上を図ってまいります。

計画の策定に当たりましては、施策の目的や活動成果を整理した上で、成果を示すアウトカム指標を設定しており、県民への成果の説明に当たりましては、分かりやすく定量的に把握可能な実績値を用いてまいります。

また、毎年度の政策評価を通じまして達成状況を検証し、必要に応じて施策や事業の改善・見直しを行ってまいります。

さらに、施策の立案や改善に当たりましてはEBPM、証拠に基づく政策立案の考え方を取り入れ、客観的なデータに基づいて現状と課題を把握し、より効果的な手段を選択してまいります。

なお、社会情勢の変化に柔軟に対応するためOODA（ウーダ）ループなど、そのほか改善につながる手法の活用も研究・検討してまいります。

【中村(俊)委員】ありがとうございます。PDCAサイクルを軸としたマネジメントサイクルの考え方は、総合計画の実効性を高める上で非常に重要だと感じます。

目標値の設定から評価、改善までの、この流れを明確にすることは、やはり県民の皆さんにとっても成果が見えやすく、また納得感のある施策につながるものと思います。

またEBPMについても、客観的なデータに基づいた政策判断が行われることは、信頼性の向上にも寄与する重要な視点であると思いますし、また、OODA（ウーダ）ループの活用も含めて、今後も状況に応じた手法を選択することによって、マネジメントの精度向上が図られることに期待したいと思います。

そして2点目ですが、総合計画及び総合戦略の実効性を高めるには、計画の進捗状況や、また成果を客観的に検証するこの仕組みが必要不可欠だと考えております。

特に外部視点を取り入れた検証は、施策の妥当性また改善点を明らかにする上で、非常に有効だと認識しております。

総合計画そして総合戦略の検証については、外部委員による懇話会を開催し、検証を行うというご説明が先ほどありましたが、まずは当該外部委員の構成など懇話会の仕組みについて、もう少し詳しくご説明願います。

【川瀬政策企画課企画監】まずは総合計画の策定に当たっての懇話会の説明をさせていただきます。

この総合計画・総合戦略の策定に当たりましては、本県の政策分野を網羅する計画であることから懇話会を設置し、肩書や年齢、性別にとらわれることなく、各分野において先進的な取組を行っている専門家だとか、県民の意見を代表する公募委員など、総勢33名の委員の皆様から幅広く意見を伺ってきたところでございます。

今後は総合計画及び総合戦略の効果検証に当たりましては、これら33名の委員の中から、検証テーマに関連する専門分野の方々を中心に、33名から10名程度を招集いたしまして、令和9年度以降、毎年度ご審議いただくことと考えております。

また、計画期間中に社会経済情勢等の変化により計画の見直しが必要となった場合には、懇話会の委員の皆様にも再度ご参集いただき、ご意見を伺う機会を設けることも想定しております。

【中村(俊)委員】ただいまのご説明の中で、懇話会の委員構成においては専門性と多様性の両立が図られている点、また検証の仕組みとして、毎年度審議する機会を設けるとのことであります。

では、懇話会の開催を通じて得られるこの専門的な知見であるとか、または現場の実践に基

づく意見を具体的にどのように計画の検証に生かしていくのか、また検証結果をどのように施策の改善につなげていくのか、県としての見解をご教授いただければ幸いです。

【川瀬政策企画課企画監】総合計画の推進に当たりましては、懇話会を計画の検証機能として活用し、専門家や公募委員など外部有識者の意見を積極的に取り入れてまいります。

懇話会では施策の進捗状況や成果指標の達成度等で総合計画の進捗状況を共有し、客観的な評価と改善の方向性について議論を深めることで計画の実効性向上を図るほか、懇話会で得られた意見につきましては、事業の改善や重点化などに活用し、柔軟かつ戦略的な計画運営を推進してまいります。

こうした検証と改善のサイクルを通じまして、県民ニーズに即した施策展開を推進してまいります。

【中村(俊)委員】懇話会を検証の場として活用することで、施策の妥当性や改善点が明確になり、また計画の実効性が高まることを期待しております。

また、専門家や県民からの公募委員を含む幅広い構成により、県民の声が計画に反映される仕組みが整えられている点は、県民参加の観点からも大事なポイントであると感じます。

外部の視点を取り入れた検証は、行政の自己評価に偏らない客観性を確保する上でも非常に重要ではないかなと思います。

今後も懇話会等を通じて、計画の質の向上に資する組織を継続していただけるように強く要望いたします。

それでは最後になりますけれども、総合計画の推進に当たってであります。

県民への周知と理解を深めること、これが非常に重要ではないかなと思います。また周知に

とどまらずに、やはり計画に将来の地域社会を担う若者世代の参画を促すことが、計画自体の持続可能性を高める上で重要な課題であろうと考えます。

そういった考えから、県として総合計画の周知・啓発をどのように進めていくのか、また若者世代の関心を高めて計画実施への参画を促すため、具体的にどのように取り組んでいくのか、県の見解を伺います。

【川瀬政策企画課企画監】周知・啓発と若者の参画の2点のお尋ねがありました。

まず周知・啓発につきましては、議決をいただきましたならば、できるだけ早いタイミングで県のホームページに掲載いたしまして、冊子等の配布も順次実施してまいりたいと考えております。

さらに広報紙や県政番組、SNSなど県の広報媒体を幅広く活用いたしまして、県民の周知・啓発にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また若者の参画につきましては、策定段階から高校生や大学生、女性グループなど、若者や女性との意見交換に力を入れてきたことを踏まえ、今後も教育機関や県内の企業等のご理解、ご協力を得ながら、単なる講演にとどまらず双方向の取組を重ねてまいりたいと考えております。

加えて、先ほど部長説明でもございました、12月21日に日本創生に向けた人口戦略フォーラムを本県でも開催いたします。

本フォーラムでは、若者、女性が安心して働き暮らせるための取組や、地域のポテンシャルを活かし付加価値を生み出すための取組など、3つのテーマでパネルディスカッションを行うこととしております。

次期総合計画とも同じ方向性であることから、様々な参加者が参加される本機会を捉えまして、本県の事例を紹介することとしております。

こういった取組を積み重ねることによって本計画の周知を一層進めまして、若者の積極的な県政への参画を促してまいりたいと考えております。

【中村(俊)委員】 ありがとうございます。総合計画の周知・啓発について、ホームページや冊子の配布に加えて広報紙や県政番組、SNSなど多様な媒体を活用する方針であるということでした。

またこれは県民への情報発信を強化する上で非常に有効な手段であると感じました。特にSNSなど若者に届きやすいこういった手法を積極的に取り入れることは、通常、我々議員もそういった形で情報発信させていただいてますけれども、計画の認知度向上に直結する重要な取組だと思います。

また、策定段階から高校生や大学生、女性グループとの意見交換を重ねてきた点は評価いたしますし、また今後も教育機関や企業と連携して教材開発や、またワークショップを通じて若者の主体的な参画を促す姿勢は計画の持続可能性を高める上で大きな意義がございます。

そしてこうした双方向の取組をしっかりと継続されることを強く期待し、また要望して私の質問を終わります。ありがとうございます。

【鶴瀬委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【宅島委員】 この長崎県総合計画は議案になっています、それでここに説明が書いてあるんですが、「概ね10年後のありたい姿」、これを示したと。それで「みんなの未来図2030」ということで計画を立てられております。非常に県民のご意見を幅広くお聞きして策定されたと評価いたします。

それでここに書いてありますとおり、この計画は県政における最上位の計画として、令和8年度からの5か年間の政策の方向性を示すものであると明記してあります。

本当に先ほど中村（俊）委員からも説明がありましたとおり県民の皆様方に広く、これは要約版というか、そういったことも考えながら認知度アップに努めていただきたいと思います。

この計画の中で、製造業、サービス産業、そしてまた農業、水産業の4分野において、県民所得の増加に向けた具体的な取組が示されております。

こうした取組が県民生活の向上や地域経済の活性化につながることは重要であると考えますが、まずは現状の県民所得の増加実績についてご説明をお願いします。

【川瀬政策企画課企画監】 県民所得の増加実績のお尋ねがございました。

実績につきましては、県民経済計算の確定に一定の期間を要するため、現時点での最新値は令和4年度の実績となっております。

現行計画の基準値である令和2年度を基とした令和4年度における増加額は、製造業263億円、サービス産業652億円、農業マイナス24億円、水産業67億円で、4分野の合計では958億円となり、現計画の最終目標である831億円を既に上回っている状況となっております。

特にサービス産業の大幅な伸びが全体を牽引しておりますが、製造業、水産業も令和4年度の目標値を上回っており、農業分野は減少しているものの、全体としては順調に推移しております。

今後も県民所得の向上を通じまして、県内経済の活性化に引き続き力を注いでまいります。

【宅島委員】 ありがとうございます。製造業で

263億円、その他サービス業で652億円、農業でマイナス24億円、水産業で67億円のプラス、合計で958億円のプラスという説明をいただきました。

今計画において非常に目標を達成されたということで、評価させていただきますが、それぞれの分野の増加額の内訳について説明をお願いします。

【川瀬政策企画課企画監】 まず、現計画の県民所得の増加額831億円の内訳について説明いたします。

製造業は550億円、サービス産業は175億円、農業は93億円、水産業は13億円となっております。

続いて、新たな総合計画の県民所得の増加額1,791億円の内訳について説明いたします。

製造業は1,590億円、サービス産業は147億円、農業は45億円、水産業は9億円となっております。

【宅島委員】 今説明がありましたけれども、所得増加目標です。現計画より抑えられているということはこういった背景があるのか、ご説明をお願いいたします。

【川瀬政策企画課企画監】 農業と水産業につきましては、担い手の高齢化だとか資材価格の高騰など、厳しい課題に直面していることが現計画より抑えられている背景として挙げられます。

新たな計画におきましても、経営体の育成等を通じまして、県民所得の向上を図る方針となっております。

具体的には、農業では農家の減少や資材高騰の影響により、栽培面積や所得率が低下しており、増加目標は現計画より縮小されているものの、スマート技術の活用や基盤整備、作業の外部化などにより継続して所得向上に取り組まします。

次に、水産業では経営体数の減少が続く中でも、ブリ、クロマグロなど養殖魚を中心に産出額が伸びており、新たな計画では高齢化に対応しながら経営体当たりの収益性向上を目指すことで所得向上を図ってまいります。

【宅島委員】 ありがとうございます。特に水産業については、中国への輸出が今またストップがかかるというような状況で、非常に不透明な業態というか、水産業の輸出をしている方にとっては打撃になっております。

この辺を含めてきちんと水産部と連携して、こういった対策を盛り込んでいったらいいのかというのをしっかり検討して、こういった総合計画の中にも入れ込んでいただきたいと思います。

あとドローンの活用なんですけれども、国家戦略特区ですかドローンの、長崎県が認定されて様々な実証実験がされております。

特に医療分野の関係で先進的な取組を実証実験されていると思いますが、先般、デジタル戦略課長にも、ぜひ国家戦略特区でドローンが認定されているわけだから、海洋プラスチックごみの回収をこのドローンを使ってしっかりやってみて、国と環境省と協議しながら進めたらどうかと申し上げましたけれども、その後の取組について答弁をお願いいたします。

【直塚デジタル戦略課長】 先月、対馬に出向きまして、対馬の中でも移動が特に困難な上対馬地域に出向きまして、そちらで漁協とも話をさせていただいたところでございます。

その中で、その海洋ごみの回収の業務を対馬におきましては各漁協さんが受託して行われているということを知り取ったところでございます。

それで今後はドローンを活用してどういう取

組ができるのかどうか、そういったことを主に意見交換させていただいたわけなんです。地元漁協の方からは、実際にドローンが海洋ごみを運んでいる姿を一回見てみたいという話もお聞きしたところでございますので、今度は実際にドローンの事業者と、ドローンの機体も対馬に実際に持って行って、デモフライトみたいなものを今後はやっていきたいということを考えているところでございます。

【宅島委員】ありがとうございます。特に離島の海岸線沿い、道路がつながっているところの漂着ごみは、車で行けますけれども、道路がない部分の海岸線沿いはどうしても、例えば船で行って、そこからドローンを例えば飛ばして回収して船に載せるとか、そういった工夫もあると思いますので、ぜひ海洋プラスチックごみの回収、そしてまた県内でも非常に農作物の被害が出ているイノシシ対策ですが、こういったものも例えばドローンに赤外線センサーを搭載して、イノシシの動向をきちんと調査したり、イノシシの駆除に向けた活動についても長崎県がそういった取組をして、全国に役立つようなそういった事例を報告できるように取り組んでいただきたいと思います。

この「みんなの未来図2030」は非常に皆さんが努力されてつくり上げられて、本当にいいものに出来上がっているじゃないかと評価いたします。

この目標に向かって、それぞれ皆さんに頑張っていたきたいと思います。よろしく願います。

【鵜瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

【山田委員】私も総合計画について伺いたいと思います。

県民の命と暮らしを大切にすることは行政の

最も基本的な使命であり、地域社会の持続性を確保する上で欠かせない視点だと考えております。

私も今定例会の一般質問で、県民の命を守る取組について、原子力防災訓練や基地対策などについて質疑を行いました。次期総合計画における、まち分野は、こうした観点から災害、危機対応、インフラ整備、公共交通の維持などを掲げ、県民生活の根幹を支える重要な柱として位置づけられているものと認識しております。

そこで、次期総合計画のまち分野において、どのような施策を通じて安心・安全な地域づくりを進めていくのか伺います。

【川瀬政策企画課企画監】まち分野の施策についてご質問いただきました。

次期総合計画におけます、まち分野につきましては、県民の生命と財産を守り、将来にわたって持続可能な地域社会を築くための基盤となる重要な柱であると考えております。

近年、自然災害の激甚化・頻発化が進む中、県民の命と暮らしを守るため、強靱な県土づくりを進めることが不可欠であり、道路や河川、港湾、砂防などのインフラについて、適切な整備、維持管理を行ってまいります。

また、災害、危機管理時に迅速かつ的確な対応ができる体制を強化するため、国や市町、防災関係機関等と連携しました有事即応態勢を構築するとともに、地域住民の防災意識向上や自主防災組織の強化を図るなど、ハード・ソフト両面での取組を進めてまいります。

あわせて公共交通の維持だとか、離島・半島地域の活性化、デジタル技術、先端技術を活用した課題解決など、活力にあふれた持続可能な地域づくりにも取り組んでまいります。

次期総合計画におきましては、こうした施策

を総合的に展開し、安全・安心で災害に強い県土づくりを進めるとともに、県民が誇りを持って暮らせる魅力あるまちの実現に向け、全力で取り組んでまいります。

【山田委員】次に、県民の安全・安心を守る取組について伺いたいと思います。

人口減少が進み地域のつながりが希薄化する中で、子どもから高齢者まで誰もが自分らしく生きがいを持って暮らせる社会の実現は、地域の活力を維持し安全・安心を守る上で重要だと考えております。

私も一般質問で、県民、こどもの安全・安心を守る取組として、発達障害児の支援体制や介護職員の現状、こどもの権利擁護について質疑しました。

こどもが安心して育ち、夢を描きながら成長できること、働く世代が家庭や地域で役割を果たし、健やかに暮らせること、高齢者が尊厳を持って地域に関わりを続けること。こうした世代間の多様な暮らしが共存し、互いに支え合う社会の構築は、安全・安心な未来の実現に欠かせません。

次期総合計画の「こども」「暮らし」分野では、こうした社会の実現に向けどのような施策を展開していくのか伺います。

【川瀬政策企画課企画監】「こども」「暮らし」分野の施策について、お尋ねがありました。

次期総合計画では、全ての世代が多様な価値観や個性を尊重し合い、健康で安心して暮らせる社会環境の整備を重要な視点とし、基本理念にも位置づけております。

そのため、「こども」「暮らし」分野では、こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する、健康で生きがいを持って暮らせる社会をつくる、多様性を尊重し合う共生社会をつくる、

安心して生活できる環境づくりを推進するなどの基本戦略に沿って、教育、福祉、医療、地域づくりなどの施策を総合的に展開してまいります。

こども分野におきましては、こどもが安全・安心して過ごせる居場所や環境の整備など、またこどもたちを支援する魅力ある学校教育の環境づくり、きめ細かな対応が必要なこどもや家庭への支援などに取り組んでまいります。

続いて、暮らし分野につきましては、地域の医療・介護サービスの確保・充実や、健康づくり、生きがいづくりの促進を図るとともに、互いに支え合う地域共生社会や多文化共生社会の推進、さらに犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりなどを進めてまいります。

【山田委員】災害や危機管理への備え、強靱な県土づくり、公共交通の維持など、安全・安心を確保するための施策が総合的に進められることは、県民生活にとって極めて重要です。

また、子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らし、生きがいを持てる社会の実現に向け、教育、福祉、医療、地域づくりを一体的に進める姿勢も確認ができました。

次期総合計画における「まち」「こども」「暮らし」分野の方向性が整理されたと考えています。

さらに、地域経済を支える「しごと」や、交流を生み出す「にぎわい」の分野についても、計画に沿った取組を着実に進め、県政の発展にしっかりと力を注いでいただきたいと思います。

以上で終わります。

【鶴瀬委員長】ほかに質疑はありませんか。

【山本委員】おはようございます。私は総合計画の中の数値目標についてお伺いします。

今回の総合計画については従来と同様、目標

年度というか最終年度の令和12年度における目標値というのが多く設定されています。

それぞれ根拠を持って設定されていると思うんですけども、各部局であったり政策企画課であったり、それから知事等も含めて、この目標値の設定のプロセスについて、まずお伺いします。

【川瀬政策企画課企画監】ただいまプロセスのお尋ねがありました。

まず、この数値目標を設定する上でのプロセスの前提を説明させてください。

前提につきましては、数値目標については施策や事業群等における取組の成果を客観的に把握できるよう目標を設定いたしまして、適正な進捗管理やPDCAサイクルの推進による効果的、効率的かつ成果を重視した行政運営を進めまして、計画の着実な推進を図るために設定しております。

また、設定に当たりましては、原則として成果を数値で表すアウトカム指標を設定すること、県民に分かりやすい指標とすること、各分野の個別計画等の目標値との整合性を図ること、できるだけ毎年データが取得できるものとするなどなどに留意しております。

それでお尋ねのプロセスにつきましては、まず各部局におきまして過去の実績値や、国や他県の状況、将来の社会経済動向、現状などを踏まえまして目標値を設定いたしました。

続きまして、企画部におきまして計画全体としての一貫性や整合性を確保しながら妥当性を精査し、各部局と調整しております

その後、三役を含めた会議におきまして、目標値の適切性や計画の方向性につきまして議論を重ねまして、最終的に決定いたしました。

このように複数段階の検討を経ることで、県

民にとって分かりやすく、かつ実効性のある目標設定となるように努めながら設定しております。

【山本委員】ありがとうございました。プロセスについては理解いたしました。

一方、この12年度の目標値というのを見てきたんですけども、例えば基準値よりも上昇とか改善とかいう形で、定性的に形成ができてるんですか。方向性だけが書かれているもので、具体的な数値が記載されていないものが幾つかあります。

また、目標値は設定されているんだけど、現状を踏まえるともう少し高い目標を設定してもいいんじゃないかと感じられるものがあります。

また一方で、これは産業労働部関係なんですけれども、目標値が例えば九州1位とかいう形で、目標値が非常に意欲的だなと感じるようなものもあります。

それで確かに数値が出しにくい指標であったり、事業系とそれ以外では事情等が違うとは思いますが、今回の総合計画の副題は「みんなの未来図2030」と名を打っておられますし、また県は新たな行財政改革について、行政経営方針というような形で名称を今回は変えられて、管理からその経営という形で軸足を移して、職員一丸となってこれに取り組もうとしていることを考えれば、より高い目標設定があってもいいんじゃないかと感じるんですけども、この点についての見解をお願いします。

【川瀬政策企画課企画監】先ほど述べましたとおり、数値目標につきましては原則として成果を数値で表すアウトカム指標を設定すること、つまり定量的なものとするとしております。

数値で表すことができないものとか、例え

ば県民の思いを表すような指標につきましては、定性的な目標を設定しております。

委員からお話がありました、具体的な目標値が記載されていないものの事例につきましては、国の目標値を上回るなど既に高い実績値となっているため、「上昇」としているもの、具体的な目標設定が困難なため、「減少」としているものなどがございます。

また、委員からご指摘がありました、より高い目標設定を行うことにつきましては、大変重要な視点であると認識してございます。

今回の指標設定に当たりましては、施策の「めざす姿」を達成するために、分かりやすくより高い目標を設定し、三役や有識者懇話会での議論を経て、妥当性、適切性を慎重に検討した結果となっております。

今後とも、社会情勢だとか県民ニーズの変化、施策の進捗状況等に十分に留意しながら、PDCAサイクルを実施いたしまして、この新しい総合計画の着実な推進を図ってまいりたいと考えております。

【山本委員】 ありがとうございます。これだけの計画をつくれるのは大変だったなと思いますし、今の目標設定についても一定理解いたしますし、この計画自体は了承させていただきたいと思っておりますけれども、先ほど中村委員の質問にもあったように、ずっと見直しをしていくということ、それから意見を取り入れていくということが必要かと思っておりますので、これでスタートしていったら、見直しといたしますかチェックしていく中で状況と、時期を見て必要があれば見直しをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【鵜瀬委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第134号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第134号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について説明を求めます。

【山下政策調整課長】 政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づきまして、本委員会に提出しております企画部関係の資料について、ご説明申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

附属機関等会議に係る結果報告でございます。

令和7年9月から令和7年10月までの実績は、長崎県総合計画・総合戦略懇話会の1件でありまして、その議事概要につきましては3ページにお示ししているとおりでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表の

とおりに、陳情書の送付を受けておりますのでご覧願います。

審査対象の陳情番号は79番、87番です。

陳情書について何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【川崎委員】おはようございます。「新技術実装連携“絆”特区」についてお尋ねいたします。

県もこれに取り組んで随分時間がたっておりますが、部長の説明にもありましたように、11月20日に新上五島町で実証実験が行われております。

内容とその事業に対する県の認識についてお伺いいたします。

【直塚デジタル戦略課長】部長からも先ほど説明がございましたように、まず今年の2月に五島市で、線形ルートでのレベル4飛行の実証が行われたところでございますが、この実証につきましては有人地帯でのドローン配送の実装に向けて大きく前進した実証だったと思っております。

ただ当然のことながら、ビジネスとしてドローン配送を展開していく際には、配送先が多岐にわたりますので、経路ごとに飛行申請を行うことは、現実問題として事業者にとってはかなりの負担になってしまいますし、効率的な配送サービスにも支障が出るというような課題がご

ざいます。

そこで今回の実証では、従来の線形経路でのレベル4飛行をさらに発展させて、前回の実証を基にその要件や安全確保措置などについて国と協議検討を重ねた結果、医薬品を複数の目的地へ配送できるエリア単位でのレベル4飛行が全国で初めて実証されたということは、日常的に有人地帯をドローンで配送するサービスの社会実装にさらに大きく近づくものだったと、県として認識しているところでございます。

【川崎委員】全国初であり、その医薬品が届けられると、まさに命に直結する事業ということで大変うれしく思っておりますし、やはりこれが商用ベースに乗っていただけるように思うところでありますが、そういった課題もあると思えます。その課題と今後の取組についてお尋ねいたします。

【直塚デジタル戦略課長】課題についてのお尋ねでございますが、有人地帯を目視外で飛行できる、このレベル4飛行の社会実装につきましては、エリア全体のその飛行経路の下の人口動態の把握であるとか、上空の通信環境の確認をどのように行うのか、そういった整理しないといけない課題が、まだまだあると思っております。

また、レベル4飛行には第一種の型式認証を取得した機体が必要となりますので、そうした機体を増やしていくことも必要になってきますし、機体認証を受けるまでの手続の簡素化につきましても、引き続き国へ求めていく必要があると思っております。

さらには、ビジネスの視点におきましては運航コストの低減でありますとか、需要のさらなる開拓につきましても今後の課題であると考えておりまして、今後も今回のような実証を繰り返しながら検証を行いまして、利便性の高いドローンの活用を目指す事業者を県としましても

引き続き側面的に支援していきたいと考えているところがございます。

【川崎委員】ありがとうございます。人口動態の把握、上空の通信環境の確認と検証ということで、本当にもっと突っ込んで整理しなければいけない課題があると伺いました。

型式認証の機体も、日本では今1種類しかない、1社しかないということも、ちょっとここも何とかたくさんの方に開発していただいて、また安価にその機材が提供していただけるようなところも願うところではありますが、何よりもビジネスにのせるというところでは、やはりどんどんいろんなケース、そういったチャレンジをやっていただきたいと思うところがあります。

需要の開拓というところで、今課題もあるということでした。これはどのような形で開拓を進めていかれるのか、お尋ねいたします。

【直塚デジタル戦略課長】まずドローンの活用につきましては、民間事業者の調査によりますと、土木でありますとか農業分野におきましては活用が進んでいる一方で、物流分野におきましては、まだそこまで活用が進んでいないという状況でございます。

理由といたしましては、物流分野は有人地帯の上空といった、そのリスクが高いエリアを飛行する機会が多いことから求められる安全性が高く、運航に係る機体とか、あと有資格操縦者の確保、さらにはその申請に必要な現地の事前調査といった、運航コストが高くなるということが課題であると認識しているところでございます。

したがって、こうした課題を一つ一つクリアしていきながら、最終的にはレベル4飛行によって街中をいつでもドローンが飛び回って配送できるような、そういった状態になれば自ずと物流分野においても需要が拡大していくと思

いますので、特区などを活用した利便性の高いドローン配送の実現が需要の開拓につながるものと考えているところがございます。

また、こうしたドローンを活用した取組を多くの方々に知っていただくことも重要なことだと思っておりますので、県といたしましては様々な機会を捉えまして、情報発信にも今後、力を入れていきたいと考えているところがございます。

【川崎委員】確認ができました。土木、農業は確かに今多く利用されているのは承知していますが、この物流というのは期待されているところでありまして、先ほどの医薬品の配送などというのは、本当に待ち望むところありますので、どうか様々な課題をクリアして、まさにこの実現を図っていただきたいのと、やはりチャレンジを促していくという意味では、もっとこの特区の存在も知っていただくということと、本当に後押しする支援、施策、そこをしっかりと構築していく必要があるかと思っておりますので、しっかりと取り組んでいただきたく、お願いしたいと思いますが、最後にご所見があればお願いします。

【直塚デジタル戦略課長】委員ご指摘のとおり、このドローンの活用というものは特定の分野だけでなく、様々な分野で活用していただくということが必要と考えておりますので、例えばいろんなドローンの事業者とユーザーとのマッチングをさらに進めていって、それでそういった地元の事業者とドローンを掛け合わせて、いろんな分野でもドローンの活用を進めていきたいと考えておりますし、あと今回の実証につきましては五島列島での実証でございましたが、本県は離島、半島といった条件不利地をたくさん抱えている県でもございますので、そうした地域でもドローンの活用を進めていけるように、

結果として県内全体でのドローンの活用が進むように、県としても今後も取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

【鶴瀬委員長】ほかに質問はありませんか。

【大久保副委員長】1点お尋ねいたします。川崎委員の関連にはなるんですけれども、本当は総合計画でも聞けたのかもしれないですけれども、ドローンプロジェクト、絆特区についてでございます。

先般の一般質問等でもあっておりましたけれど、費用対効果だとかいう話もございました。1億8,000万ぐらい使われていたという報告だったかなと思っております。

その効果はまだまだ今は実証実験で、実装まだ入っていないことがほとんどであると思っておりますけれども、その中で、やはり予算を使うに当たっては効果だとか、またこれから先の見込まれる経済効果だとか、やはりいろんなそういう結果を求められるところに入ってくると思っております。

その中で、今は土木だとか、また農業だとか医療、運送・配送、そういったところで、どの市場にどれぐらいの規模の経済効果だとかが生まれると見込んであるのか、ちょっと全容として私もつかめてないので、そこら辺りのお話をお伺いしたいというように思います。

【直塚デジタル戦略課長】ドローンを活用した経済効果についてのお尋ねでございますが、本県の分野ごとの経済効果というものははじいたものは、今は持ち合わせておりませんが、日本全体の分野別の市場規模というものは、民間事業者の方で示されておまして、まず点検の分野が1,306億円、農業分野が602億円、次いで土木建築が408億円で物流が51億円というような、これは予測となっておりますが、民間事業者の

調査結果については今手元に持ち合わせているところでございます。

この市場規模をどうやってはじいているのかというところまでは、まだ確認ができてないのですが、これはあくまでも民間の調査でございますが、こういった数値から全国的にも本県におきましても、やはり点検や農業、土木、そういった分野でドローンの活用が進んでいるということが、この数値を見て分かるのかなと思っています。

それでやはり物流についてはまだ全国で51億円と、ここはまだまだ伸び代がある分野だと思っておりますので、まさにこの「新技術実装連携“絆”特区」、これは特に物流分野におけるオンデマンド配送の実現を目指した、福島県と連携して取り組むものでございますので、レベル4飛行の実現に向けて、県としましても取組を進めていきたいと考えているところでございます。

【大久保副委員長】ありがとうございます。数千億、今でも市場規模を見込んだ実験だとは受け止めております。

その中で、やはりあの様に議会からも質疑があると私が思うのは、やはりまだ理解が進んでいないということではないかというように思っております。であれば、やはりもう少し丁寧にこの総合戦略においても、このワールドプロジェクト、このドローンについてはどうしても対外的に県民にも示すに当たっては、こういった市場規模だとか、多分数字だけでははかれない命だとか離島とか、やはりそういった長崎県においては課題先進県として、私は特区を受けているとも思っておりますので、やはりそういったことをしっかり示して、一生懸命に当局もされております。やはりそういったところを数値化だとか、またそういった安心・安全という

ところをしっかりと出した上で、その上でこういった後押しをしているということをもう少し前面に出すことによって議会にも、また県民にも理解を示されて、また企業もしっかりのってきってくれるんじゃないかなと思っております。

少しやはりそういったところが足らずに、齟齬が生じてるんじゃないかなというように思っておりますので、私はしっかりと必要性はあると思っておりますし、いろんな可能性もあるというように思っておりますので、どうかそういったところを当局はしっかりと出していただいて、進めていただければというように思っております。

以上です。

【鶴瀬委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鶴瀬委員長】 ほかに質問がないようですので、企画部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

---

— 午前11時 7分 休憩 —

---

— 午前11時 7分 再開 —

---

【鶴瀬委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、企画部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、地域振興部関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

---

— 午前 11時 8分 散会 —

---

# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年12月11日

自 午前10時 2分  
至 午後 2時 21分  
於 委員会室 1

萩田 勝則 土地対策室長  
川口 正剛 新幹線対策課長  
松島 勝久 県庁舎跡地活用室長

2、出席委員の氏名

鵜瀬 和博	委員長(分科会長)
大久保堅太	副委員長(副会長)
田中 愛国	委 員
徳永 達也	”
山田 朋子	”
川崎 祥司	”
山本 由夫	”
宅島 寿一	”
堤 典子	”
中村 俊介	”

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

渡辺 大祐	地域振興部長
峰松 茂泰	地域振興部政策監 (離島・半島・過疎対策担当)
南澤 佑典	地域振興部次長兼交通政策課長
椎名 大介	地域振興部参事監 (県庁舎跡地活用担当)
梅田真由美	地域づくり推進課長
中村 雅	地域づくり推進課企画監 (離島振興担当)
小橋 和則	市町村課長

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 2分 開議 —

【鵜瀬委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより地域振興部関係の審査を行います。

【鵜瀬分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

地域振興部より予算議案の説明を求めます。

【渡辺地域振興部長】 おはようございます。

地域振興部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」2ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

初めに、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳出予算で合計2,539万4,000円の増を計上いたしております。これは職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳出予算で合計5,560万7,000円の増を計上いたしております。これは職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬分科会長】 ありがとうございます。

以上で、説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第103号議案のうち関係部分及び106号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定をされました。

【鵜瀬委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

地域振興部長より総括説明を求めます。

【渡辺地域振興部長】 続きまして、地域振興部関係の議案についてご説明をいたします。

お手元の「総務委員会説明資料」2ページをお開き願います。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」のうち関係部分であります。

第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画みんなの未来図2030」とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「暮らし」「しごと」「にぎわい」「まち」の五つの柱の下、12の基本戦略を掲げる令和8年度からの5か年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち、地域振興部関係部分では、基本戦略「地域の魅力で人を惹きつける」において、「U I ターン促進のための情報発信や移住希望者支援の強化」として、ターゲットに応じた、より効果的な手法による本県固有の魅力を生かした情報発信の強化等に取り組んでいくこととしております。

そのほか、九州新幹線西九州ルート of 全線フル規格の推進、離島・半島などの地域社会の維持・活性化、地域を支える公共交通の維持・確保に関する施策について、様々な関係者と力を合わせて推進し、活力にあふれた新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

「和解及び損害賠償の額の決定」について。

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した1件につき、損害賠償金合計3万8,520

円を支払うため、去る11月4日付で専決処分をさせていただきます。

なお、この損害賠償金は全額保険から支払われることになっております。

次に、所管事項についてご説明いたします。

「長崎県・市町連携会議の開催」について。

去る10月24日に、知事と市町長による令和7年度「長崎県・市町連携会議」を開催いたしました。

会議においては、パートナーシップ宣誓制度の導入のほか、子ども福祉医療費制度や産科医療体制の整備などについて意見交換を行ったところであります。

引き続き、県・市町の施策について、情報共有や意見交換を行うなど、市町との連携強化を図り、各種施策の効果的な展開につなげてまいります。

「半島振興計画（案）」について。

本年4月1日に半島振興法が改正・延長され、今回の法改正では、能登半島地震を踏まえ、法の目的に半島防災・地方創生が明記されたほか、国土強靱化の観点から、道路や港湾、上下水道の整備、災害応急対策の体制充実などの項目が配慮規定として新たに加えられるなど、半島振興施策の実施により、半島特有の防災対策の推進や地域の自立的発展を目指すことが求められております。

県としては、法改正の趣旨を踏まえた新たな半島振興計画の策定に取り組んでいるところであり、今後、県議会でのご議論をはじめ、県民の皆様のご意見や国との協議も踏まえ、同計画の策定に努めてまいります。

「国境離島地域の振興」について。

国境離島地域の振興については、有人国境離島法が、令和9年3月に期限を迎えることから、

本年8月22日に内閣府特命担当大臣等に対し要望活動を実施するなど、あらゆる機会を捉えて法の改正・延長に向けた国等への働きかけを行っております。

こうした中、去る10月25日、五島市において1,000人を超える地域住民の皆様が参加し、同法の改正・延長に向けた総決起大会が開催され、地域の実情に即した法改正と確実な延長などが決議をされております。

これに続き、新上五島町、壱岐市、対馬市においても同様の大会が開催されており、その際、県においては、地域の皆様から離島地域の現状や課題をはじめ、法律が必要不可欠であることや、制度の拡充が必要であることなどの意見をいただいております。

恐れ入りますが、「総務委員会関係説明資料（追加2）」2ページをご覧ください。

また、12月10日には、各総決起大会を総括する報告会を県庁で開催し、各地域の代表の皆様から、総決起大会のご報告をいただくなど、法改正に対する強い思いと期待を改めて共有したところであります。

恐れ入りますが、「総務委員会関係説明資料」にお戻りいただき、4ページ中段をご覧ください。

こうした地域の皆様の声や、関係市町の意見などを取りまとめた意見書を作成し、12月16日に、県議会や関係市町の皆様とともに、国等への要望活動を実施することとしております。

引き続き、支援策の充実・強化を伴う法改正が確実に行われるよう取り組んでまいります。

次期長崎県地域公共交通計画素案の策定について。

令和2年度の地域公共交通活性化再生法の改正により、全ての地方公共団体において、地域交通に関するマスタープランとなる地域公共交

通計画を策定することが努力義務化されたことを受け、県では令和4年に「長崎県地域公共交通活性化協議会」を設置し、令和5年度から令和7年度までを計画期間とする「長崎県地域公共交通計画」を策定し、施策等に取り組んできたところです。

今年度末をもって現計画が終期を迎えることから、令和8年度から令和12年度を計画期間とする「次期長崎県地域公共交通計画」について、同協議会において、国や県内市町と十分に連携を図りながら策定を進めているところです。

計画の策定に当たりましては、県の次期総合計画等の関連計画や市町の「地域公共交通計画」との整合を図り、11月14日の同協議会でのご議論を経て、計画の素案を取りまとめたところであります。

今後は、県議会やパブリックコメントなど、県民の皆様のご意見を伺いながら、所定の手続を進めてまいります。

「九州新幹線西九州ルート」について。

九州新幹線西九州ルートにつきましては、未整備区間の整備方式に関して、10月8日には佐賀市内において、国土交通省の水嶋事務次官と山口知事の会談が行われ、同月23日にはJR九州から国土交通省に対し、佐賀県の財政負担軽減を求める要望が提出されるなど、関係者間の動きが活発化しております。

そのような中、同月30日に大石知事が水嶋事務次官と意見交換を行い、全国の新幹線ネットワークにつながっていない現状は望ましくないことと、具体的な解決策を模索することについて認識を共有したところであり、引き続き、関係者と連携しながら取り組んでまいります。

また、西九州新幹線の効果拡大を促進するため、去る11月8日に、県内の小学生以下の児童と

保護者を対象に、今回初めて佐世保駅から出発する西九州新幹線「かもめ」の無料乗車会を開催いたしました。佐世保駅からは特急列車を使用し、武雄温泉駅で新幹線「かもめ」に対面乗換を体験しながら、長崎駅までを往復する行程で、約340名の皆様に参加をしていただきました。

恐れ入りますが、「総務委員会関係説明資料（追加1）」2ページをご覧ください。

さらに、同月25日には、JR九州の企画により、県内の園児を対象として、「新幹線かもめ」を貸し切って大村市の車両基地を見学するツアー「かもめトレチャッタ」が開催されました。園児及び保護者約150名が参加され、西九州新幹線の魅力や必要性を理解する機会になったとともに、大村車両基地を地域資源として磨き上げることに繋がったものと考えております。

恐れ入りますが、「総務委員会関係説明資料」にお戻りいただきまして、6ページをご覧ください。

今後も、こうした取組を通じて新幹線効果の拡大に努めるとともに、政府・与党をはじめ関係機関に対して課題の解決を働きかけ、関係者間での協議を重ねながら、全線フル規格による整備の早期実現に向けて、県として全力で取り組んでまいります。

事務事業評価の実施について。

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価を実施いたしました。地域振興部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

事務事業評価については、14件の事業群評価調書により、28件の事業を評価いたしました。そのうち14件の事業について、令和8年度に向けて、「改善」又は「廃止」の見直しを検討しております。

なお、事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬委員長】 ありがとうございます。

以上で、説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第134号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第134号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

【鵜瀬委員長】 次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について説明を求めます。

【梅田地域づくり推進課長】 おはようございます。

政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出しております地域振興部関係の資料についてご説明いたします。

資料2ページをご覧ください。

9月から10月までに内示を行った補助金の一覧となっております。内訳は、長崎県地域公共交通ネットワーク再構築等推進事業費補助金など合計6件となっております。

次に、3ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況の9月から10月までの実績で、令和8年執行予定、長崎県知事選挙及び長崎県議会議員補欠選挙広報業務委託の随意契約1件となっております。

次に、4ページをご覧ください。

知事及び部局長等に関する陳情・要望のうち、9月から10月までに県議会議長宛てにも同様の陳情・要望が行われたものは、長崎市などからで、県の対応等につきましては、10ページまでお示ししているとおりにとなっております。

次に、11ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、9月から10月までの実績は、長崎県地域公共交通活性化協議会を2回開催しておりまして、その内容につきましては記載のとおりとなっております。

以上で、報告を終わります。

【鵜瀬委員長】 引き続き、地域づくり推進課長より補足説明を求めます。

【梅田地域づくり推進課長】 本年3月末に可決成立しました改正半島振興法に基づき策定する半島振興計画（案）につきまして、1、概要と、2から4までの半島地域の計画案を掲載しておりますが、本日は1の概要にて説明をいたします。

まず、半島振興法につきましては、(1)に記載のとおり、半島地域の持続的発展に関する施策

を総合的かつ計画的に推進するため、昭和60年に議員立法により、10年間の時限法として制定されたもので、県内におきましては、2に記載のとおり、四つの地域が半島地域に指定されております。

この四つの半島地域については、国の半島振興基本方針に基づき、関係市町と協議の上、今後10年間の期間とする半島振興計画を策定する必要がございますが、このうち東松浦地域につきましては、本県では松浦市の鷹島町のみが対象であるため、対象地域の大部分を占める佐賀県で作成中となっております。

半島振興法に基づく半島振興防災道路整備事業などの財政支援を活用する場合は、半島振興計画に位置づけられていることが求められているため、こうしたことから、半島振興計画を策定する必要があるということになります。

今回の法改正の主な内容につきましては、能登半島地震で道路の寸断や集落の孤立、断水が深刻化したことを踏まえ、道路や港湾、上下水道の整備、災害応急対策の体制充実などの項目が追加されており、新たな計画に盛り込むこととしております。

2ページでございますが、半島振興計画に記載すべき事項につきましては、法に規定されており、下線を引いている項目が、今回の法改正の中で施策の充実を図るものとして、新たに追加されております。

3ページ下段をご覧ください。

各半島地域の特色につきましては、道路や産業基盤等の整備、各地域の特性や地域資源を活用した施策を展開することで、自立的発展を目指すこととしており、4ページに主なKPIとして、地域内の人口減少率や高規格道路の供用率などを設定することとしております。

今後の計画策定のスケジュールですが、県議会でのご議論やパブリックコメント等のご意見を踏まえた上で、国に協議を行い、正式に決定することとなります。

以上で、半島振興計画（案）についての説明を終わります。

【鶴瀬委員長】 ありがとうございます。

次に、地域づくり推進課企画監より補足説明を求めます。

【中村地域づくり推進課企画監】 有人国境離島法の改正・延長に関する意見書（案）について説明させていただきます。

資料の1ページ目をご覧ください。

ページ番号についてですが、1ページ目でございますと、資料の一番下に27分の1と記載しております。ページ番号については、こちらで説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

改めまして、資料の1ページをご覧ください。

令和9年3月末に期限を迎える有人国境離島法について、県では、法期限の確実な延長と法改正に合わせた支援策の充実・強化が図られるよう、県内関係市町をはじめとして広くご意見を伺い、その結果を意見書として取りまとめ、国等への要望活動を実施することとしております。

これまでのスケジュールでございますが、意見書の素案については、9月の県議会離島半島地域振興特別委員会と総務委員会においてご審議いただきました。

10月には、改めて関係市町や市町議会等への意見照会を実施いたしました。また、関連する動きとしまして、10月25日から12月6日にかけて、五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市において、法律の改正延長に向けた総決起大会が順次開催されております。

県では、各地域での総決起大会に合わせ、意見交換会を開催し、知事又は副知事が直接各地域の皆様から、今後必要とされている施策等についてご意見をお伺いしております。

このような地域の皆様の声なども取り入れた意見書の案については、11月25日に開催されました県議会離島・半島地域振興特別委員会においてご審議いただいたところです。

本委員会でのご審議を踏まえ、速やかに意見書を確定し、12月16日に本意見書を基に、本県選出国會議員の皆様のご協力をいただき、県議会や関係市町の皆様と一丸となって、国等への要望活動を実施することとしております。

スケジュールについては以上でございます。続きまして、2ページをご覧ください。

こちらからが意見書案の本体でございます。

2ページの表紙の左上に記載しておりますが、素案から修正等を加えた箇所については、朱書きにしております。

素案からの主な修正箇所についてご説明させていただきます。

11ページをお願いします。

(1) 航路・航空路運賃の低廉化に関しまして中段の四角囲みの部分が具体的な要望事項でございますが、①の航路・航空路運賃低廉化事業の対象拡大として、準住民への追加を求めていく対象者の具体的な例としまして、「地域のボランティアやお祭りなど、地域の担い手としての活動のため来島する者」を新たに追加しております。

15ページをお願いします。

(7) 新たにに取り組むべき施策に関しまして、四角囲み部分の①持続可能な医療・介護提供体制の確保に対する支援の強化を求めていく内容として、一つ目の丸については、素案では、「診

療報酬・介護報酬制度の充実・強化を図ること」としておりましたが、より具体的に支援が必要な内容を改めて検討した結果、「人が住み続けていくために不可欠な医療・介護サービスの提供体制を維持するためには、全国一律の診療介護報酬だけでは経営や人材確保が困難となる事態が懸念されるため、将来にわたって維持確保できるよう、新たな支援措置を講じること」に修正いたしております。

16ページをお願いします。

医療・福祉など地域課題の解決につながる実証実験が、他地域に優先して離島で行われるよう、③としまして、地域課題の解決に資する実証フィールドとしての活用促進、実装支援の拡充を新たな項目として追加しております。

19ページをお願いします。

4. 必要な財政上の措置等について、国境離島関係市町から県への要望の際や、各地域での意見交換などにおいても、改正・延長後の関連予算の確保等が何よりも重要であるというご意見を多くいただいております。

こうしたご意見を踏まえ、予算総額の確保、拡充等をより強く訴える内容に修正しております。

21ページをお願いします。

こちらから23ページまでは、巻末の資料編として、各地域での総決起大会の概要と有人国境離島法に基づく取組の実績に関するデータを掲載することとしております。

なお、24ページから27ページまでは、参考資料として概要版を添付させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鵜瀬委員長】 ありがとうございます。

次に、地域振興部次長兼交通政策課長より補足説明を求めます。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】おはようございます。

それでは、私より、長崎県地域公共交通計画についてご説明をさせていただきます。

長崎県地域公共交通計画（素案）概要版の1ページ目をご覧ください。

初めに、計画策定の背景と目的についてご説明いたします。

少子高齢化や人口減少による利用者の減少、燃料等の高騰に加え、運転士等の公共交通の担い手不足による路線の廃止・減便などが顕在化しており、本県の地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しております。

また、令和2年の地域公共交通活性化再生法の改正により、地域公共交通計画の策定が努力義務化されており、県、市町、交通事業者等関係者の共通認識となる長崎県地域公共交通計画について、計画期間を令和5年度から令和7年度までとして策定し、施策等に取り組んできたところです。

今年度末をもって現行計画が終期を迎えることから、令和8年度から令和12年度を計画期間とする次期長崎県地域公共交通計画について、本県の公共交通の現状と課題を整理するとともに、本県の実態に沿った持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、計画を策定するものです。

次期計画の構成ですが、第1章では、本県の地域概況や人口動態などの社会状況を記載しております。

第2章では、各モードの輸送人員等の地域公共交通の現状や市町の地域公共交通政策の状況などを記載しております。

第3章では、第1章と第2章を基に、地域公共交通を取り巻く課題を整理しております。

第4章以降は、現状と課題に対する本計画の基本方針と目標、それを達成するための施策、達成状況の評価等を記載しております。

次に、計画の概要についてご説明いたします。

2ページにお進みください。

まず、2ページの左上に記載をしております本計画の位置づけについてです。

本計画は、県内の公共交通政策のマスタープランとして策定するものであり、策定に当たっては、本計画と同じく令和8年度から改定される長崎県総合計画などの上位計画や、各市町において策定されている地域公共交通計画と整合を図ることとしています。

計画の区域ですが、本計画は長崎県全域を対象とし、上位計画である次期長崎県総合計画における地域別計画と同様の区分にて整理しております。

計画期間は、次期長崎県総合計画と合わせまして、令和8年度から令和12年度までの5年間としております。

次に、資料の2、同じページの右上をご覧ください。

第1章では、地域の概況について整理しております。

本県は平坦地が乏しく、離島・半島地域が多く、地域的なハンディキャップを抱えている中、人口減少や少子高齢化が全国より早く進行しております。

こうした中、離島・半島地区への移動手段の確保や人口減少、少子高齢化による輸送人員の減少、高齢化や運転免許自主返納者の増加による高齢者などの移動手段など、様々な課題を抱えております。

また、本県の燃料価格は全国と比較しても高く、特に離島部においては、全国平均と比べて1リットル当たり約30円高い状況でございます。

次に、同じページの右下でございますが、第2章では、地域公共交通の現状について整理しており、県内全体の公共交通ネットワークの概況を記載しております。

本県では、路線バス事業者が12社、鉄軌道事業者が4社あり、本土部と離島部を結ぶ航路の主要港は10か所、主要空港は4か所となっております。また、西九州新幹線の長崎～武雄温泉間が運行されております。

次に、3ページにお進みいただいて、3ページの左上をご覧ください。

こちらでは乗合バスなどの交通モードごとに輸送人員の推移や経営収支状況、運転士の数など、地域公共交通の現状を整理しております。

輸送人員については減少している一方、行政負担額は増加しております。また、交通事業者の経営収支は厳しい状況にあり、運転士数についても、多くの交通モードにおいて減少傾向にあります。あわせて、県内市町の地域公共交通計画等の策定状況など、地域公共交通施策の現状についても整理しております。

次に、右上の第3章でございますが、

第1章から第2章までの整理を踏まえ、地域公共交通の課題として、人口減少、少子高齢化の進展による輸送人員の確保、高齢者の移動手段の確保、輸送人員の減少や運行コストの増加による経営収支の悪化・事業経営の圧迫、廃止路線の増加等による公共交通サービス低下の懸念、バス、鉄道等の運転士数の減少・高齢化による人材不足、自治体における公共交通に関する組織・人材の不足、離島半島地区への移動手段の確保。

以上の6点を課題として整理しております。

次に、同じページの右下でございますが、ここまで整理した現状と課題から、第4章では、本計画における地域公共交通の維持・確保に関する基本方針として、持続可能な幹線公共交通ネットワークの構築、地域との共創による最適な地域モビリティの推進、公共交通に関わる人材の確保・育成の3点を整理しております。

計画の目標として、基本方針ごとに評価指標を設定しております。

基本方針1については、幹線バスの年間輸送人員、幹線バスの利用者1人当たりの行政負担額、地域鉄道、長崎本線（江北～諫早間）、離島航路・航空路の路線維持を設定しております。

基本方針2については、コミュニティ交通を導入している市町数、基本方針3については、県内乗合バス事業者の運転士充足率を設定しております。

次に、4ページにお進みください。

第5章では、目標を達成するための施策・事業を基本方針ごとに整理しています。

基本方針1では、持続可能な幹線公共交通ネットワークの構築に対応する施策を記載しております。

その中で地域間幹線に関する施策として4項目ございます。

一つ目は、バス路線に求められる役割や維持・確保の方針の設定についてです。これは、市町をまたぐ国庫補助対象路線について、役割や維持・確保の方針を整理するもので、国、県の支援を中心に現在の路線を維持するものです。

次に、離島航路・航空路の確実な維持については、離島住民にとって欠くことのできない路線であり、国庫補助金等の支援制度を活用し、国、県、関係自治体において協調して、現在の

航路・航空路の維持を図るものがございます。

次に、地域鉄道、それから長崎本線の江北～諫早間の確実な維持として、松浦鉄道、島原鉄道については、国庫補助等の支援制度を活用し、国、県、沿線自治体において協調し、現在の路線維持を図るものです。

そのほか長崎本線の鉄道上下分離区間である江北～諫早間においては、佐賀・長崎鉄道管理センターとJR九州等の連携により、運行の維持を図るものです。

二つ目に、利便性向上・効率化に関する施策として、新たなモビリティサービスの実装に向けた取組の推進や、デジタル化による効率化や利便性向上に資する取組の推進、MaaSを活用した地域公共交通の利用促進を記載しております。

基本方針の2では、地域との共創による最適な地域モビリティの推進に対応する政策として、デマンド化やコミュニティ交通への転換などによる運行効率化によるモード転換の推進や地域の輸送資源を活用した最適な地域内交通網の形成を記載しています。

そのほか、幹線バス路線、フィーダー路線の維持のための行政の役割整理では、市町をまたぐ幹線バス路線と地域内フィーダー路線の維持に向けた、県と市町の役割について記載しております。

基本方針3では、公共交通に関わる人材の確保・育成に対応する施策として、運転士や整備士等、地域公共交通の担い手の確保、公共交通に関わる人材の育成や好事例等の情報共有の推進の2項目を整理しております。

次に、6ページをご覧ください。

6ページでは、計画の達成状況の評価方法について記載しております。

まず、計画の達成状況の評価を実施するのは長崎県地域公共交通活性化協議会であり、構成員の役割としては表のとおりとなっております。

なお、評価の手法については協議会事務局にて評価案を作成し、委員の皆様にお示した上で評価を行っていただくことを想定しております。

効果的な計画の推進のため、PDCAサイクルに基づき各施策・事業を進めていくこととし、評価の手法については、毎年6月の協議会において数値目標の進捗状況をお示した上で、計画の達成に向けた継続的な改善を行っていくことといたします。

最後に、計画の目標に対するモニタリング方法ですが、表に記載のとおりとさせていただいており、協議会事務局において、市町、交通事業者に対して照会を行うことで、指標の達成状況を確認することといたします。

【鶴瀬委員長】 ありがとうございます。

以上で、説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、79番、86番、87番、100番です。

陳情書について、何かご質問ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鶴瀬委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問ありませんか。

【宅島委員】補助金内示一覧表の政策等に係る資料なんですけども、長崎県地域公共交通デジタル化等推進支援事業費ですね。ここに記載をしてありますけども、これ以外にですね、事業者たくさんあると思うんですけども、例えば、この補助金を申請して、まだ通っていない事業者がいるのかいないのかという確認させてください。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】こちらのデジタル化補助金につきましてですが、1次募集と2次募集を行っております、今回ここに記載をしておりますのは1次募集分でございます。現在、2次募集について、ここに掲載されている事業者以外からも応募いただいております、内容の精査や審査を行っているところでございます。

【宅島委員】デジタル化推進ですね。デジタル化等の利便性向上に対する助成となっているんですけども、具体的にどのような設備というか、お客様に対して利便性が向上するのか、そこをちょっと説明をお願いします。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】こちらの補助金ですが、目的として、まず事業者の経営の効率化や生産性の向上、それから訪日外国人の受入れ環境の整備、大きく分けてこの2点ございまして、内容としては、例えば外国人受入れ環境整備で申しますと、クレジットカードのタッチ決済の導入ですとか、それから路面電車の車両の行き先表示機、今アナログなものもかなりございますけど、そこをデジタル化、LED化しまして、ローマ字などで示せるようにするなど、そういった利用の利便性の向上というものがございます。

そのほか、事業者側の経営の効率化といたしましては、例えば電話応答を自動音声対応化する

などの効率化の取組を支援することとしております。

【宅島委員】ぜひですね、第2次の募集にかけてですね、多くの事業者の方いらっしゃるの、しっかり周知を徹底していただいて、くまなくですね、事業者の方たちがきちっとデジタル化を推進できるように要望して終わります。

【鶴瀬委員長】ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鶴瀬委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【田中委員】地域公共交通計画概要版というのを先ほど、いろいろ説明もらったけれどもね。その中で2点ほどちょっと、お聞きをしたいと思うのがね。新幹線開通とともに上下分離になったね。上下分離になった江北～諫早間の問題ですね。

現状について、ちょっと報告を願いたい。現状、どういう経営状態で、どういう実態になっているのかね。

【川口新幹線対策課長】上下分離区間、西九州新幹線開業になりましたですね、佐賀県の江北から長崎県の諫早に至る約60キロでございますが、その運行については、運行をJR九州が行って、維持管理を佐賀・長崎両県で行うとして、その維持管理を行うために、佐賀・長崎鉄道管理センターというものを設置いたしております。これ鹿島にあるんですけども、そこに佐賀県、長崎県、JR九州が職員を派遣して、その派遣職員で維持管理運営を行っているところでございます。

具体的な維持管理の方法、手法につきましてはですね、やはり専門的な工事等も入りますので、JR九州に委託するような形で、そしてJ

R九州を通じて、また様々な保守管理というのを行っているのが現状でございます。

【田中委員】私はちょっと、私自身反省しているんだけどね。上下分離は私の提案だったの。上下分離とは言えないけど、諫早までね、JR九州に汗を流させろと言って、鹿島から諫早間が復活したの。

それはいいけれどもね。現在、長崎本線の特急の便数が何か将来ずっと減っていくような話を聞くんだけど、当時、1日で何本特急があつて、何かぐっと減るといような話なんです。この前、新聞報道をちょっと見たけれどもね。そこら辺の現状はどうなっていますか。

【川口新幹線対策課長】上下分離区間の中の特急に関するご質問でございます。

まず開業前でございますが、上下合わせて44本運行しておりました。

西九州新幹線開業後は、鹿島から博多の方に向かう「かささぎ」という特急でございますが、これが現状14本運行されております。

これどういうことかといいますと、いわゆる西九州新幹線「かもめ」ができたので、特急から新幹線に振り替わったと。ただ、鹿島の方は、その後「かもめ」を利用できませんので、これはJR九州、佐賀県、様々な関係者で協議して、鹿島から博多の特急は維持するという一方で、一定の本数を維持されているということでございます。

加えまして、実はちょっと細かい話になるんですけども、フリーゲージトレイン、当初導入する方針で、いろんな計画が進められていったんですけども、なかなか整備ができていない、時間がかかるという時期にどうするんだということで、最初は10本で協議していたのを、当面の間、3年間は14本とするというような合意

を交わされております。

今現在ですね、3年経過するというので、新聞報道等で14本を10本程度に戻すというか、減便するといような議論がなされているものと承知いたしております。

【田中委員】10本ということは、44本が10本に、大変な減便だね、沿線の皆さんから見ればね。

この10本がもっと何か数年のうちに減らされるような報道と私は理解したけれどもね。それはない。

そうすると、決算の数字はあると思うんでね、決算の数字は。予算の数字でもいいけども、長崎県どのくらい、この上下分離にね、お金出しているのか。

そもそもね、2対1で出すということ自体がね、おかしかったのよ、本当は。あれは佐賀県にサービスしたんで長崎県が。逆なんだよ、距離からすると。佐賀県が2、長崎県1で当たり前なんだ。長崎県が2、佐賀県が1の負担になっているんだね。サービスしたんだ、あの頃。武雄から先をやらしてもらおうと思ったのかどうか知らんけども、サービスしたと思うよ、あれで決着ついたんだから。そこら辺のいきさつは分かりますか、2対1になったいきさつ。

【川口新幹線対策課長】委員おっしゃられる2対1は、サービスしたのではないかということに関するいきさつでございます。

まず、長崎本線上下分離区間約60キロございます。そのうち佐賀県区間がおよそ38キロで、長崎県側が23キロなんですけれども、その割合でいくと佐賀県の方が、距離が長いということで、その割合でいくと佐賀県の負担額が多くなるのではないかというご指摘だと思っております。

ただ、この2対1にした経緯でございますが、

その当時、様々な数字を用いて両者で検討いたしておられます。

まず武雄温泉～諫早間、これ新幹線ですね。西九州新幹線を整備する距離の割合でいきますと、長崎の方が長かったということで、これ大体1対2、佐賀が1に対して長崎が2ということと併せまして沿線市町の人口比、これは江北～諫早間における人口比を見ますと、これも長崎の方が多いいということで、これも、およそ1対2で長崎の方が多かったということで、こういったことを総合的に勘案されて、両者で協議を行った結果、新幹線の整備をするという経緯も含めましてですね、協議した結果、長崎が2、佐賀が1という負担割合になったものと理解しております。

【田中委員】 この長崎鉄道管理センターか、これでやるのは20年だったかね、23年。大変な支出にはなるんだよね、23年間ね。

もう一つ、さっき聞きそびれたけどさ、諫早～博多間の特急は一切ゼロになってしまったのかね。鹿島～諫早間は特急が走らないようになったのかね。

だから、この間の皆さん方の不満が結構あの当時はあったよね。だから大変なんだ。新幹線ができて、いい表の部分もあるけども、裏で泣いている部分もあるね。私がこう言うのは、将来、佐世保線が同じ運命にあるからね。同じ運命にあるから心配してるんだけどね、佐世保線が。それはさておきます。

それからもう一つはね、松浦鉄道ね。松浦鉄道の存続についてね、大丈夫なのかなと。コロナは乗り越えた、コロナはね。しかし、松浦鉄道ね、転換交付金で当時ね、私うろ覚えけども、60億円ぐらいの金をもらったような気がするんだけど、JRからね、民間委託になるときに

ね。しかし、もう全部使ってしまったような話も聞く、転換交付金で。

だから、この40数年間ぐらいあるかな、松浦鉄道、私の市議の2期目だったかな、3期目ぐらいのときだったからね。

松浦鉄道は、結論を言うと、存続、大丈夫なかな。長い将来は無理だけでも、ここ四、五年とか10年の感じで見るとね。松浦鉄道の維持は大丈夫なのかなというのをちょっと聞いておきたいと思うし、大株主は長崎県だったと思うんだけどな、松浦鉄道株式会社の大株主は。長崎県、佐賀県、佐世保市、伊万里市も入っていたかな。プラス、民間では西肥バスが一番だった。西肥バスは今ちょっと大変な時期にあるのでね、西肥バスは。その株の状況、分かれば、ちょっと分布状況を教えてください。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】 まず先に、2点目、お伺いいただきました株の状況の比率ですけれども、最も比率が高いのは委員おっしゃるとおり長崎県で、約13.67%となっており、自治体で申しますと、次が佐世保市8.8%、佐賀県6.33%、伊万里市3.58%。その他、松浦、平戸、有田、佐々も1、2%ずつ持っているという状況でございます。

民間で申しますと、西肥自動車が約10%、あとラッキー自動車も約10%、十八親和銀行が約5%という持ち株比率となっております。

それから、1点目の今後の松浦鉄道、ずっとというよりは今後、4、5年、10年間ぐらいは大丈夫なのかという点につきまして。

松浦鉄道の自治体連絡協議会の方で今後の松浦鉄道の在り方について、ここ数年間議論を行ってまいりました。

その議論の中身としましては、一部の区間をバス転換することは可能なのか。それから、国

の支援制度を活用した上下分離など、さらなる支援の必要性について議論を行ってまいりました。

その結果といたしまして、バス転換につきましては、今の西肥自動車もまさにそうですが、バスの運転士が不足している状況につき、バス転換を実現するというのは、かなり難しかりょうと。

それから、国の制度を活用した上下分離まで踏み込む必要があるかということにつきましては、昨年、松浦鉄道の方で運賃改定を行っておりまして、こちらでかなり増収しているところでございます。それを踏まえて松浦鉄道から提出された収支予測としては、令和8年度からは若干であります、純利益が黒字になるという予測も出されておりますので、今後3年から5年程度は、まず現状の鉄道維持を前提として、これまでの支援を継続し、その間、松浦鉄道の経営が本当によくなるのかどうかを見極め、その後、必要な支援の在り方を再び検討していくということとしております。

【田中委員】 今、若干ね、てこ入れどうするかというね、県が一番の責任者と私は思うからね。株主の状況からして思うから、てこ入れみたいなものを聞いたけれども、展望が見えないね、将来展望がね、将来展望、何も。

民間委託になった当時やったのは、転換交付金があったからやった。市が出したかなという感じもするんだけど、駅を七つぐらい造りましたよ、新駅を、松浦鉄道に新しい駅を。私の記憶では七つ八つ造った。そして利便性を高めた。そういうことができたんですよ、あの当時は、大学駅とかね、相浦の、県立大学行くんです。それから大野のところの駅も造ったし、皆瀬のところの駅も造ったしね。新しい駅を造って、

お客を、利便性を高めた。

そういう将来展望みたいなものが松浦鉄道に今全然ないね。一つだけ今考えられるのは、将来ミニ新幹線が佐世保線に入ったら、有田駅が生きてくるのでね、有田駅が。有田から佐世保までね。

だから、伊万里含めて佐賀県の皆さん方が有田に来て新幹線に乗れば、もっと生き返るなどというような展望とかね。環状線にすればいいとね。それからハウステンボスへの延伸なんかも当時考えたんだけど全然、その後の展望が見えない。

何かいい考えがあれば、ちょっとお聞かせ願って、終わりにしたいと思います。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】 やはり昭和の末期、平成の最初の頃と今を比べますと、沿線人口などもかなり大きく違う状況にございまして、松浦鉄道に限らず地域鉄道は、日本全国的に明るい未来をなかなか描きづらいという状況にございます。

今後としては、どうやって地域の公共交通のネットワークを維持していくかということを考えていかなければならないと思っております、松浦鉄道の今後につきましても、先ほど申し上げましたとおり、まず、これから3年～5年は現在の鉄道維持を前提として支援を継続し、その後、その間の状況を見ながら、その5年後以降の在り方を考えていくということになっておりますので、その中で今後の展望みたいなものも描けていけたらと思います。

【田中委員】 蛇足かも分らんけど、バス路線についてね、ちょっと展望が開けるのかなという感じも思いながらね、お話ししますが、この前、東京から長崎空港に帰ってきたのよ、昼間ね。私は、バスすぐ乗って帰れると思ってね。

バスを長崎空港で2時間待った。昼間、2時間から2時間半待たされた。昼間の2時前後かな、東京から帰ってきたら。不便になったなどね。長崎空港の利便性は、私は、いいと思ってたけども、県北に帰るのだったね。

これも蛇足かも分かんけどね。私が30数年前、県会議員になったときはね、バスで県庁へ来てました。ハウステンボスからね。あの頃、バス路線あったのよ、ハウステンボスから県庁の下の江戸町のところまでね、あった。なぜかと、これあんまり言っていないかどうか分かんけど、県営バスさんが無料バスをくれていた、1期4年間ぐらいは。西肥バスも市議員時代から私は無料バスをもらってた。

だから、県庁まで来るのにね。その後はマイカーで来たけどもね。言わんほうがいいかな。そういう時代もあったんですよ、そういう時代もね。だから、経済的にバス会社の経営がよかった時代だったんだろうけどね。30年でやっぱりこんなに変わったんだなど。悪いことをしたとは思ってないから、向こうがくれるので使っただけの話でね。

何か感想があれば一言聞いて終わります。

**【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】** 30数年前というと、私はまだ2歳とか3歳とかそのぐらいのことです。今そのようなお話を聞いて、そういう時代もあったのかと、非常にうらやましく思ったというのが正直なところでございます。

先ほど申しましたとおり、やはり時代は変わっているというのは、どうしても否定はできないところがございますので、今後の時代に合った、現実に即した地域公共交通の在り方というものを検討してまいりたいと思います。

**【田中委員】** 終わります。

**【鶴瀬委員長】** ほかに。

**【山田委員】** 私も松浦鉄道でちょっとお話をしたいと思います。

今、次長が、今期いろいろ在り方の見直しをいただいている、一定結論が出たことはもちろん存じ上げているし、3年～5年、純利益も出るようだから、3年～5年は大丈夫だというような、本当に甘い見通しだというふうに私は思っております。

というのは言うまでもなく、在り方のときに、お示しされた資料を見ると、当期純利益は本当、若干の黒字であります。あの規模の会社で何百万円かの黒字で、黒字だ黒字だと言われているものかなと私は本当に思っております。

そして、繰越利益の状況は、もう当面赤字が続いている。こういった中において、お願いをしたいことは、3年～5年様子見るとかじゃなくてですね。抜本的な利便性向上するような、この地域においては本当に重要な交通網であって、恐らく、どこもその路線が切れるようなことがないように、この路線が維持できるように未来永劫、松浦鉄道が地域の住民のために継続するためには、私は、少しでも早めにこの在り方、検討いただきたい。在り方、結論は出したけれども、もっといろいろな在り方があるんじゃないかと。

平戸市の一部においてはライドシェアを使って、今うまくいっているような事例もあるようですし、様々な全国的なローカル鉄道の、うまくいっているパターンを勉強いただきながら、もう少し、3年～5年大丈夫という感覚じゃなくて、私は松浦鉄道にしっかり取り組んでいただきたいと思っておりますが、見解を求めます。

**【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】** 3年～

5年大丈夫と言っているわけではなく、実際に経営状況がどうなっていくのか、本当にちょっとでも黒字になるのか、それとも実際どんどん赤字が続いていくのか、若しくは、さらに赤字が拡大していくのか、そこが分からないと、どれだけの支援を行うべきなのかというところが判断できないので一旦様子を見よう。そして、実際に必要な支援の規模、内容というものを考えていこうと考えているわけでございまして、3年や5年大丈夫だから放っておこうと、そういうふう判断したわけではないということは、まずご理解をいただきたいと思います。

それから全国の事例なども踏まえて、今後考えていくべきではないかというところにつきましては、そこはまさにそのとおりだと思っておりますし、松浦鉄道の狭い視野で考えるのではなくて、ほかのローカル鉄道で、うまくいっているところというところは、学ばなければならないと思っておりますし、私個人としても、そういった情報収集には努めているところでございますので、そこは山田委員と同じ方向性を向いていると思っております。

【山田委員】あと、この間、一般質問をさせていただきました修繕費の国庫補助対象外で、大体1億8,000万円ぐらい事業者負担、松浦鉄道の負担となっております。この負担が、やはりこういう経営状況でありますので、ボディーブローのように経営に効いてくるんじゃないかというような懸念をされております。全額とはもちろん申し上げませんが、3,000万円、5,000万円ぐらいでも入れば、ちょっと一息つけるような状況にあるのかなというのを、ちょっとお話を伺っている次第であります。

そこで、前回の一般質問で連絡協議会ですね。路線、関わっている自治体も入れたところで沿

線の自治体と、佐世保市議会の特別委員会では、この分を県で全額負担をしてほしいというような協議がされたようではありますが、私はさすがに、そういうことは県の立場もありますので、両県と沿線市町において、この負担を一部担うことも検討いただきたいということで、この間、一般質問しまして、部長の方に。幹事会で、このこともご議論をいただきたいということをお願いし、部長からは幹事会を開いていただける旨の話だったかなと思っておりますが、再度確認をしておきたいので、ちょっと答弁をいただけますでしょうか。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】先週の一般質問、ご質問いただき、まずありがとうございました。

松浦鉄道につきましては先ほど申し上げた総会において、今後の経営状況を注視・分析した上で、新たな支援の必要性について検討していくこととしておりまして、修繕費に係るご指摘の自己負担分の支援についても必要に応じて、その検討の中で取り扱うこととしております。

幹事会を開いて検討するというところまで約束したわけではないですけれども、先ほど申しましたとおり、3年～5年の経営状況を見て、必要であれば当然使われていくということになるかと思います。

【山田委員】一般質問のときはですね、なかなか落ち着いてゆっくり答弁が聞けていなかったんですけど、お願いはしたというふうに思っておりますし、当然、例えば協議会のメンバーの方からそういった提案があれば、議論は当然するという理解でよろしいですか。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】当然議論はしていくことになると思います。

【山田委員】ぜひとも私どもの県北地域のです

ね、本当に重要なバスもこういった状況になって、バス路線の廃止にも伴い、この鉄道を維持していくことが本当に重要でありますので、ぜひとも沿線連絡協議会の皆様と密に連携を取っていただいて、未来永劫松浦鉄道が地域のために、いつまでも継続できるようにですね。引き続き取組をいただきたいとお願いを申し上げて終わります。

【堤委員】私も続けて松浦鉄道のことについて発言します。

株主のこととか、そういうところの情報は、私は持っていないわけですが、私は、たまに松浦鉄道の利用者になります。というのはもう今バスの減便で、夜のバスがありません。20時を過ぎると、本当にバス停に待っていてもバスは来ないと。その時間帯ですね、もう日付が変わる直前まで、佐世保駅から佐々駅までの最終便まで松浦鉄道ですね、利用者非常に多いんです。特に大学に駅ができました。そうすると県立大の学生が、平日も、それから特に土日に、よそに出かけたり、町で食事をしたり、そういったことで帰る学生さんが大変多くて、大学でぞろぞろと降りるんですね。

佐々終点の場合、もう佐々まで乗っているのはほんの二、三人というような、そういう状況なんですけど、この松浦鉄道がもうなくなってしまったら、本当に夜の公共交通というのは県北地域、ぱたっとなくなってしまいます。そうするとやっぱり佐世保の中心部の飲食店であったり、様々な観光地であったり、これは、そういったところ、車だったら行けるけれども、公共交通を使っただけで、そういうところに出かけるというのは非常に制限がかかって、大変な損失になると思っています。

今、松浦鉄道は旧国鉄時代からの駅舎とか、

随分なくなってしまいましたけれども、用地はですね、国鉄の頃からの用地が結構あちこちにあると思うんです。そういったところの活用であったり、あるいは駅舎をイノベーションしたり、空き家とか何か解体して、また持ってきて建てたりとか、あるいは、その駅にいろいろな事業者さんが利用できるようなスペースをつかって、そこを利用してもらったり、あるいは、そういったところで、にぎわいの場をつくったり、バスとの連結もあんまり十分じゃなくてライダー交通ですか、そこのところをもっと本当に知恵を絞った、利用拡大に向けた取組というのはいろいろあるのではないかと考えています。

本当に県北地域、夜の早い時間は、たびら平戸口とか、伊万里の方まで行く便もありますけれども、一番遅くなったら、もう佐々駅止まりということになるんですが、利用者は確かに佐々を過ぎると非常に少なくなってしまいますけれども、そういったいろいろな工夫をして、駅を中心とした地域に人を集めるような工夫ができれば、もっと利用の拡大につながっていくのではないかなと思いますし、観光客も呼び込むことができるのではないかと。

自治体連絡協議会で経営状態については論議されると思いますけれども、そういった地元の自治体の皆さんへの働きかけ、あるいはボランティアであったり、地域の皆さんへ関心を持ってもらうとかですね。そういった取組をつくっていくことによって、もっと、利用が進むのではないかと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、見解を求めます。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】地域で松浦鉄道を支えていくような取組をすれば、利用状況が改善されるのではないかとというご質問

かと承知しました。

まず現状といたしましては、松浦鉄道の協議会、自治体連絡協議会ですね。そちらの方で例えば松浦鉄道の駅に花を植える、「花いっぱい運動」と呼んでおりますけど、そういった活動に対して補助するなどの取組は既に行っておりますし、また、ボランティアの方に駅の清掃等をしていただいております。

それから、先ほど、今後3年～5年、経営状況を見ながら今後の在り方を検討していくと申しましたけども、並行して、さらなる経営改善の検討も進めるということも、この総会において決めておりますので、ご指摘のような内容も、このさらなる経営改善の検討の中で、必要に応じて扱われるものと思っております。

【堤委員】お花を飾ったり、あるいはボランティア活動というのは、私は存じ上げていますけれども、もっとですね、多くの人何か関わることような動きができたかなと思っております。本当に何かそういう地域の公共交通を守るんだという意識を高めてもらう、そのことで地域の人たちに、何かしなければというような考えを起してもらおう、そういう人を多く増やしていくとか、そういうことができたかなと思っております。

私もですね、何かお手伝いすることがあったら、呼びかけがあれば参加をしたいかなと思っております。だから、まだまだですね、本当に大切なものだから続けていかなければいけないという意識は持っていらっしゃると思うんですが、どうしていいかわからないとか、そういう何かきっかけになるものがないとか、そういうふうで待っていらっしゃる方はいらっしゃるのではないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

別件で、半島振興計画の案が出されています。私の地元は北松浦半島ですので、そのところを特に詳しく読ませていただいたわけですが、今、今の振興計画よりも丁寧に深く、そして法改正の部分も含めて書き込まれていて、本当にしっかり、今の文よりも詳しく書かれているなということを感じましたし、それぞれの項目、大事なことだと思うんですが、特に観光などについて、島原半島もそうですし、西彼杵半島もそうだと思うんですが、やはりこの地域にしかない、この地域だけのもの、この地域の歴史というかですね。その特有なものを生かした観光ができればと、そういうことを思います。

本当に様々な観光客のいろいろなニーズというかですね。そういうのに対応できるような、そして、それぞれの半島地域に特有の何か特色というか、よさというのがあると思うので、そこを生かした観光ということですね。

それと産業の方で言えば、産業振興というのは、もうずっと大変な問題なんですけど、北松浦半島は旧北松炭田があったところで、私が子どものときにですね、地元の炭鉱が閉山をしてという経験があります。もうちょうど小学校を卒業するときに炭鉱が閉山して、中学校入った途端にですね、毎週同級生が転校していきました。1学期終わって2学期になったら、4クラスあったのが3クラスになってクラス編制されたという、そういう経験を持っています。

やっぱり炭鉱が盛んだったときには、本当ににぎわいもあって、いろんなところに商店や様々な娯楽施設もあって、本当ににぎやかだったんですけども、なくなった途端にですね、もうぱったり火が消えたようになってしまった。一つの産業で栄えていたところは、それがなく

なってしまったら、もう何もないというか、それでどんどん働く場を求めて人が出ていってしまった。

佐世保市は造船が基幹産業ということで、ずっと盛んに取り組まれてきましたけれども、やはり造船業の不振によって、どんどん従業員も減らされて仕事もなくなって、そういう状況がありましたけれども、やっぱり一つの産業に何というか、それが盛んなときはいいですが、それがうまくいかなかったときに、じゃあ次はどうするかという、そういう視点が今までの政策の中では欠けていたのかなど。私はまだ子どもだったり、若かったりしたので、よく分かりませんでしたけれども、今にして思えばそういうことを感じてます。

やはり先を見通した、今から人口が減っていく、もっと過疎化が進む、そういう中で持続可能な産業、あるいは地元の地場産業を守っていくための手だてというのが必要ではないかなど思っていますけれども、これについてはどういうふうにお考えかお尋ねしたいと思います。

【梅田地域づくり推進課長】 議員ご意見のとおりでございます、各地域それぞれ様々な地域資源など、また産業などございまして、今回、三つの半島地域の計画案には様々盛り込んでおるところでございます。

今後の取組に当たりましては各部局、それから市町とも連携しながら、事業の方を推進してまいりたいと考えております。

【堤委員】 半島振興法に基づいて計画を立てて、そして、例えば半島振興計画の位置づけのところに、県又は市町が半島振興防災道路整備事業等の財政支援を活用する場合は、半島振興計画に基づいていることが必要と書かれていますけれども、それ以外の事業についても、やはり計

画に書かれているものについての財政支援を求めていくというか、そういうふうに取り組まれるという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

【梅田地域づくり推進課長】 必要な財源につきまして、政策要望等で今後も要望してまいりたいというふうに考えております。

【堤委員】 しっかりですね、本当に地域振興につながるような取組を進めていただきたいと思います。ないものをよそから持ってくるというよりも、まず、あるものを生かすというかですね。本当にその地域地域で特色ある産業であったり、あるいは自然であったり、それから農業の生産物とか水産資源とかありますので、そういったものをまず生かす。その地域の文化や歴史、そういったものを踏まえた取組というのでできればすばらしいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

終わります。

【鶴瀬委員長】 ここでちょっと暫時休憩いたします。

-----  
— 午前11時17分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時18分 再開 —  
-----

【鶴瀬委員長】 再開します。

ほかに質問。

【山本委員】 私も、まず1点目は半島振興計画についてなんですけれども、4月に半島振興法が改正をされて、7月に国が半島振興基本方針というのを策定されているようです。これを受けて今回、県が半島振興計画を策定するというふうに理解をしているんですが、県議会としては以前より、半島振興法の延長に加えて、その拡充というのをずっと要望してきた経緯があります。

先ほどご説明ありましたけれども、今回延長

された半島振興法は、どのような内容が拡充されたのか。特に、先ほどの説明の中で介護サービス、障害福祉サービス等の確保、移住・定住・二地域居住の促進等に係る配慮規定が拡充されたというふうなご説明があったんですけど、この具体的な内容についてお尋ねをいたします。

【梅田地域づくり推進課長】先ほど概要の方で、1枚目の下段の方にですね、法の主な改正内容というのを書いておまして、ここが主な改正内容となりますけども、それ以外ですと先ほど堤委員からもお話がありましたけれども、半島循環道路などを整備する際に活用できる半島振興道路整備事業債という地方債があったんですけども、こちらが廃止されまして、新たに半島振興防災道路整備事業債というのが創設されております。

今までの地方債の方ですと、充当率75%、交付税率30%だったものが今回、充当率が90%で交付税措置率30%ということで、少し有利な地方債というふうになっております。

それからもう一つの方の具体的な拡充内容、配慮規定の具体的な内容ということなんですけれども、まず、介護サービス、障害福祉サービス等の確保につきましては、介護につきましては、これまで介護サービスの提供や従事者確保に関する配慮事項というものだったんですけども、今回はそれに加えて、地域人材の活用による従事者の確保ですとか、あと介護ロボットの導入、また障害者福祉につきましては、障害者福祉サービス等の内容充実に関する事項が追加されているところでございます。

また、移住・定住・二地域の促進に関しましては、これまでは定住についての記載があったんですけども、半島地域の持続的発展が図られるよう、多様な人材の確保に資する移住、そ

れから特定居住、二地域居住などの促進が今回盛り込まれているといったような状況となっております。

【山本委員】 ありがとうございます。

半島振興法に基づいて、半島地域における交流促進とか産業振興などを図るため、国において、半島振興広域連携促進補助金などが設けられているんですけども、本県における令和7年度の活用状況についてお尋ねします。

【梅田地域づくり推進課長】半島振興広域連携促進補助金についてでございます。

大きく分けて二つ使っております。

まず一つ目ですけれども、県それから半島地域を有する県内の9市1町ございますけれども、半島地域魅力発見委員会というのを現在設置しておまして、この委員会で事業をしております。

具体的にはタウン情報誌を活用した情報発信、それから、県内の大学生に直接半島地域に行ってもらって、若者目線で取材をしていただいて、その内容をInstagramで情報発信をしていただいているところでございます。

それから半島産品をPRする、関東圏で商談会などに出展しておるんですけども、そこでつながった事業者からお声がけいただきまして、首都圏の飲食店におきまして、県内の半島の産品を使ったタイアップ企画の実施をしていただいているところでございます。

それから、大きな二つ目でございます。

こちら南島原市になるんですけども、南島原市におきましては、対岸の熊本県の天草市と連携されておまして、そちらの方でマイカーやバイクなどで移動する方が多いですので、そういった方々をターゲットとした、周遊促進についての情報発信などを行っているところでござ

ございます。

【山本委員】 ありがとうございます。

この半島振興広域連携促進補助金というのが予算としては非常に小さい金額で、やっぱりどうしても離島と比べてですね、半島振興に関する予算というのは非常に小さいなというのは思っておりますので、先ほどおっしゃったように、政府施策要望等でですね、予算の拡充をやったり引き続き要望していただきたいと。特に過疎債との関係で言うと、過疎債自体もやはりどうしても競争が激しくなっているのかなという感覚もありますので、そこをぜひ要望していただきたいと思います。

もう一点だけ、すみません。

事務事業評価の中でですね、3ページに長崎UIターン拡大魅力発信事業というのが、令和8年度に向けた見直し区分が廃止ということになっています。今まで終了して、翌年度に名称や内容を変えて継続をするというパターンがあるので、廃止というのがちょっと気になって、ながさき移住サポートセンターのホームページを見たところ、就職専門員による支援を令和7年度末で終了し、移住相談員の増員など、移住そのものに一層力を入れていくというふうな組織体制の見直しも含めて書いてありました。

そこで、この組織体制見直しに至った経緯と、有楽町にある東京窓口というのはどうなるのか、今後の移住支援の取組についてお尋ねいたします。

【梅田地域づくり推進課長】 まず事務事業の評価結果中の長崎UIターン拡大魅力発信事業費の廃止についてご説明いたします。

もともとこの事業ですが、令和7年度から9年度までの3か年事業を予定して取り組んでおったんですけども、情報発信ですとか、東京など

の都市部対策をさらに強化する必要があるだろうということで、終期を待たずに今年度で事業を一旦見直しして、新たな事業を考えたいということで、廃止といった形の整理をさせていただいているところでございます。

それから、ながさき移住サポートセンターの見直しについてでございます。

ながさき移住サポートセンターは平成28年4月に設立されまして、ちょうど10年の節目といったところでございまして、この10年で相談体制ですとか、ノウハウの蓄積、市町や関係団体との連携体制も構築されてきたこと、それからやはり当時と大分状況も変わってきたところもあるため、今年度見直しを行ったところでございます。

具体的に就職・転職関係ですけれども、近年は求人情報が非常に充実しておりまして、移住検討者にとっては、転職等の情報が入手しやすくなったことすとか、あと、これまで専任の転職支援員が転職支援を行っていたんですけども、ハローワークや県の人材活躍支援センターなど、専門の相談機関と連携して支援を行うことができるため、この専任の就職支援員による支援は、今年度までとしているところでございます。

ただ、一方で、県全体の移住相談件数は増加傾向にございますので、移住相談員の方を増員することで対応していきたいと考えておりますし、引き続き、長崎本部、それから東京有楽町の、ふるさと回帰支援センター内の東京窓口と両建てで、相談対応には今後も当たっていききたいというふうに考えております。

あと、こちらにつきましては、一緒に共同運営しております市町の方からもご了解いただいているところでございます。

今後についてですけれども、市町と連携していくというのは、もう当然これからも進めていく予定ですが、やはり移住者ですね。今後安定して獲得していかないといけないというふうに考えているんですけども、もう少し裾野を広げるといいますか、現在はまだ移住の検討というのはされていないかもしれないですけども、長崎に関心を持って、何かのきっかけがあれば、ちょっと移住を検討しようかなと思ってらっしゃるような方、潜在的な移住検討層といいますか、そういった方々への働きかけが必要かなというふうに思っておりますので、今後そういった方向で、具体的に検討してまいりたいと考えております。

【鶴瀬委員長】地域振興部の審査の途中ですが、午前中の審査は、これにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き、地域振興部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午前11時28分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 1時30分 再開 —  
-----

【鶴瀬委員長】委員会を再開いたします。

引き続き、議案外所管事務一般について質問はありませんか。

【川崎委員】私も公共交通についてお尋ねします。9月に松浦鉄道に乗ってきました。有田から伊万里へ行って乗り換えて、そして松浦まで行かせていただきまして、ちょうど9月の下旬でしたので彼岸花が沿線にあって、田園の風景を通っていく、非常にノスタルジックな路線だなと思って、ぜひ存続を私からもお願いしたいと思います。

本題に移ります。

タクシー事業者への支援についてお尋ねいた

します。

9月の議会で、県のタクシー協会から、燃料高騰と事業継続に係る支援要望の陳情があつて、それに対しまして県の方からは、令和4年から6年度まで支援を行った。今後の支援についても、国の動向や燃料価格の動向をしっかりと注視しつつ、必要に応じて検討するという答弁でありました。

今、国の補正予算も審査されているところですが、おおむね成立するということではなっていますが、重点支援地方交付金も2兆円計上をされているようでございます。現時点でそういった支援を検討されているのかお尋ねいたします。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】ただいま委員ご指摘のとおり、9月の議会の方で、これまで、令和4年度から令和6年度までタクシー事業者に対しても、重点支援地方交付金を活用した燃料価格高騰関係の支援を行ってきたところでございます。

今年度につきましても、国から重点支援地方交付金を活用した支援を早めに、予算化に向けて検討するよう依頼が来ておりまして、これまでタクシー事業者に対して行ってきた支援を参考に支援を検討しているところでございます。

【川崎委員】具体はなかったんですけど、ぜひ今から構築されると思いますので、しっかりとよろしくをお願いします。

私どもにですね、何点かご要望もいただいているところでありまして、ちょっと認識をお伺いいたしますが、LPガスのスタンドが減少している。このために遠い給油所に1時間もかけて給油に行かないといけない。給油のために1時間かけないといけない。このようなことも言われまして、こういったもったいないことからです

ね、労働力もありますし、労働時間にも関係してまいりますので、いわゆるガソリン車に移行するケースが多くあると。

要は、そこに車両の更新費が、また負担が重いと、こういったご相談もありまして、そういった点ですね、補助の要望が届いておりますけれども、ご見解をいただきたいと思っております。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】申し訳ありませんが、LPガス車からガソリン車に更新する際の支援につきまして、地域振興部として要望を承知しておりません。多分、川崎委員には要望があったかもしれませんが、こちらに来ておりませんので、今承知したところです。

現状、支援に必要な予算規模も不明であることから、すぐに回答することは困難ですので、まずは要望として承りまして、現状等についてタクシー協会に確認をさせていただきたいと考えております。

【川崎委員】ぜひ意見交換をしていただければと思います。確かに需要が少なくなってスタンドが減っているということはありますが、給油のために1時間も移動ということは、それは大変でしょうね。ぜひ意見を聞いていただきたいと思っております。

また、人材確保が課題となっているということから二種免許取得に、かなり負担があるということでもあります。こういったところにも支援をお願いしたいというご相談がありました。いかがでしょうか。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】ご指摘の二種免許の取得支援につきましては、国の方で補助制度が設けられておるところでございます。県といたしましても公共交通を担う人材の確保は、非常に重要な課題であると認識をしております。昨年度から人材確保に悩む事業者

への即効性のある対策として、合同企業説明会などを開催しております。今年度は10月5日に諫早で開催いたしました。昨年度を上回る67名の方に参加いただいて、既にタクシー事業者の採用が決まった方もいらっしゃると思っております。引き続き、ご指摘のような対策も含めて、公共交通を担う人材確保に必要な取組を実施してまいりたいと考えております。

【川崎委員】県警の審査のときにもですね、この二種免許のことについてちょっと触れたんです。支援策を講じていただいているということではありますが、取得をしていこうにも、試験が待たされる、長くですね。そんな指摘もあって、ぜひそこはまた情報共有しながらですね。スムーズに取得をして業務に当たられるように、行政サイドで工夫をお願いしたいと思います。

もう一点ですね。高齢者や体が不自由な方にとって、ユニバーサルデザインの車両は大変ありがたいなと思っております。もう私もそっちの方がですね、非常にありがたいなと。乗り降りしやすいなと思っているんですが、このユニバーサルデザイン車の導入に支援制度があるように聞いていますが、現在どのようになっていますでしょうか。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】ユニバーサルデザインタクシーの導入につきましては、国の方でバリアフリー化設備等整備事業というものが設けられておりました。導入に係る経費の3分の1の補助を受けることができるということになっております。

【川崎委員】そういったものを利用していただいて、ぜひ積極的に導入していただければなというふうに思いますので、後押しをお願いしたいと思います。

ちょっとタクシーを離れまして、タクシー以

外の公共交通、やはり燃料高騰については経営を圧迫しているというところがあります。バスをはじめとした公共交通事業者の支援、どう取り組んでいかれるかお尋ねいたします。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】先ほど、タクシー事業者に対して燃料高騰に関する支援を検討していると申し上げましたが、タクシー事業者以外のバスや鉄道、航路・航空路等の交通事業者に対しても同様に支援を検討しているところでございます。

【川崎委員】引き続きよろしく申し上げます。

次に、長崎県地域公共交通計画、先ほどご説明をいただいた分でお尋ねをいたします。

第5章に新たなモビリティサービスの実装に向けた取組の推進とありまして、自動運転の推進を掲げておられます。

前回お尋ねをした長崎空港と新大村駅間におけるレベル4、自動運転のことなのですが、この実証事業で、国の補助申請が不採択だったことに対して質問させていただきました。その際に不採択の原因として、実現性、収支採算性などから、自動運転バス事業の持続可能性を示されて、なぜ不採択になったか分析を行うという答弁でありましたが、その分析の結果はいかがでしたでしょうか。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】国からは正式に不採択の理由は示されておきませんので、国の担当者や、本県が今回補助事業を申請する際にご支援をいただいた事業者から聞き取りを行いまして、本県の補助金申請が不採択となった要因の分析を行いました。

まず全体の傾向ですけれども、今回応募した国の自動運転社会実装推進事業費補助金というものですけれども、こちらは事業の開始以来、採択件数は基本的に右肩上がり、令和6年度に

は最大となる99件が採択されたのですが、今年度は67件と大きく減少しておりまして、全国的に補助対象を絞って支援していくという方針の転換があったものと推察をしております。

では、令和7年、67件を選ぶ際に、どういう点から国が採択したかというところですが、これはまずレベル4の自動運転の実現性、それから社会実装後の自動運転バスの事業の持続可能性を重視したと伺っており、ここは前回ご説明をしたとおりでございます。

まず、1点目のレベル4の自動運転の実現可能性につきまして分析をいたしましたところ、今年度、国の方で補助事業として採択されたものは、今回初めて補助申請をした自治体を除きますと全て、既にレベル2の自動運転実証運行を令和6年度までに実施済みであったということが分かりました。昨年度までにレベル2の自動運転の実証運行を実施済みであることで、レベル4への移行の確度が高いと判断されたものではないかと推測をしております。

一方で本県は、レベル2の自動運転の実証運行をまさに今回やろうとしていたところでしたので、これまでは行っておりませんでしたので、そのことが不採択の要因の一つではないかと考えております。

2点目の社会実装後の自動運転バス事業の持続可能性につきましては、支援を頂いた事業者からの聞き取りを行いました。今年度採択された事業と比較すると、本県の事業が決して見劣りするわけではないけれども、強いて言うのであれば、社会実装後の事業費の確保策に課題があったのではないかとというご意見をいただいております。

このように本県の事業内容がほかの採択された事業と比較して、レベル4自動運転についての

実現性が相対的に低いこと、また、社会実装後の事業の持続性に課題があると判断されたことから、今回不採択に至ったのではないかと考えているところです。

【川崎委員】何かちょっとテーマが大きい、いや、課題が大きいですね。重いですね。レベル2クリアした実証事業に対して採択されたけど、長崎県はそこを目指していたということで、出遅れ感はもう否めませんし、事業採算性ということは交通結節機能として、空港と新大村駅の間をスムーズに移動できるように目指してるわけでありますので、どういう計算をされたのかわかりませんが、そこはしっかりとですね、反論してですね。採算性はちゃんとあるんだよということも示しながら、再度チャレンジをやっていただきたいなというふうに思っております。

この持続可能な地域公共交通を構築するために、運転者不足が深刻化している昨今において自動運転技術の活用は重要と、そういう認識も前回示されたわけでありますので、どうか引き続きですね、取り組んでいただきたいと思っておりますが、これ確認ですけれども、長崎空港～新大村駅間の自動運転、これはもう実現をさせるというような姿勢で、認識でよろしいでしょうか。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】今回計画をしておりました長崎空港と新大村駅の間における取組につきましては、国の補助金が不採択となったことや、ほかに活用できる補助金がないことを踏まえまして関係者と協議した結果、今回の実証運行については実施をしないという結論に至りました。

ただし、これはあくまで今回の実証事業に限ったものでありまして、自動運転そのものを諦めたわけではございません。前回の委員会でも

申し上げましたが、自動運転そのものは非常に重要だと考えていることに変わりはありません。

先ほどご説明いたしましたとおり、今回自動運転の社会実装後の持続可能性の点が一つネックになって不採択になったと考えておりますが、持続可能性を高めるためには市町の主体的な取組が非常に重要であると考えておりますので、まずは市町に対するセミナーや意見交換などを通じて、自動運転に対する市町の関心を高め、県内における自動運転の推進につなげてまいりたいと考えております。

【川崎委員】それに向けて取組ということについては今のご説明というところで理解しとってよろしいですか。いいですかね。分かりました。ぜひ実現をさせてください。本当大きな交通結節にもかかわらず、そこがスムーズに移動できないというのは、やはり観光にしろ、いろいろ問題が出てこようかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、運行効率化によるモード転換の推進、こういったテーマがありますが、この求める姿、具体的にお伺いをいたします。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】本県では路線バスが日常的な移動における主要な交通手段となっているところでございますが、人口減少に伴う利用者の減少や、運転士不足が深刻化する中、公共交通を維持していくためには、実際の移動需要に即した運行ルートやダイヤの見直し、それからデマンド化や車両の小型化等に取り組む必要があると考えております。

ご質問いただきました運行効率化によるモード転換の推進で求める姿とは、このように実際の移動需要に即した交通モードへと転換をすることで、公共交通ネットワークの持続可能性が高まった姿、このような姿を指すと考えており

ます。

県では令和6年度より既存のバス路線からコミュニティ交通へと転換に要する導入費用について支援を行っているところでございまして、今後とも、このような取組を続けて、今申し上げたような姿を目指してまいりたいと考えております。

【川崎委員】 本当、人口減少あるいは運転士不足、どちらも縮小していく中に、どう維持していくかということは、非常に大きなテーマではあると思うんですが、要するに大型で走っていたものを少し適正に小型化にしていく、そこに支援をしていくというのはイメージとして、すぐ湧くんですけど、ここまでは大型でいきますよと、ここから先は小型ですよと、乗り換えないといけないとかですね。そうなってくるとまた利便性が損なわれていくわけで、そのところについてはモード転換、利用者側の立場に立ってですね、いい形をぜひ考えていただきたいなと思っております。

乗り継ぎが決して悪いということには思わないんですけど、例えば何か新幹線みたいに、3分で、ちゃんと乗り換えられますよみたいな感じであればいいんですけど、決してそうじゃない、もう降りたら待たされるみたいな、そんな感じでやっちゃうと非常に不便だと思いますので、ぜひ細かく見ていただきながら、よろしく願いしたいと思います。

次に、第6章に計画達成状況の評価というところがありました。

公共交通に関わる人材の確保育成で、県内乗合バス事業者の運転士充足率の目標を96%とされています。資料をよく確認しますと、現在は91%という記載がありまして、約5%乖離をしているわけでありまして。

必要な運転士さんがこれだけの数いて、充足率が今91%で、9%の方、これは恐らく、その所属運転士さんが休日出勤とか残業とか、そういったことで運行を維持しているというふうに思います。働き方の改革や、とりわけ2024の大改正からですね、法に基づいた事業運営も求められているんじゃないかというふうに思います。

この人材の確保、育成でありますけれども、これ毎度意見として申し上げているところなんですけど、ぜひ外国人材と女性の活躍、これをもう期待をしておるんです。後押しをしていただきたいというふうに思っておりますが、こういった外国人、女性の皆様の、こういった人材の確保で充足率を上げていく、このようなことも大事な点かと思っておりますが、ご見解を伺います。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】 運転士の不足、今回、バスの運転士の充足率を挙げさせていただいておりますけど、運転士の不足という問題はバスだけではなく、タクシーなどの分野でも非常に大きな課題であると考えております。その中で女性や外国人の活用は、運転士不足に対する一つの有効な手段であると考えており、今後も運輸業界と意見交換を重ねて、必要な取組を検討してまいりたいと思っております。

【鶴瀬委員長】 ほかに質問ありませんか。

【大久保副委員長】 すみません、1点お尋ねいたします。

先ほど午前中からもですね、MR、松浦鉄道だとか、県北に対しての交通というふうなこともありましたけども、私もですね、平戸におりながら、やはり減便とか、大変厳しい経営だというふうに聞いておるわけでございんですけども、そんな中で、県内で見渡せば島原地域も、大変厳しい経営状況だというふうな質問でも聞いて

おるところです。

全体でもそうなんでしょうけども、いろんな企画をしたり、いろんなお話の中で、どう改善していくか、このようなことが一番大事なんじゃないかな。要は利用者を増やしていくことによって、その会社、またその組織を守る、利益を上げるだけじゃなくて、減便させないということは、やっぱり一番大事なのではないかなというふうに思っているんですけど、そういった中で、どういった減便させない、経営状態を少しでも維持していく、また、よくしていくという取組をされているのかをちょっとお尋ねをしたいと。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】利用者を増やすという取組、これは非常に重要であるということをお久保副委員長と全く意見は一致しているところでございます。

人口減少が進んでいるということは避けようがない事実としてございますので、やはりローカル鉄道におきましても、観光客を取り込んでいくということは、まず間違いなく必要であると、このように考えております。

そのため島原鉄道におきましても、その観光客を取り込むような企画切符、1日フリー乗車券等に取り組んでおりますし、最近ですと結構外国人、台湾からのお客様なども増えているとお聞きをしております。

県といたしましても、そういった外国人の取り込みなどのPR費用などを一部、支援などを行っておりますし、こういった観光客を取り込んでいくということで、利用者の増加を増やしていくということに取り組んでまいりたいと考えております。

【大久保副委員長】観光客ということですけども、私、平戸目線ですと、今回、県の

取組もあってですね。今週末には西九州自動車道の平戸インターまで開通します。長崎県の中で、福岡という九州大都市圏から一番安価で一番近くなるのがこの沿線です。ということは、道はどんどん近くなっているのに、ここに鉄道のスピードは上がってなくて、車の方が要は、車両の方が早く移動できるようになってきました。

そういったことを考えるとですね、鉄道よりもバスとかレンタカーで来た方が長崎県への旅、又は目的地へ行く時間というのは早くなってきました。料金もそうかもしれないです。やっぱりそういう中で松浦鉄道という鉄道機関を、利用者を増やしていくというのは、やはり時間というのは大事だというふうに思っております。そういった意味では、県北に対して出向いていくには、やはり鉄道というのは少し不利な部分があるんじゃないかなとも思います。

そういったことを考えたときにですね。内需というか、今乗ってるのは学生か、それこそ免許を返納するような高齢者、そういったところが主たる利用者になるのかなというふうに思うんですけども、もちろん努力もされております。一つ言えば、ビール列車等ですね。夏には貸し切ったり、企業が乗ったり、そういったこともしているんですけども、そういったことを拡充していくということも、県ができる支援があれば、これは県直営じゃないのでですね、そういったことも考えていただきたいな、こういった提案が一つでございます。

もう一つは、維持管理費を削減させるという中で、私も市議会の議長時代に、この協議会に入ったことがあります。もちろん2年間なんですけども、そこで、その当時ですね。駅々にあるトイレ、これも維持管理費がかかるんだという

ことでトイレを閉鎖したい、こういった議案が上がってきたんです。これを許可するかどうか協議会であったんですけども、駅にあるトイレというのは、コンビニもありますけども、やっぱり公共のトイレ的な役割もあるので、なるべく閉めてほしくないけど、維持費がかかる。

そういったところで私が一つ提案したのは、今施設にネーミングライツとかいってですね、企業の名前をそこにかける。こういったこともあるので、その駅は、どこどこの企業が維持管理まで含めてやりますよということで、地域貢献も含めて。

駅って国道から背を向けてるんですよ。線路が向こうなので、壁なんです、駅って、国道がこちらを向いてないので。

だから、そこに企業の看板を張る。そして、この企業が、この駅はしっかりと維持管理しますよ、こういったことで、その企業にしてもらうことによって、ウィン・ウィンにならないか、こういった提案もして、維持管理費を少しでも減らす、こういったこともマッチングできないかなと提案もしたことあります。

こういったことが県もですね、今実際にまだされていないんじゃないかなと思うんですけども、指導というか、連携してですね。提案して、そこに何かハードルがあるのであれば、そこも一緒になって、そこはクリアすれば、私は維持費も、少しでも削減できるんじゃないかなと、このように思っておりますけど、そういったところで売上げを上げるという方法と、また、維持管理費を減らすという方法で、そういった視点において、もう一度答弁いただければありがたいです。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】 内需の拡大、利用促進ですね。観光客以外の恐らく定

期的な利用者の増加をという意味での利用促進と、あと維持管理費の減少を、両方進めていくべきであるというご質問だと承知いたしました。その点については、もちろんおっしゃるとおりだと思います。

まず、1点申し上げますと、トイレにつきましては、今年の8月の松浦鉄道自治体連絡協議会の総会でも意見が出て、今たしか佐世保市の方で一度対応みたいなものをまとめているところですが、その中で松浦鉄道側から一つ話があったのが、公共のトイレという位置づけもあるというのはもちろんですが、公共のトイレを一鉄道事業者に運営を任せるものなのかという問題提起がございまして、そこについては、まだ答えは出ていないのですが、公共のトイレであれば、その地元自治体が運営するなどの取組も必要なのではないかなと個人的には考えております。

実際、ほかの鉄道の事例では、具体的な名前忘れてしまったんですけども、駅前のトイレは、その地元の自治体が運営をしているところもございまして、そういった役割分担というのもちろんと考えていかなければいけないのではないかなと、そのように考えております。

【大久保副委員長】 公共のトイレ的な役割というのは、もちろんそれは主たる目的じゃないんですけども、今、本数でもどんどん減って行って、待ち時間が長くなっている。そういった中で、じゃ、トイレが要らないかといったら、逆に必要になっているんですね。じゃ、それを残すにはどうすべきかとしたときに、やっぱり公共的な役割もあるということを私は述べさせていただいてるんです。

それによって支援ができないか。それは県なのか、各市町なのか、そこは、これからいろんなそれぞれの連携だと思っております。そうい

った意味を含めて、私はちょっと提案をさせていただいたり、質問させていただいておるんですけども、いずれにしても、午前中の質問もそうでございますけども、やはり少しでも残すということをやるかやらないか、そこにかかっているというふうに思っておりますので、先ほども次長からですね、需要に合わせた取組をしていくということだったんですけど、需要をやっぱりつくり出すということも、内需も含めですね。そうしないと、私は、どんどん減らしていくばかり、このようになっていくんじゃないかなというふうに危惧しておりますので、どうかそのことを酌み取っていただいて、また交通の施策に取り組んでいただきたいというふうに思っております。よろしくお祈りします。

【鶴瀬委員長】 ただいま1巡目ですけども、1巡目でされてない方、なければ、2巡目にまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鶴瀬委員長】 それでは、2巡目に行きたいと思っております。質問ありませんか。

【田中委員】 九州新幹線西九州ルートについてですね。現状、現時点のことをお聞きします。

長崎から武雄温泉までね、開通してからもう3年以上たつわけですね、3年以上たつ。だから令和4年、5年、6年、7年、この4年間の後どうするかということについて、いろいろと知事は頑張っておられるみたいですけどもね。鹿児島ルートにどうやってつなぐかということだと思っておりますけれどもね。現状の報告、この4年間の成果ということについて、現状の報告をお願いします。

【川口新幹線対策課長】 大石知事になられての4年間の成果というご質問でございます。

まず未整備区間ですね。未整備区間を全線フ

ル規格で整備いただくために、県としては知事を先頭に、様々な働きかけというのを行っておりました。

4年前の時点を少しご説明させていただきますと、令和4年、開業する前ですね。開業する前に大石知事は知事に就任なされております。その当時の状況といいますと、やはり開業ムードといいますか、西九州新幹線がこれからできるんだということで、その開業に向けての取組というのをJR九州、佐賀県、長崎県が一体となって準備をしておりました。

そうした状況においてですね、未整備区間については、佐賀県としては、その当時は国土交通省と一対一で話し合いをされているような状況でありまして、長崎県がお話をしようとした際には、新しい提案がないと未整備区間についての話し合いは長崎県とはしないというようなスタンスでいらっしゃいました。ただ、これを大石知事としては何とか打開したいということで、知事就任直後もすぐに山口知事にお会いされて、その後、対話を重ねていこうということなされております。

様々な場面で対話がなされた結果、昨年でございますが、令和6年5月に、JR九州も含めてではございますが、3者のトップで初めて、西九州ルートについての率直な意見交換を交わることができました。それ以降は関係者間での議論が活発化しておりまして、今年も三者の意見交換2回目になりますが、行っております。

その結果といたしまして、3者でフリーゲージトレイン導入を断念したのは国の責任だということをもまず認識を一致した。そして、あわせて、断念の経緯を踏まえて課題の解決策を引き続き求めていくということについても、それぞれの立場で要望、働きかけをするということも意見

は一致したところでございます。

その成果といたしまして、いわゆる方向性が一つになったということと関係者間での議論が盛んになっておりまして、直近で申し上げますと国土交通省の事務次官がですね、佐賀県の山口知事でありますとか大石知事、それからJR九州の古宮社長との意見交換を重ねていると。これ事務次官自ら動かれているということも、これまでの4年間の活動の結果ではないかと考えております。

【田中委員】今ちょっと答弁があったので確認をしておきたいと思うんだけど、フリーゲージトレインね。あれは西九州ルートだけのものだったのかどうかね。私は北陸ルートの敦賀～舞鶴間もそういう流れにあったということも、ちょっと記憶にあるんだけど、西九州ルートだけがフリーゲージトレインでね。だから駄目だったら即、西九州ルートの問題にはね返ってくるという理解なのかどうかね。ちょっと確認しておきたいと。

【川口新幹線対策課長】フリーゲージトレインが西九州ルートだけのものだったかという確認でございます。

工事計画というのがございまして、新幹線を整備するに当たり、鉄道・運輸機構が工事の計画を出して、それを国が認可するというような流れの中で、フリーゲージトレイン導入を前提とした工事の計画というのは、鉄道運輸機構が国に対して出しているというのは、西九州ルートだけでございます。

北陸については、今の敦賀～新大阪間を今後どうするかを検討する過程において、フリーゲージトレインも検討はなされていたと承知をしておりますが、具体的な計画を立てて、国に申請をしたものではないと理解をいたしております。

す。

【田中委員】私の方が、記憶が間違っているのか。敦賀～舞鶴間を結ぶというのが先だったんだ。敦賀・大阪というのは後だよ。私の記憶では。ちょうど私が議長時代にね、北陸の皆さん方と一緒に新幹線をやった。全国で新幹線の要望をやったからね、当時は。平成27年、平成28年当時。

その頃フリーゲージは西九州ルートだけのもの、敦賀～舞鶴間はなかったんだという記憶はちょっとないんだけどね。だからフリーゲージは、あちこちで有効に使えるよという理解はあったけれどもね、理解はあったけど。これは、結果は、これでは分からんのでね。後で調べて教えてください。

それで、4年間の成果、新幹線の、長崎ルートの成果は、もう話し合いだけだったの。何もそれから先に進んでない。

というのは、あるところからちょっと資料もらったんだけどね。長年にわたる県政の課題ということで新幹線、佐賀県知事との対話15回、JR九州9回、与党要望等11回、これだけ頑張ったんだという資料がちょっと上がってきた。それはそうかも分からんけども、何回やった何回やったが成果とは私はちょっと思えないのでね。だから、内容的にはどういう成果があったのかということをお聞かせください。

【川口新幹線対策課長】先ほど委員ご説明ありましたように、佐賀県知事との対話を15回ありますとか、そういった数字もさることながら、成果というのは何だというご質問でございます。

先ほどもご答弁しましたが、そもそも佐賀県と西九州ルートについて議論ができていない状況を何とか打開すべく、これまで働きかけてきた結果、トップ3者での西九州ルートに関する意

見交換を2回実施することができた。そうした結果、関係者間での動きが活発化し、国土交通省も事務次官が先頭に立って、様々な動きをされているということ。

それと、先ほどはご答弁しませんでした、周囲の環境というのも変わっておりまして、佐賀新聞でありますとか、佐賀テレビが県民向けのアンケートを取られております。その中において全線フル規格についての賛否を問われている際に、かなり賛成をする方も増えてきているといったことを踏まえ、4年間で西九州ルートを取り巻く環境というのは前に進んだものではないかと考えております。

【田中委員】それでね、長崎～武雄温泉間がオープンした。その後だと思っけれども、何回も何回も会って、いろいろ話をした。その結果として、それじゃね、長崎県の解決策の概要、長崎県の考える解決策ね。何回も会って、いろいろ知恵を交換した。その結果として長崎県の新幹線に対するやり方とかね。長崎県はどういうふうにして解決しようとしているのか。その概要、青写真のものがあればね。長崎県の独自の青写真のものが、いろいろ相談をして、ようやく長崎県の内容が固まったよ。これで進むんだよというものがあれば教えてください。

【川口新幹線対策課長】西九州ルートの解決策の概要について、長崎県の独自のものがあるのかというご質問でございます。

まず初めに、長崎県だけで解決できるものではないと思っておりますので、今から申し上げるのも、長崎県独自のものというとは違う、ただ、長崎が考えているものというふうにご理解いただければと思います。

まず、やはり区間としては新鳥栖～武雄温泉

間、佐賀県内の区間でございます。ですから、佐賀県民も含めて、佐賀県のご理解を得る必要があると。そうした中で佐賀県としては課題を幾つか挙げられております。その課題と申し上げますのはルート、それから地方負担、そして在来線が課題で、これをセットで解決しないとイケないということをおっしゃられていると。

あわせて、佐賀県の意見としてはまず地元で合意形成を図るものだというふうにご主張されております。課題解決をしないといけないので併せて地元の合意形成を図るというふうにおっしゃられておりますので、長崎県としては、JR九州、佐賀県とずっと対話を重ねてきていると。

ただし、長崎県として申し上げているのは、佐賀県がおっしゃられている課題を解決するには、地元の3者だけではなかなか難しいと。これは技術的な面、あるいは法制度の面、様々な面がございますので、やはり国とかほかの関係者を交えて解決を図るべきではないかというようなご提案を佐賀県に対して行っているところでございます。

これに対して佐賀県と平行線をたどっている実情ではございますが、ご理解をいただけるように粘り強く、これからも意見交換、あるいは働きかけ、そして様々な関係者との検討を重ねてまいりたいと考えております。

【田中委員】今の課長の話聞いてると、いい方向にいつてるなど。私がずっと主張したことをようやく県がね。というのは、佐賀県は佐賀県、長崎県は長崎県、JR九州はJR九州で幾ら頑張っても、この問題は解決しないと。だから地元、今、合意形成という言葉が出てきた、地元で。長崎県と佐賀県とJR九州でね。

これが一番だという話になるから、それは私が

ずっと主張してきたことなんでね。

しかし、その前はね、長崎は長崎独自で言ってる、国に対してね。佐賀県は佐賀県の、JR九州はまたJR九州独自のルートでね。それでは駄目ですよということ言ってたんだけども、ようやく今日の課長の話の聞けば、私の三、四年間のいろいろと質問をしてきたことがプラスになってるなと思ってるんですがね。そうでしょう。3年前4年前はね、そんなに地元、一緒になってやらなきゃ駄目なんだというような感じじゃなかった。

それはさておきますが、それじゃね、来年以降の展望、新幹線問題、解決する。来年以降のね、展望をお聞かせください。

【川口新幹線対策課長】来年以降の展望というご質問でございます。

まず、最近の動きでございますが、国、国土交通省において、有識者会議が立ち上げられております。有識者会議の中で今後議論されていく内容というのが、JR各社が、新幹線の整備を進めるに当たって支払っている貸付料をどうするかということ。これ事業費高騰を受けて、そして様々な期間をどうするかというような、いろんな諸課題があるんですけれども、いずれにしても国や地方の負担も重くなる中、どうしたら財源を、安定的な財源を確保できるかという観点で議論をなされると。

これが来年の夏をめどに結論を出すというようなお話も伺っております、この貸付料の財源に関する議論が進めば、そこは一つ西九州ルートにとっても、明るい材料になるのではないかと考えております。

あわせて、こうした議論をですね。三者の意見交換というのも重ねてきております。そして、少しずつお互いの話合い、理解が深まっ

ていることになっておりますので、次年度以降も、この対話を重ねること、より具体的な議論もできるのではないかとというふうに考えているところでございます。

あわせて、やはり先ほど申し上げた佐賀県民の理解を得るというために、この西九州新幹線、今開業している西九州新幹線が3年経過したということが、また大きく佐賀県民の皆様の考え方の変化につながっていると思っております。ですから本県といたしましても、より多くの方々、長崎県だけではなく、西九州全体の皆様が西九州新幹線をご利用いただけるような環境づくりについても、これはJR九州と、あるいは地元自治体と一緒に取り組むことで、西九州新幹線の今の効果と併せて、全線フル規格につながる将来、その必要性についての機運醸成を図ってまいりたいと考えております。

【田中委員】残念なのはね。国の政局で与党が、今まで公明党さんに大変、私は個人的にはお世話になった、公明党さんに。プロジェクトチームの委員さんあたりにはね。これ言い過ぎかも分らんけども、会話ということになると自民党の委員さんよりもね、公明党の委員さんの方に私は、長年お世話になってきたので、残念なんでしょう、今度、与党PT変わるわけですよ、やっぱりね、公明党さんと維新と。まだ、それは国の方の情報として、どうですか。出来上がっているんですか、与党PTは、新幹線の。

【川口新幹線対策課長】与党PTの新しい枠組みについて公表されてはおりません。ただし、新聞報道がございまして、自民と維新で、北陸新幹線ですね。北陸新幹線のPTについては、自民と維新で進めていくというような方針が報道でなされておまして、明日と記憶しているんですけれども、明日12日にPTが開かれるよ

うな見通しというような報道がなされております。

ただし、北陸新幹線の報道になっておりまして、西九州ルートについてどのようなPTになるかというのは明らかになっておりません。

【田中委員】 ちょっと残念なのはね、西九州新幹線のPTにね、今は、特段突出した人があんまりいないみたいだね、突出した人がね、長崎県。北陸は、あれは京都の西田さんかな、強烈な個性を持ってやってるから。しかし、あそこでも、この前の選挙の順位が入れ替わったということだね。負けちゃったからね。当選はしてるけど、一番であがった人が見直し論をやってるから、ちょっと混乱してる、京都の。

だから、政治家の発言、新幹線については結構大きなものがあると私は思ってるね。長崎県の新幹線のリーダーは、誰に託しているんですか、国会議員さんは。

【鵜瀬委員長】 暫時休憩します。

-----  
— 午後 2時17分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時17分 再開 —  
-----

【鵜瀬委員長】 再開します。

【田中委員】 来年の展望をもう少し詳しく聞きたかったんだけど、長崎県、来年は期待できるぞというような流れになることを念じておきたいと思います。もうひとつここで確認しておかなきゃいかんのは、平成4年の11月の合意時に、県と佐世保市と取り交わした約束、これについてはね。やっぱりちゃんと毎年毎年確認していかなければいかんから、どういう検討がなされているのか、聞かせてください。県のね。

【川口新幹線対策課長】 平成4年の基本的考え方に関するご質問でございます。

まず平成4年の基本的考え方と申しますのが、

佐世保寄りルートから短絡ルートへ変更した際に、九州新幹線長崎ルート等の整備に関する基本的考え方を長崎県議会全員協議会にお示しし、了承を得たものであります。

その中におきまして、佐世保線等の輸送改善という項目があります。

その一つとして、「将来、長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、佐世保市にもフル規格新幹線鉄道網への直通運行が可能となるよう、その実現に努める」と記載されておりまして、この基本的考え方というのは今も変わっておりません。

そして、私どもといたしましては、ここに書いてありますように、まずは「長崎市・福岡市間にフル規格の新幹線を整備する」と書かれておりますので、新鳥栖～武雄温泉間の未整備区間をまずは全線フル規格でつなげるということに取り組んでまいりたいと考えております。

あわせまして、佐世保線の輸送改善、これについても佐世保市、JR九州と、常に協議を行っておりまして、輸送改善については、働きかけを継続しているところでございます。

【田中委員】 質問は、これで終わりにします。

もう何しろこの問題を解決するにはね、佐賀県との協力がまた必要なよ。佐賀県との協力が。JR九州との協力、車両はJR九州だから線路の幅を広げたりするのは、ミニ新幹線を考えればね、これは佐賀県と長崎県で頑張らないかん。

一つだけ残念なのはね。本当に頑張ってくれそうだった有田町の町長はね、おかしなことで失脚しちゃった。あの町長、頑張りますということ、いろいろと相談にも乗ってたんだけど。だから、町長が替わるのがね、もう決定だ。そして大変な、我々としては困ったことな

んだけどもね。

そういうことも話しながら、この問題、終わりたいと思います。ありがとうございました。

【鵜瀬委員長】ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬委員長】ほかに質問がないようですので、地域振興部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

---

— 午後 2時21分 休憩 —

---

— 午後 2時21分 再開 —

---

【鵜瀬委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、地域振興部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、秘書、広報戦略部、総務部、危機管理部関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

---

— 午後 2時21分 散会 —

---

# 第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年12月12日

自 午前 9時59分  
至 午後 2時34分  
於 委員会室1

徳永 真一	人 事 課 長
井手美和子	新行政推進室長
岸川 康博	職員厚生課長
高橋 圭	財 政 課 長
赤尾 美望	財 政 課 企 画 監
森 祐子	管 財 課 長
坂本 将志	管財課企画監
田端 健二	税 務 課 長
田島 義史	税 務 課 企 画 監
佐藤 荒樹	債 権 管 理 室 長
湯川 亮一	スマート県庁推進課長
江口 詔一	スマート県庁推進課企画監
本村 篤	総務事務センター長

2、出席委員の氏名

鵜瀬 和博	委員長（分科会長）
大久保堅太	副委員長（副会長）
田中 愛国	委 員
徳永 達也	〃
山田 朋子	〃
川崎 祥司	〃
山本 由夫	〃
宅島 寿一	〃
堤 典子	〃
中村 俊介	〃

今富 洋祐	危 機 管 理 部 長
坂木 勇夫	危 機 管 理 対 策 監
杉浦 一也	危機管理部政策監（基地政策担当）
飛永 琢也	防 災 企 画 課 長
山口 大吾	基 地 対 策 ・ 国 民 保 護 課 長
松尾 健自	消 防 保 安 室 長

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

陣野 和弘	秘書・広報戦略部長
黒島 航	秘書課長（参事監）
永川 慎吾	ながさきPR戦略課長
松浦 浩二	広 報 課 長
-----	
中尾 正英	総 務 部 長
猿渡 圭子	総 務 部 次 長
小林 陽子	総 務 文 書 課 長
栗原 恵	県民センター長

6、審査の経過次のとおり

— 午前 9時59分 開議 —

【鵜瀬委員長】 おはようございます。  
委員会及び分科会を再開いたします。  
これより、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を行います。

【鵜瀬分科会長】 まず、分科会による審査を行います。  
予算議案を議題といたします。  
まず、秘書・広報戦略部長より、予算議案の説明を求めます。

【陣野秘書・広報戦略部長】おはようございます。秘書・広報戦略部の関係の議案についてご説明いたします。秘書・広報戦略部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち、秘書・広報戦略部関係についてご説明いたします。

歳出予算は、総務管理費2,077万8,000円の減を計上いたしております。

これは、秘書・広報戦略部の給与費について、関係規定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち、秘書・広報戦略部関係についてご説明いたします。

歳出予算は、総務管理費1,189万2,000円の増を計上いたしております。

これは、職員の給与改定及び会計年度任用職員の報酬等改定に要する経費であります。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鶴瀬分科会長】ありがとうございました。

次に、総務部長より予算議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】おはようございます。総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の予算決算委員会総務分科会関係議案

説明資料の2ページをお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

初めに、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、合計で5億7,142万1,000円の減、歳出予算は、合計で8,101万9,000円の増を計上いたしております。

この歳出予算の内容は、総務部所管の給与費について関係既定予算の過不足の調整に要する経費及び今年度確定した法人関係税等の過誤納金に対応する県税還付金及び還付加算金に要する経費でございます。

次に、令和8年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

本庁舎及び総合庁舎等整備事業費について、県南振興局新庁舎等移転業務契約を複数年とするため、令和8年度から令和9年度までに要する経費として、7,818万6,000円を計上いたしております。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、合計で53億386万3,000円の増、歳出予算合計で2億1,041万6,000円の増を計上いたしております。

この歳出予算の内容は、総務部所管の職員及び会計年度任用職員の給与改定に要する経費でございます。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、よろ

しくお願い申し上げます。

【鶴瀬分科会長】 ありがとうございます。

次に、危機管理部長より予算議案の説明を求めます。

【今富危機管理部長】 おはようございます。

危機管理部関係の議案についてご説明いたします。

危機管理部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の2ページをご覧ください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

初めに、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち、危機管理部関係についてご説明いたします。

歳出予算で、防災費150万6,000円の増を計上いたしております。

これは、危機管理部職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち、危機管理部関係についてご説明いたします。

歳出予算で、防災費1,345万8,000円の増を計上いたしております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鶴瀬分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予

算議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

【田中委員】 総務部の関係で、説明があったような気もするんだけど、大体マイナスが多いんだ、補正はね。徴税費で6,996万7,000円の増、徴税費だけちょっと目立って出ている。内容をもう一回、ちょっと具体的な内容をお願いしたいと思います。

【田端税務課長】 徴税費の増でございますが、これは、県税過誤納還付金の増でございます、内容としましては、当初の見込みよりも過誤納還付金の額が増えたことによる増でございます。

この中身としましては、過誤納還付金の約9割以上が、法人県民税、事業税、いわゆる法人二税に関するものでございます。

これは、法人の申告制度に起因するものでございまして、県が誤って賦課徴収したものでなくて、確定申告の結果、中間申告での納付が過大となってしまったため、その超過分をお返しするものでございます。

【田中委員】 流れとして、法人税関係はずっと上がってきているというような認識を持ってたけども、今年度に限っては、県の見込み違いという感じになるわけだね。還付しなきゃいかんわけだね。そういうことでよければ終わります。

【田端税務課長】 委員ご指摘のとおり、当初の見込みよりも多額の還付金が発生したことによるものでございます。

【鶴瀬分科会長】 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鶴瀬分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鶴瀬分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第103号議案のうち関係部分及び第106号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鶴瀬分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【鶴瀬委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、秘書・広報戦略部長より総括説明を求めます。

【陣野秘書・広報戦略部長】 秘書・広報戦略部関係の議案についてご説明いたします。秘書・広報戦略部の総務委員会関係説明資料の2ページをお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」のうち関係部分であります。

第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」は、長崎県行政に係る基本計画について、議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画みんなの未来図2030」とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「くらし」

「しごと」「にぎわい」「まち」の5つの柱の下、12の基本戦略を掲げる令和8年度からの5か年計画として策定しようとするものであります。

なお、秘書・広報戦略部関係部分としては、先般策定した「ながさきブランディング・情報発信戦略」を、基本理念を実現するに当たっての基本姿勢の一つである戦略的情報発信・ブランディングの中に位置づけ、同戦略とも連動し、計画を進めていくこととしております。

引き続き、ブランディングの取組を様々な関係者と力を合わせしっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、議案外の所管事項について、ご説明いたします。

県民表彰について。

地方自治、社会福祉、産業、教育文化など、それぞれの分野において長年にわたり、その職務に精励し、県政あるいは各地域の発展に貢献するなど、功績顕著で他の模範となる方や、文化・スポーツなどで特に優秀な成績を収められた方に対し、毎年11月23日に県議会議場において表彰を行っており、令和7年度は、131の個人・団体を表彰しております。

「ポケモンGOワイルドエリア：長崎」の開催について。

去る11月7日から9日までの3日間、長崎市において、県が共催する形では全国初となるスマートフォン向けゲームアプリの大規模イベント「ポケモンGOワイルドエリア：長崎」を株式会社ナイアンティック、株式会社ポケモン、長崎市とともに開催しました。

県内のみならず、県外・海外から約42万人の方々にご参加いただき、イベントとともに、長崎市内の街並みや観光地、本県の美味しい食な

ども楽しんでいただいたところであります。

県としては、参加者の皆様に満足いただけるよう、イベントの円滑な運営及び街中への警備員の配置等による安全面の確保、県庁舎やおのうえの丘、旧県庁舎跡地等における装飾への協力などを実施するとともに、この機会に県内を周遊していただけるよう、本県の豊富な食や観光地等の情報を積極的に発信しました。

県では、昨年6月に株式会社ポケモンと連携協定を締結し、ながさき未来応援ポケモン「デンリュウ」やポケモン関連イベントの開催、県産品とのコラボレーションなどにより、本県の魅力発信、観光振興及び誘客促進、県産品の振興などを図ってきたところであり、引き続き、県内事業者や市町とも連携を図りながら、本県の魅力発信等に積極的に取り組んでまいります。

事務事業評価の実施について。

本年度の事業評価において、事務事業評価及び長崎県政策評価委員会による外部評価を実施いたしました。

秘書・広報戦略部関係部分については、お配りしている資料のとおりであります。

事務事業評価については、1件の事業群評価調査により、1件の事業を評価いたしました。その事業について、令和8年度に向けて、「改善」の見直しを検討いたしております。

なお、事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通し、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

【鶴瀬委員長】 ありがとうございます。

次に、総務部長より総括説明を求めます。

【中尾総務部長】 総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の総務委員会関係議案説明資料2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第109号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、第110号議案「情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」のうち関係部分、第116号議案「当せん金付証票の発売について」、第117号議案、第118号議案「契約の締結の一部変更について」、第134号議案、「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」のうち関係部分についてであります。

初めに、条例議案についてご説明いたします。

第109号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分でございますが、この条例は、人事委員会の令和7年10月6日付の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与等について所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、令和7年度の給与改定においては、若年層に重点を置きつつ、全世代を対象に給料月額の上昇、期末・勤勉手当の0.05月分の上昇などを行っておるものでございます。

第110号議案「情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」のうち関係部分でございますが、この条例は、情報通信技術の効果的な活用を図るため、書面提示等アナログ的な手法を前提とす

る規制を見直すことに伴い、長崎県行政手続条例について、不利益処分の名宛人の所在が不明である場合の公示方法を、掲示場での掲示等に加え、インターネット上での閲覧によることとするを、改正の内容とするものでございます。

次に、事件議案についてご説明いたします。

第116号議案「当せん金付証券の販売について」でございますが、これは当せん金付証券法第4条第1項の規定により、県内における令和8年度の宝くじの発売総額を110億円以内に定めようとするものでございます。

第117号議案「契約の締結の一部変更について」でございますが、これは、令和6年11月定例会で可決された県内振興局庁舎建設工事について、請負代金額の変更契約を締結しようとするものでございます。

変更の内容は、運用方針及び仕様の決定に伴う入退室管理システムの追加等により、請負金額を41億8,000万円から7,980万9,400円に増額し、42億5,980万9,400円に変更しようとするものであります。

第118号議案「契約の締結の一部変更について」でございますが、令和6年11月定例会で可決されました県南振興局庁舎電気工事について、請負代金額の変更契約を締結しようとするものでございます。

変更の内容は、運用方針及び仕様の決定に伴う電話設備、監視カメラ設備の追加等により、請負代金額を9億662万円から1億2,825万3,400円増額し、10億3,487万3,400円に変更しようとするものでございます。

次に、計画議案についてご説明いたします。

第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」のうち関係部分についてござい

ますが、こちらは、長崎県行政に関する基本的な計画について、議会の議決事件として定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

名称、それから基本理念については、先ほど秘書・広報戦略部長からご説明したとおりでございますが、基本戦略のうち、総務部関係部分では、基本戦略「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」において、「デジタル技術を活用した行政運営の効率化」として、県庁DXの実現に取り組んでいくこととしております。

こうした施策を様々な関係者と力を合わせてしっかりと推進しつつ、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

契約の締結の一部変更についてでございますが、令和6年11月定例会で可決されました県南振興局庁舎空調設備工事について、地方自治法第180条の規定に基づく簡易な事項として、専決処分をさせていただいたものでございます。

変更内容は、改正フロン排出抑制法に適合した空調設備の変更等により、請負金額を5億3,240万円から3,944万3,800円増額し、5億7,184万3,800円に変更したものであります。

権利の放棄についてであります。1件50万円以下である生活保護法第63条費用返還金2件の権利の放棄について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、長崎ゆかりの交流会の開催について、次期行政経営方針（素案）について、事務事業評価の実施について、

県南振興局庁舎建設工事の進捗状況等についてでございます。

まず、長崎ゆかりの交流会の開催についてですが、首都圏において、長崎にゆかりの深い方々に本県情報を発信するとともに、県政の振興に関する情報収集と意見交換を行う「長崎ゆかりの交流会」を、去る11月12日に東京で開催いたしました。

当日は、地元選出国會議員や、外間県議會議長をはじめとした県議會議員の皆様、また、経済界や官界など、様々な分野の第一線で活躍されている方々をお迎えし、盛会のうちに終了することができました。

懇談会に先立ち開催した講演会では、長崎県産業振興アドバイザー片江田舞子氏と、一般社団法人スタートアップエコシステム協会名倉勝氏による対談及び各部局の施策等についてのプレゼンテーションを実施いたしました。

その後の懇談会では、県産品や企業版ふるさと納税、こども未来応援基金をはじめとした各種施策に関する展示コーナーを設け、本県の魅力と現状をご覧いただきながら、県産酒や選りすぐりの農水産物をご賞味いただきました。ご参加いただいた皆様には、今後とも本県の応援団としてお力添えをいただくものと期待しております。

次に、次期行政経営方針（素案）についてでございますが、令和8年度から新たに打ち組む行財政改革の計画につきましては、これまでの県議会での議論や、民間有識者の皆様からのご意見を踏まえ、このたび、行政経営方針（素案）として取りまとめたところでございます。

近年、人材獲得競争の激化や、厳しさを増す財政状況など、本県を取り巻く環境は大きく変化しているところでございます。こうした状況

下においても、長崎県総合計画をはじめとする各種計画に掲げる目標を達成し、県民の皆様へ具体的な成果を還元していくためには、これまでの行財政改革の取組を継承・発展させるとともに、県が保有する財源や人材などの経営資源をさらに充実させ、最大限に活用する姿勢が求められているところでございます。

そのため、素案では、県庁が目指す姿を次の3つの柱で示し、その実現に必要な具体的な取組を打ち出しております。

1つ目の柱は、「挑戦する姿勢と変化に向き合うマインドの醸成」であります。活気ある組織づくりと、挑戦意欲の高い職員の育成などを通じて、変化を前向きに捉え、改善や新たな取組が自然に生まれる組織文化を醸成してまいります。

2つ目の柱は、「健全で持続可能な行財政基盤の確立」であります。戦略的な人材確保、持続可能な安定的な財政運営、そして、業務の効率化と質の向上を目指したDXの推進などを通じて、限られた経営資源を効果的かつ柔軟に活用する体制を築いてまいります。

3つ目の柱は、「ヒトの活躍を促すための環境の整備」であります。職員一人一人が力を十分に発揮できる仕組みや環境を整え、誰もがやりがいを持ち、安心して働き続けられる環境づくりを進めてまいります。

今後も引き続き、県議会や民間有識者の皆様からのご意見を伺いながら、令和7年度中の方針策定に向けて検討を重ねてまいります。

次に、事務事業評価の実施についてですが、本年度、県全体として、1つ目として、令和7年度事務事業の評価743件、2つ目として、指定管理者制度導入施設の評価44件を実施いたしました。内容については、

お配りしている資料のとおりでございます。

その概要につきましては、令和7年度事務事業評価においては、160件の事業群評価調書により、743件の評価を実施いたしました。そのうち495件、全体で66.6%の事業が、令和8年度に向けて、拡充、改善、統合、縮小、廃止のいずれかの見直しを検討いたしております。

このうち、総務部関係につきましては、2件の評価を実施いたしました。その評価の概要等については、お配りしている資料のとおりでございます。

今後、県議会における議論を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどに取り組んでまいりたいと考えてございます。

最後に、県南振興局庁舎建設工事の進捗状況等についてであります。県南振興局庁舎建設工事の進捗状況は、10月末時点において、2階部分の躯体工事を行っているというところでございまして、進捗率は約27%で、当初の予定どおり順調に進められております。

また、庁舎完成後、3振興局が新庁舎へスムーズに移転し、滞りなく業務を進められるよう、新庁舎オフィスのレイアウト図面等の作成や、移転計画の策定等の業務を進めているところでございます。

引き続き、令和9年以降の移転実施に向けて、工事等の進捗を図ってまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**【鶴瀬委員長】** ありがとうございます。

次に、危機管理部長より総括説明を求めます。

**【今富危機管理部長】** 危機管理関係の議案についてご説明いたします。

配付しております危機管理部の総務委員会関係説明資料の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」のうち関係部分であります。

危機管理部関係部分では、基本戦略「災害に強い県土をつくる」において、「近年の災害を踏まえた総合的な防災、危機管理体制の構築」として、孤立集落対策のためのヘリや船舶の活用促進や、地震アセスメント調査結果に基づく防災対策の見直しに取り組むほか、「さまざまな災害を想定した防災訓練、有事発生時の対応訓練の実施」、「消防団や自主防災組織などの地域防災力の充実強化」、「基地対策と国民保護の取組の推進」等に取り組むこととしております。

こうした施策を様々な関係者と力を合わせしっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

説明資料の3ページをお開きください。

損害賠償の額の決定についてですが、令和7年度原子力防災訓練において、壱岐市で実施予定であった広域避難訓練を天候不良のため中止したことにより、訓練参加予定者の航空券の払い戻しが生じたことから、それに伴い発生した損害賠償金4,400円を支払うため、地方自治法第180条の規定に基づき、去る11月14日付で専決処分させていただいたものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

まず、令和7年度長崎県防災会議の開催についてですが、去る11月19日、令和7年度長崎県防災会議を開催し、現在、県が実施している地震ア

セメント調査事業や、本年7月の南海トラフ地震防災対策推進地域の指定等について報告するとともに、長崎県地域防災計画の修正を行いました。

主な修正内容等として、南海トラフ地震については、地域指定に伴い、津波からの防護や円滑な避難、救助などを定めた「南海トラフ地震防災対策推進計画」を県の地域防災計画に盛り込む必要があるため、新たに「南海トラフ地震防災対策推進計画編」を追加し、必要な修正を行ったところです。

また、毎年実施している国の防災基本計画の見直しに伴う修正については、広域避難時の避難元・避難先自治体間の情報連携や、林野火災の地上・空中の連携による消火活動等について修正を行ったほか、能登半島地震を踏まえた修正として、被災者支援の充実や防災情報のデジタル化の推進等について、修正を行ったところです。

今後とも、県民の安全安心の確保のため、市町や関係機関と連携を密にしながら、地域防災計画の推進に取り組んでまいります。

次に、長崎県国土強靱化地域計画の改定についてですが、当該計画については、今年度末で終期を迎えるため、令和8年度を初年度とする5か年計画として改定の検討を進め、今回、素案を取りまとめました。

検討に当たっては、令和5年7月に改定された国の国土強靱化基本計画との整合を図りつつ、県内における南海トラフ地震の地域指定や、能登半島地震での課題など、その後の状況も加味しながら、様々なリスクに対する本県の脆弱性と対応方針を計画素案にも盛り込みました。

今後、県議会をはじめ、パブリックコメントによる県民の皆様のご意見等を踏まえながら、

今年度中の策定に向けて取り組んでまいります。

次に、各種訓練の実施についてですが、去る10月5日、令和7年度原子力防災訓練を、佐賀県、福岡県と同日開催で、関係4市と共同で実施いたしました。

訓練には、関係4市の住民約400名をはじめ、86機関、約1,200名にご参加いただき、災害対策本部運営訓練や避難所等への住民避難とスクリーニング訓練、緊急時モニタリング訓練などを実施する中で、能登半島地震において多くの避難路が寸断されたことを踏まえ、4市の避難計画に記載予定の第2経路を使っての避難訓練や、屋内退避の継続に必要な支援物資搬送訓練を実施したほか、松浦市では、地震等による離島架橋の通行止めを想定した住民避難訓練を実施しました。

また、去る10月10日、松浦市の九州液化瓦斯福島基地において、火災等の災害が発生したとの想定の下、防災関係機関による情報伝達と現地本部運営の図上訓練を行いました。

地元自治体の松浦市をはじめ、16機関、34名の参加をいただき、テレビ会議も活用しながら、迅速な情報伝達や情報共有の手法等について確認を行いました。

さらに、去る11月9日、長崎市において、令和7年度長崎県国民保護訓練を国、県、市が共同で実施いたしました。

今回の訓練では、長崎市及び地元住民の皆様をはじめ、13機関、120名の参加をいただき、まず、住民を対象とした国民保護の講習会を実施し、その後、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練及び関係機関によるミサイル落下に対する初動対処訓練を行いました。

今回の訓練で得られた課題を検証し、訓練内容のさらなる充実を図るとともに、市町や関係

機関と連携しながら、有事即応体制の充実強化等に取り組んでまいります。

次に、第30回全国女性消防団員活性化長崎大会についてですが、去る11月13日、長崎市において、第30回全国女性消防団員活性化長崎大会が開催されました。

大会には、全国で活躍する女性消防団員等約2,500名が参加し、活動事例発表や防火防災啓発劇、パネルディスカッションなどが行われました。

県内の女性消防団員にとっては、全国で活躍する多くの女性消防団員と交流するとともに、大会の準備等を通じて、県内での交流を深める貴重な機会となりました。

今後、大会を通じて得られた経験やネットワーク等を活かし、女性消防団員のさらなる活躍と消防団の活性化につなげてまいりたいと考えております。

最後に、事務事業評価の実施についてですが、危機管理部関係については、お配りしている資料のとおりであります。

事務事業評価については、5件の事業群評価調書により、14件の事業を評価いたしました。そのうち11件の事業について、令和8年度に向けて、「拡充」、「改善」のいずれかの見直しを検討いたしております。

今後、県議会における議論を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鶴瀬委員長】 ありがとうございます。

次に、人事課長より補足説明を求めます。

【徳永人事課長】 今回、ご審議をお願いしております第109号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分について。補足してご説明申し上げます。

お手元の令和7年11月定例県議会総務委員会説明資料の4ページをご覧ください。

まず、1、改正要旨にも記載しておりますとおり、今回の条例改正は、令和7年10月6日に行われました県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、並びに国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、本年度及び次年度以降の給与改定を行うため、関係条例を改正しようとするものでございます。

まず、2の（1）職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、ア、給料表の改定については、国家公務員の俸給表の内容に準じた改定だけでは民間給与との較差が残ることから、各給料表の水準を国家公務員の俸給表の改定に準じた上で、当該給料表の各号給の額に一定の率として、100分の100.3を乗じた額に改定を行い、1人当たりの給与月額を平均3.37%引き上げるものであります。

今回の改定は、若年層に重点を置きつつ、全職員を対象に引上げを行うものであり、この改定に伴い、行政職給料表の初任給は大卒程度及び短大卒程度で1万2,700円、高卒程度で1万2,900円引き上げられ、大卒程度の初任給は現行の月額22万円から月額23万2,700円に引き上げられることとなります。

実施時期については、令和7年4月1日に遡及して実施したいと考えております。

次に、イ、諸手当の改定についてでございますが、①医師等に係る初任給調整手当については、最高支給額を1,000円引き上げ、現行の月額41万6,600円から月額41万7,600円とするもので

あります。

5ページをご覧ください

②宿日直手当について、庁舎や設備の保全等を目的とした通常の宿日直は、限度額を300円引き上げて、4,400円から4,700円に、医師の当直については、限度額を1,500円引き上げて2万1,000円から2万2,500円に、消防学校や高等技術専門校における学生の生活指導のための当直など、人事委員会規則で定める業務を行う宿日直は、限度額を300円引き上げて、7,400円から7,700円にそれぞれ改正するものであります。

①②の実施時期につきましては、令和7年4月1日に遡及して実施したいと考えております。

③期末勤勉手当について。

年間の支給月数を引き上げるもので、それぞれの内容は記載のとおりとなります。

一般職員と部次長級である特定幹部職員の期末勤勉手当について、0.05月分引き上げ、現行年間4.6月から年間4.65月とするものであります。

定年前再任用短時間勤務等職員の期末勤勉手当について、0.05月分引き上げ、現行年間2.4月から年間2.45月とするものであります。

実施時期につきましては、令和7年6月期分は既に支給されていることから、今年度の引上げについては、令和7年12月期分に反映することとし、令和7年12月1日から実施、また、令和8年度以降の分は令和8年4月1日から実施したいと考えております。

次に、④交通用具使用者に係る通勤手当について。

現行の距離区分のうち、50キロメートル以上55キロメートル未満から75キロメートル以上までの距離区分について、200円から4,200円までの幅で手当額を引き上げるものであります。

実施時期は、国と同様に令和7年4月1日に遡及して実施したいと考えております。

また、これまで75キロメートル以上の距離区分までしか設定しておりませんでした。国に準じて上限を100キロメートル以上とし、75キロメートル以上の部分について5キロ刻みで新たな区分を新設するものであります。

実施時期は、令和8年1月1日から実施したいと考えております。

加えまして、こちらも国に準じて、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するものであり、手当の支給対象者や確認書類など、制度の詳細については国の取扱いに準じて対応してまいりたいと考えております。

実施時期は、令和8年4月1日から実施したいと考えております。

次に、7ページをご覧ください。

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、高度の専門的な知識経験等を有する者で、任期を定めて採用される職員である特定任期付職員について、給料表を引き上げるとともに、職員の期末勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、現行年間3.65月から年間3.7月とするものであります。

(3) 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正並びに常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、知事、副知事及び常勤の監査委員の期末手当の年間支給月数を国の指定職俸給表適用者に準じて0.05月分引き上げ、現行の年間3.45月から年間3.5月とするものであります。

(4) 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正につきましては、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮して設定

する特例報酬を月額として算定した場合の上限額を1,600円引き上げ、現行の4万1,100円から4万2,700円とするものであります。

(2) から (4) の実施時期は、令和7年4月1日に遡及して実施したいと考えております。

以上で、第109号議案の内容についての補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【鶴瀬委員長】 ありがとうございます。

以上で、説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

【山田委員】 109号議案の通勤手当の改定のところについて伺いたいと思っております。

新たに50キロ以上の区分について、通勤手当額を引き上げて、あと100キロ以上というのも新たに作られたようであります。これによって、どれくらいの職員が、今までよりも手当が上がるようになるのか、その辺りをちょっと教えてください。

【徳永人事課長】 交通用具使用者に対する通勤手当についての対象者についてのご質問でございますが、令和7年4月現在、知事部局におきまして、交通用具を使用して通勤している職員は1,490人でございます。

このうち、手当支給額の見直しに伴う通勤距離が50キロ以上の職員は123人、率にいたしまして8.3%、さらに令和8年1月から距離区分を新設する80キロメートル以上に該当する職員は19名、率にして1.3%でございます。

また、教育及び警察を含めた全体でございますが、交通用具を使用して通勤している職員は1万3,537人であり、このうち通勤距離が50キロメートル以上の職員が266人、割合にしまして

2.0%、80キロメートル以上の職員は24人、率にして0.2%でございます。

【山田委員】 今回、引上げになることは、非常に実情に合っている形になってくると思うので、評価をしていきたいと思っております。

それで、新たに駐車場を利用することでの、駐車場代の分の新設もあるようでありますが、こちら数も、車を利用してる人イコールという形の理解でよろしかったですかね。

【徳永人事課長】 駐車場の手当については、今回、新たに新設をするものでございまして、自己負担で外部の駐車場を使用している職員が一定存在するという事は承知をいたしておりますが、具体的な人数などは把握していないことから、現在、交通用具を使用して通勤している職員に対しまして、駐車場の利用実態に対するアンケート調査を実施しているところであり、その調査結果を踏まえまして、制度の詳細を詰めていく、あるいは、令和8年度の当初予算に必要な予算計上を行ってまいりたいと考えております。

【山田委員】 出先機関とか駐車場のようなどころもあるでしょうし、今言われたように、外部に置かれている方、しっかり調査をいただいて、しっかりと支給をしていただきたいと思います。

あと、すいません、医師、歯科医師に係る初任給調整手当についても伺いたいと思います。

今回、プラス1,000円ということですが、これの根拠となるものを教えていただきたいと思います。

【徳永人事課長】 医師に対する初任給調整手当につきましては、これまで人事委員会勧告に基づき改定をしており、その内容は、国における医師に対する初任給調整手当の内容に準じたものになっておりまして、今年度につきまして

も、人事委員会勧告に基づき、国の人事院勧告による改定内容に準じて、改定を行うようなものでございます。

【山田委員】職員の分は勧告ではちょっと民間と合わないから、ちょっと独自に挙げたような理解をしていたんですが、恐らくですけど、医師と歯科医師の分が、もう今、定員として充足してるのかどうか分かりませんが、できたら、1,000円というのは、ちょっと微妙な感じかなと思っています。

今この医師や歯科医師の充足率、県職員として必要な方々の分はどうなっているのか分かれば教えてください。

【徳永人事課長】すいません、ちょっと細かい数字は持ち合わせておりませんが、大きく欠員が生じているような状態ではないと認識しております。

【山田委員】分かりました。

あと、宿日直手当も、その人事院勧告か何かかもしれませんけども、300円ということでありました。こちらも、そういうものに基づいて、300円上げて、300円上がらないよりはもちろんいいんですけど、これだけの本当物価高や様々な中において、ちょっと微妙な上がり具合だなというふうに思っておりますが、これは大体おおむね対象の方は人数どれくらいですか。

【徳永人事課長】人数の細かいところは、持ち合わせておりませんが、宿日直手当の対象となる勤務というのが定められておまして、庁舎、設備の保全等を目的とする当直勤務、学生等の生活指導のための当直勤務、入院患者の病状の急変等に対処するための医師、歯科医師の当直勤務でございまして、令和6年度の知事部局における当直勤務の支給回数でございまして、これらを合計して2,273回の実績がございまして、

【鵜瀬委員長】よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

【田中委員】ちょっと確認の意味で質問いたしますが、昨年の11月に議会承認した県南振興局の建設関係で、変更が今回出ているわけですよ。

本体で41億8,000万円に対して7,980万円の増、これはそんなもんかと思うんだけど、電気工事で9億600万円に対して、1億2,825万円の増、現契約の1割以上を新たに追加でやるというのは、私あんまり記憶がないんで、1割以下ならば、まだ許容範囲だけでも、なぜこういうことが出てきたのか。

もう一つお聞きしたいのは、議案として、本体と電気工事は出てるけども、空調設備は、専決処分になっている。これ金額の関係でそういうことになっているのかとは思いますが、確認をさせていただきます。

【坂本管財課企画監】電話設備については、場所を選ばない働き方を可能とする、携帯電話の使用が可能なクラウドP B Xの導入を検討しておりました。

クラウドP B Xは、従来の電話交換機の設置の必要がなく、ベンダー側の電話交換機能を利用することから、令和6年7月の工事発注時点では、電話設備を除いて発注しておりました。

その後も引き続き、関係課や業者への聞き取りなどを行い、その結果、現在、電話交換機は防災無線電話交換機と接続し、防災時の電話網を構築しておりますが、クラウドP B Xは、防災無線電話交換機との接続が困難であることが判明し、防災上のリスクがあることから、クラウドP B Xの導入を断念し、従来型の電話設備を導入することとし、今回、電気工事に追加したものでございます。

それから、もう一つ空調設備工事につきまして

ては、予定価格5億円以上の工事については、契約変更を議会に提出することになっていますが、契約変更額の5,000万円の範囲においては、専決で報告することとなっておりますので、議案として上げてないという状況でございます。

【田中委員】説明を聞けば、分かるのは分かるけれども、この電気工事追加、相手方はもう同じところに追加するわけね。やっぱり、1割以上変更というのは、あんまり好ましくないと思っている、私は、個人的にね。

50億円で1億円ぐらいのやつはまだまだ仕方ないけど、やっぱり1割以上変更となると、やっぱり現契約はちょっと何だったのかなというような気がするので、これはやっぱり注意してもらわなきゃいかんなど、幾ら追加工事にしてもね。

それから、議案とあれの関係は分かりました。それで、1年前の契約だけでも、全て県南振興局が、幾らぐらいの建設工事になるのか、改定した後、多分2億6,000万円ぐらい、私の計算で2億6,000万円ぐらいの追加になると思う、全部でね。

だからそこら辺の資料を上げてほしいと。そして、令和9年度中の移転、できるだけ私の希望としては急いでほしいと。なぜならば、後に続く県北振興局の工事が遅れたらいかん。県北振興局、これ終わったら県北振興局の方に入っていくわけ、ぜひ、それはお願いしておきたいと思う。資料をお願いします。

【鶴瀬委員長】ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鶴瀬委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鶴瀬委員長】討論がないようですので、これ

をもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑討論を終了しましたので、採決を行います。

第109号議案のうち関係部分、第110号議案のうち関係部分、第116号議案ないし第118号議案及び第134号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鶴瀬委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について説明を求めます。

【黒島秘書課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております秘書・広報戦略部関係の本年9月から10月までの実績に関する資料についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告につきましては、広報外部評価委員会1件を開催しており、より効果的・効率的な広報の実施に向けて、有識者による意見交換が行われました。

議事概要等は3ページに記載のとおりでございます。

資料の説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【小林総務文書課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出しております総務部関係の資料についてご説

明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、令和7年9月から10月までとなっております。

2ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況一覧でございますが、今回の報告対象期間における実績は計3件であり、各契約の内容は資料に記載のとおりでございます。

3ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情要望のうち、今回の報告対象期間において、県議会議長宛ても同様の要望が行われたものは、長崎市、一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会からの計3件となっております。具体的な要望項目及び県の対応につきましては、資料に記載のとおりでございます。

6ページをご覧ください。

最後に、附属機関等会議結果報告でございますが、今回の報告対象期間における実績は、長崎県個人情報保護審査会が3件、長崎県情報公開審査会が1件、長崎県政策評価委員会が2件の計6件となっております。

それぞれの会議の結果につきましては、7ページから12ページに示しております。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

**【飛永防災企画課長】**「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております危機管理部関係の本年9月から10月までの実績に関する資料についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件につきましては、長崎県防災ヘリコプター航空機保険契約の1件であり、契約内容につきましては記載のとおりであります。

また、入札結果一覧表を3ページに添付しております。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**【鶴瀬委員長】** ありがとうございます。

次に、新行政推進室長より補足説明を求めます。

**【井手新行政推進室長】**「長崎県行政経営方針（素案）」につきまして、補足説明をさせていただきます。

資料の「長崎県行政経営方針（素案）概要版」をお開きください。

表紙の下段の方に記載しておりますが、本資料は、現段階の素案になります。議会でのご議論や有識者のご意見等も踏まえながら、今年度中の完成を目指してまいります。

1ページをお開きください。

今回方針の名称を、行財政運営プラン2025から行政経営方針に改めております。

(1)には、長崎県における行政経営について定義しております。

これまでの行財政改革で進めてきた人員やコスト削減などの成果を継承しつつも、県庁の限られた資源を最大限に活用し、経営的な視点で行政の質を高め、持続可能な県政運営を目指してまいります。

2ページをお開きください。

県庁が目指す姿と方針全体の到達目標を示し

ております。

県庁が目指す姿として、「Ⅰ、挑戦する姿勢と変化に向き合うマインドの醸成」、「Ⅱ、健全で持続可能な行財政基盤の確立」、「Ⅲ、「ヒト」の活躍を促すための環境の整備」を柱に掲げ、それぞれ5年後の到達目標を設定しております。

また、方針全体の進捗を把握するため、職員のやりがいや働きがいに関する指標を設定しております。

続いて、3ページをお開きください。

ただいまご説明いたしました3つの柱を大項目といたしまして、それぞれ中項目、小項目を設定し、具体的な取組を整理しています。

次に、各柱のポイントをご説明いたします。

4ページをお開きください。

柱の「Ⅰ、挑戦する姿勢と変化に向き合うマインドの醸成」についてです。

5年後の到達目標は、県庁の理念が職員に浸透し、実践されていること、挑戦や失敗が学びとして共有される文化が醸成されていること、チームとしての挑戦が活発になされていることとし、指標といたしまして、現在策定作業を行っております、県庁のミッション・ビジョン・バリューの浸透率及び挑戦できる環境が整っていると回答した職員の割合を設定しております。

主な取組といたしまして、職員の前向きな挑戦を後押しする仕組みや、褒める文化、失敗を活かす文化の醸成に努めるほか、職員の人材育成に積極的に取り組み、挑戦する活気ある職場づくりを推進してまいります。

5ページをお開きください。

柱の「Ⅱ、健全で持続可能な行財政基盤の確立」についてです。

5年後の到達目標は、優秀な人材を獲得できる

ようになっていること、業務効率化により、新しい時間が生み出されていること、必要な施策を展開しつつ、健全な財政運営が維持されていることとし、指標といたしまして、採用充足率やDXによる業務の削減時間などを設定しております。

主な取組といたしましては、新たな採用戦略に基づく人材確保を進めるとともに、歳入の確保や歳出の適切化など、財源の持続可能性の確保等に取り組み、挑戦と持続を満たすための基盤づくりを推進してまいります。

最後に6ページ、柱の「Ⅲ、「ヒト」の活躍を促すための環境の整備」についてです。

5年後の到達目標は、育児や介護など、様々な事情があっても継続して働くことができること、職員のやる気を生み出す人事管理ができていること、心と体の健康が維持されていることとし、指標といたしまして、時間外勤務の縮減や離職率、男性の育児休業取得率等を設定しております。

主な取組といたしましては、職員のキャリア形成支援や組織の活性化につながる人事配置を行うとともに、テレワークやフレックスタイム制度など、多様な人材が活躍できる環境の整備を推進し、職員一人一人が能力を発揮し、安心して働ける職場環境を整えてまいります。

以上、簡単ではございますが、新行政推進室からの補足説明を終わらせていただきます。

【鶴瀬委員長】 ありがとうございます。

次に、防災企画課長より補足説明を求めます。

【飛永防災企画課長】 資料1、長崎県国土強靱化地域計画の改定についての概要版をご覧ください。

長崎県国土強靱化地域計画の改定について、その概要をご説明いたします。

2ページをご覧ください。

1、計画改定の趣旨ですが、長崎県国土強靱化地域計画の計画年度が令和3年度から7年度で、今年度末で終期を迎えることから、改定しようとするものであります。

2、計画の位置づけにつきましては、国土強靱化基本法第13条に規定する「都道府県の区域における国土強靱化地域計画」であり、「長崎県総合計画みんなの未来図2030」の個別計画に該当するものでございます。

3、改定後の新しい計画の期間については、令和8年度から令和12年度までの5年間でございます。

次に、4、計画の改正につきましては、まず、(1)、改正の主な要素であります。令和5年7月の国の国土強靱化基本計画が見直されたことによる見直し内容の反映、令和7年7月の南海トラフ地震防災対策推進地域の指定に伴う改正、能登半島地震を踏まえた防災対策の見直しなどを反映しようとするものであります。

3ページをご覧ください。

改定後の概要であります。本計画は、1、策定の目的、趣旨、2、基本的な考え方、3、脆弱性の評価等の検討、4、施策分野ごとの推進方針、5、計画の推進体制などから構成しており、これに、「リスクシナリオごとの脆弱性の分析、評価、課題の検討」、「対応方策の検討と推進方針」、「重要業績指標」の一覧を関係資料として添付してまいります。

4ページをご覧ください。

主な改正内容につきまして、概要でご説明しました構成項目に沿ってご説明いたします。

まず2、基本的な考え方については、5つの基本目標の1つにありました「南海トラフ巨大地震に備えた東九州等のバックアップ機能の確保」

について、今年7月に本県の7市1町が南海トラフ地震防災対策推進地域の指定をされたことに伴い、本県において、地域防災計画に南海トラフ地震防災対策推進計画を策定し、防災対策を強化していく必要があることから、改定しようとするものであります。

次に、3、脆弱性の評価等の検討ですが、新たに南海トラフ地震防災対策推進地域の指定に伴い、津波からの円滑な避難に向けての防災対策推進計画を策定し、実施していくことを追記しようとするものであります。

また、昨年11月に能登半島地震を踏まえた防災対策の見直しを取りまとめたところですが、離島・半島地域での災害発生時のヘリコプターの活用、避難所環境整備などの防災対策を追記しようとするものであります。

このほか、今年4月に発生した林野火災などを受けた場合の大規模な林野火災が発生した場合の対応について追記したところであります。

次に、4、施策分野ごとの推進方針ですが、①リスクコミュニケーション、これは、防災・減災に関する関係機関相互における防災情報の情報共有と相互理解を進めることですが、この分野では、地震アセスメント調査の実施と、それを踏まえた防災対策の構築、避難所環境の整備の促進、防災タイムラインの策定について追及したところであります。

③離島・半島対策では、港の耐震性、耐波性を含めた施設の機能強化やヘリコプター、船舶を活用した孤立集落への迅速で円滑な進入対策の推進を追記しようとするものであります。

④南海トラフ地震に備えた防災対策の強化については、南海トラフ地震の津波からの円滑な避難に向けた訓練や広報などを追記しております。

⑨住宅・都市・環境の分野につきましては、水道施設の耐震化等の耐災害性強化対策を追記しております。

⑩国土保全・交通・物流につきましては、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく指導監督などを追記しております。

次に、5、計画の推進体制ですが、本年7月に公表されました国の第一次国土強靱化実施中期計画による取組の促進について追記しております。

5、今後のスケジュールですが、本日のご意見に基づき、修正した素案について、今後、パブリックコメントを実施し、県民皆様からのご意見を踏まえ、修正した案について、3月の委員会に報告することとしております。

最後に、6ページですが、今回の計画の改定に当たり、国の国土強靱化基本計画の改定に基づき改定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）であり、35項目ございます。

この項目ごとに、本県の「脆弱性の分析、評価、課題の検討」、「対応方策の検討、推進方針」、「重要業績指標」を設定し、課題を解決し、指標を達成するための個別事業一覧について、現在、調整をしているところでございます。

次に、資料2は素案でございまして、長崎県国土強靱化地域計画の本文に当たるものでございます。

以上で、長崎県国土強靱化地域計画の改定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鶴瀬委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表の

とおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、87番、90番、99番です。

陳情書について、何かご質問ありませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鶴瀬委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問ありませんか。

【宅島委員】 お疲れさまです。

先ほど長崎県国土強靱化地域計画リスクシナリオ、説明がありました。

この長崎港、佐世保港と書いてあるんですけども、津波の、もし、南海トラフが起きて、津波が来たときのこの想定というか、ここ長崎港で何メートルぐらい、佐世保港で何メートル、何メートルとなっておりますか。

【鶴瀬委員長】 宅島委員、それは政策等ではなくて。

【宅島委員】 いえ、これ政策等の中。

【鶴瀬委員長】 ヘリコプターしかない。政策等決定過程の分、これ議案外。

【宅島委員】 議案外、じゃあ改めて。

【鶴瀬委員長】 ほかに質問ございませんか。

【田中委員】 行政経営はいいの。

【鶴瀬委員長】 行政経営はまた、議案外で。今、政策等決定過程ですから。

質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問ありませんか。

【宅島委員】 すいません、先ほど南海トラフの計画の見直しで、リスクシナリオ等立てられて

ますが、長崎港、佐世保港のところは明記あるんですけども、この2港、2つの港近辺で発生するおそれのある津波の高さというのは、想定は何メートルになっていますか。

【飛永防災企画課長】南海トラフ地震に伴います津波による浸水想定につきましては、現時点におきまして、各地域ごとの浸水域、あるいはその浸水の幅、浸水の高さなどについて、正式なデータというのは現時点で示されてございません。

ただ、私ども地震アセスメント調査につきまして、今年度から来年度にかけて実施をすることといたしております、その中において、南海トラフ地震の津波による浸水地域や浸水の高さ等々については明らかにしていくことといたしております。

【宅島委員】私が当選して間もなく、県内に大地震が起こったときの津波のハザードマップみたいなのが出て、知事は、橘湾の千々和町あたりが7メートルの津波が最大来るとか、そういった発表はあったんです。県から。やっぱそういったところで、広くやっぱり県民の皆様にも、もし南海トラフがあったときに、無関係と思っている県民の方、多くいらっしゃるんです。長崎は大丈夫だろうと。

じゃなくて、やっぱり海というか、もう回ってくると予測されているんで、ぜひ早めに、そういった避難というか、そういったことができるように対策をしていただきたいのと、この前、県議会で避難訓練が行われました。初めて、議場からおのうえの丘に出て、やりました。

そのときに、終わってから思ったんですけども、津波の心配はありませんということ聞いて外に出るんだったらいいんだけど、そういう津波の情報は一切ないまま外に出ってしまったん

で、これはちょっといかなと思ったんです。しっかり、やっぱり、津波の情報を基に、避難する場所、そういうところをきちっとこうしなきゃいけないなと思いました。

そして、こういった、ここはビルの上だからいいけども、海拔がもうないところ、駅もそうですけども、もし津波が来たときに、やはり県庁は避難場所になってると思います。

だから、そういった意味で、ここはもう免震構造だし、大きな地震が来ても割と高い方に逃げれば、人々の命を守れると思います。

だから、そういった、例えばヒルトンホテルとか、マリオットホテル、そういったところもやっぱり行政がきちんと災害協定を結んで、もしもの場合の避難の場所、そういったところも含めて、ぜひ交渉していただいて、県民市民の皆様命を最優先に守っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

【今富危機管理部長】南海トラフ地震を含めまして、地震、また津波に対する県民の意識、こちらを高めていくというものが最も重要だというふうに我々も考えております。

南海トラフ地震の取組につきましては、今回、地域防災計画の中に南海トラフ計画編として位置づけており、市町の方にもそれぞれの計画の中に盛り込んでいただきたいというふうに考えております。

先ほど答弁しましたとおり、今、まさに詳細な浸水区域でありますとか、高さ、こういったものを調査しておりますので、その結果を市町が作成しますハザードマップ、こちらの方にも反映させまして、それを示すことによりまして、そういった津波のことを自分事として捉えていただいて、実際の避難場所であるとか、経路であるとか、そういったことを市町と一緒に

なって周知し、また広報し、地域として取り組んでいく、そういったことに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

【宅島委員】 いろんな民間の報道に、シミュレーションによると、もう長崎港にも回ってきて数メートルの津波が来るというようなシミュレーションも出たりしてるんです。

そういうそういったこともありますんで、ぜひ早急にそういう対策を取っていただきたいと思えます。

そして、11月13日の日に、全国女性消防団員活性化長崎大会が出島メッセで開かれました。私も参加をさせていただきました。

総勢、女性団員が2,500人です。あと関係の男性の消防団員の方も多数お見えで、国からも消防庁長官もお見えになって、盛大に開催をされました。

この大会の結果について、ぜひ室長のご感想をお願いしたいと思います。

【松尾消防保安室長】 第30回全国女性消防団員長崎大会が11月13日に、出島メッセで開催されました。

この大会は、全国女性消防団員が一堂に会しまして、日頃の活動やその成果を紹介するとともに意見交換を通じて連携を深めることとなっております。長崎県で開催されるのは初めてでございます。

大会では、活動事例発表や高田明氏による記念講演、パネルディスカッションなどが行われ、盛況のうちに終了したと思っております。

大会の当日は、県内21市町の女性消防団員、約100名の皆様が、様々な役割でご参加いただき、例えば大会宣言であったり、お礼の言葉であったり、ステージに登壇していただきました。

また、運営スタッフとして、来客の皆様をお

もてなししていただくために一生懸命に活動していただきました。

今後は、この大会を通じて、女性消防団員を中心として、横のつながりができておりますので、そこを生かして、県内消防団の活性化につなげてまいりたいと考えております。本当にありがとうございました。

【宅島委員】 もう本当に、長崎県で初めて開かれた大会でありまして、女性消防団員の方たちも、本当にああよかったと。

そしてまた、私参加してるときに、後ろの方たちが北海道から来られた方、女性の団員でした。「北海道から何名ぐらいで来られたんですか。」と言ったらって「50名ぐらいで来ました。」と、もう本当に「長崎あんまり来れるとこじゃないけど、本当にすばらしいとこだと思いました。」みたいな感想もいただいております。

今後、ぜひ、女性消防団員の確保、そしてまた男性を含めた、消防団員の確保、双方連携して、地域防災に取り組んでいただきたいと思えますのでどうぞよろしく申し上げます。終わります。

【鵜瀬委員長】 ほかに質問ありませんか。

【中村(俊)委員】 事前に質問の内容をお伝えしておりませんので、できる範囲でお答えをいただければと思いますけれども、ポケモンGOワイルドエリア長崎の開催について、教えていただきたいと思えますけど。

まず、昨年6月、株式会社ポケモンと連携協定締結から様々な流れの中で、今回のこのイベントに至ったというふうに理解をしておりますけれども、この開催に当たって、何か条件等はあったんでしょうか。交通の利便性、いろんなものがあると思えます。

【永川ながさきPR戦略課長】 ポケモンGOワ

イルドエリアについてのお尋ねでございます。

開催に当たっての条件でございますけれども、特に主催者であるナイアンティック社からは、詳細なお示しはない状況でございますが、会場の広さや公共交通機関の状況、それから宿泊施設のキャパシティ、通信環境など、オンラインを使いますので、そういった様々な要素を考慮して決定されるものと伺ってございます。

【中村(俊)委員】 ありがとうございます。たった3日間で長崎市の人口を優に超える42万人程度の方々が来られたということで、今後もういった取組というのは、時機を捉えてやっていただきたいなと思うんですが、ただ、例えばスマートフォン向けのアプリというのが、そのコンテンツに関しては、その知名度にかかわらず、いろいろと新たな技術を含めて、日進月歩で進んでいると思いますので、ひょっとすると、ポケモン以外にも、何かしらこういったイベントを開催するに当たって、使えそうな内容のものが今後出てくるかもしれないなというふうに考えているんですが、そんな中で、今回のポケモンGOのイベント開催中に、ローカルのテレビニュースを拝見していたら、その長崎に来られた海外のお客さんだったと思うんですけど、宿泊施設が取れなくて、今からレンタカーで佐賀まで帰るんですよというような方々もいらっしゃったようにお見受けをしました。

そんな中で、どうしてもやっぱり長崎県内、できれば広域で、相乗効果を狙えるようなものにぜひすべきかなと思います。

やはり長崎県の中でこの利益を享受できるような内容のものにどんどんしていくべきかなという点においては、例えば、宿泊事業者の方々であるとか、もう一つが、アフターコンベンション的な要素でいくと、このイベントに来てく

ださった方々が、例えば今回は長崎市がエリアになっていましたけど、このイベントが終わった後に、例えば島原半島に行ったり、長崎の離島、五島や対馬、そういったところにも、その後ぜひ立ち寄っていただけるようなものにしたと思うんですけど、例えば、先ほど申し上げた宿泊事業者の方々との連携であったり、あるいは結局これスマホを使っているものですから、例えば大手のスマホキャリアの方々に協力を仰いで、ビッグデータ活用して、人流がどういうふうに流れたのか等々、ぜひ検証研究していただければと思うんですが、これはどうでしょうか。所管外かな、すみません。

【永川ながさきPR戦略課長】 このたびポケモンGOワイルドエリアが発表される前に、やはり宿泊事業者の方にちょっと情報をお伝えすることはなかなか難しかったものですから、実際に発表になってから、いきなりやっぱりユーザーの方、トレーナーの方が、多くの宿泊施設を予約される状況になって、すぐに長崎市の方はもう満杯になるという状況でございました。

実際、始まってからも、長崎市内ではなく、やっぱり我々としても、県内周遊していただきたいと思ひまして、様々な県内の情報もトレーナーの方にご提供させていただきまして、実際に、ポケモンマンホールというのがございまして、そちらの設置も、その時期に合わせて、県内5か所設置をいたしまして、そちらの方にも周遊いただけるような取組をいたしました。

先ほど委員からご指摘がありました事業の連携につきましても、今後同様のイベントがございましたら、データ分析も含めて、効果的な周遊につながるようなまた連続したイベントの開催であるとか、連泊につながるような取組というのは検討してまいりたいと考えております。

【堤委員】 まず、県南振興局のことについてお尋ねをします。

事件議案で、契約の変更というのがありました。それから、議案外で、庁舎の建設工事の進捗状況について書かれています。

10月末現在で進捗率約27%、予定どおり順調に進められているということなんですけれども、来年、令和8年12月までの工期と聞いていますけれども、令和9年以降に、移転が進んでいくということになってはいますが、この開局の時期というのは、いつ頃を想定されているのでしょうか。まず、それをお尋ねします。

【坂本管財課企画監】 県南振興局の開局時期についてのお尋ねですが、庁舎の建設工事は順調に進んでおりますが、現時点の工事の進捗率は約3割程度となっております。

ただし、建設資材の不足などの影響により、工事延長の可能性もあることから、現時点においては具体的な開局時期をお示しすることはできません。

具体的な開局時期につきましては、建設工事の進捗状況等を十分踏まえた上で、総合的に判断してまいります。令和9年度中には開局できるものと考えております。

【堤委員】 今工事は、3割程度進んでいるけれども、今後、その資材の不足などが考えられたりするので、12月までの工期というのは、来年、もう1年後ですけれども、これがひょっとしたら、令和9年にずれ込む可能性もあるということになるのでしょうか。

【坂本管財課企画監】 現在の契約では、来年8年12月で完成予定となっておりますが、そういった資材の不足だとか、そういった事情があった場合は、延長の可能性もあるということがございます。

【堤委員】 分かりました。

今後、どういうことがあるか分かりませんが、12月までとなっているけれども、延長の可能性もある。ただ、令和9年度中には開局をされるという、そういう理解でよろしいですね。

この県南振興局について、6年前ですか、2019年、総務委員会の中で、内部管理事務の集約によって、総務経理系の職員が約30名削減され、年間約2億4,000万円の削減効果があるという試算がされていたと聞いています。

現在の計画でも、同様の試算であるのか、お尋ねします。

【井手新行政推進室長】 当時の試算によりますと、委員ご発言のとおり、管理部門の集約等により、30名程度の削減を見込んでいたところであります。

現時点では、様々な状況の変化、例えば、大型事業への対応や、当面の業務量の増加等への対応を考慮いたしますと、まだ確定はしておりませんが、削減数は当初の見込みよりも縮小すると考えております。

なお、効率化によって生み出された人員につきましては、様々な行政需要、新たな行政需要も生まれておりますので、総合的に考慮しながら、再配置等も含めて検討してまいりたいと考えております。

【堤委員】 30名の削減まではいかないのではないかと、事業が色々出てきたりということも考えられるので、そうしますと、今後どのくらいの削減とかというのは、今後、改めて、試算されるということではよろしいんですかね。

【井手新行政推進室長】 今後の行政需要、業務量等を精査する中におきまして、最終的には、開局前に確定するものと考えております。

【堤委員】 開局前に確定はされると思うんです

が、長崎と県央と島原とは、統合されて、その広域を管理しなければならなくなります。

道路事情がだんだん改善されてきているとはいえ、島原半島への移動などは相当時間かかります。現在の計画で、人員は足りるとお考えなのかどうかお聞きします。

【井手新行政推進室長】 現在も、災害対応など、緊急性が高い業務や、窓口業務などの現場性が特に強い業務につきましては、長崎地区、島原地区においても必要な体制を残すこととしております。円滑な業務が遂行できるよう配慮を行っているものと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、最終的な人員につきましては、再編直前の業務量等を考慮する必要がありますので、その精査を行いながら、適切な人員配置に努めてまいりたいと考えております。

【堤委員】 いろいろな災害対応であったり、やっぱり現場でないと、すぐに対応できないこともあるので、やはり、速やかな対応ができるような人員配置というのが必要かと思えます。

そういったところ、まだ中身が決まらない段階なので、はっきりとお示しはされないと思うんですけども、そういう人が足りるということを最優先した十分な配慮とか、それから、振興局の維持管理機能をしっかり残すということを考えて進めていただきたいと思います。

それから、建物のことが一番報告というか、説明はされやすいと思うんですけども、中で働く職員の皆さんの業務分担とか、人員の配置もそうですけれども、決まっていないことで、なかなか担当者の皆さんからすると、心配とか不安とか、そういうのもおありなんじゃないかと思うんですが、できるだけ早い段階で、業務分担とか人員配置に関して、今、職務に当たって

いる皆さんから意見を聞いて、様々な目で検討することで、開局してから、いろんな業務に追われる、混乱するということも考えられますから、早急に進める必要があると思いますけれども、そここのところは今後どのように職員の皆さんの声を聞き取って、それを生かした人員配置とか、業務分担を進めていくお考えなのかお尋ねします。

【井手新行政推進室長】 職員の皆様の方から、様々な業務分担等について、早めにご提示いただきたいというご要望を受けていることについては認識しております。

現在、具体的な今後の業務量等も含め、関係部局と、精査作業を行っております。先ほども申し上げましたとおり、詳細をお示しするのは今しばらくお時間を頂戴できればと考えておりますが、我々もできる範囲で、早期にご提示できるように努めてまいりたいと考えております。

また、提示後につきましても、そういった不安が解消できるように、丁寧に説明を行ってまいりたいと考えております。

【堤委員】 精査中だということですが、やっぱり現場のことは現場の人が一番よく分かっていると思いますので、できるだけ早くお示しいただけたらと思います。

もう毎年のように、災害が各地で発生していますし、それに対応できるような、十分な人員配置が必要だと思います。

また、統合することで、県民サービスの低下を招くことがないように、そういう体制で臨んでいただきたいということを要望したいと思います。

もう1件、時間ありますか。

【鵜瀬委員長】 はい。

【堤委員】 オスプレイについてお尋ねします。陸上自衛隊が、佐賀駐屯地に配備しているオ

スプレーが、12月15日以降九州の11の施設で、夜間の離発着や周辺の飛行訓練を行うと報道されています。

県内でも相浦駐屯地、大村航空基地、大野原演習場の3か所でその午後5時から10時の間で実施するということなのですが、市民生活への影響が心配されます。

この飛行について、県は、九州防衛局や自衛隊に対して要望などは行っておられるのかお尋ねします。

【山口基地対策・国民保護課長】 オスプレーの運用に関しましては、この県内での夜間訓練の説明をいただいたときもそうですけれども、従来から、機会あるごとに、県民の安全安心に関わる項目については、要望をいたしております。

具体的には、4点ありまして、飛行の安全の確保、そして、適切な情報提供、できるだけ住宅地を避けた飛行、そして、騒音への配慮、これを要望しております。

今回の夜間訓練、これが県内で行われるという説明を受けた際にも、この4点について、九州防衛局の方に申入れを行っております。

【堤委員】折に触れて要望されているということですが、市民生活に影響をできるだけ小さくするため、あるいは、訓練が行われるということが事前に知らされた方が、やっぱり対応するというか、下で作業する人に迷惑かけたりとか、あるいは、昼間もそうなんです、小学校や幼稚園、保育園の上空を飛行しないようにするとか、そういうことは当然だと思いますけど、細かい配慮をするためにも、飛行経路や飛行の時間帯といった情報が、関係の自治体に確実に周知されるべきだと思うんですけども、情報提供はどのようにされているんでしょうか。

【山口基地対策・国民保護課長】まず、オスプレーの訓練に関する飛行の計画ですけれども、

訓練の日程の詳細、これについては、部隊の運用上提供することは難しい、できないということでお聞きをしております。

なお、夜間飛行につきましては、オスプレーが配備されている佐賀駐屯地のホームページで、日程等は公表されておりますけれども、具体の飛行先であったりとかルート、これについては、公表ができないとお聞きをしております。

なお県内の相浦駐屯地、これにつきましては、従来から駐屯地から、周辺の皆様、住民の皆様に対して、騒音の影響という観点から、射撃訓練であるとか、オスプレーを含むヘリの飛来、これについて、日程のお知らせというのはなされてきたということで、同様の対応が継続されていると認識しております。

【堤委員】佐賀駐屯地のオフィシャルサイトには、日程は記載されてるんですけども、訓練中は、ご答弁のとおり公表されていないんです。防衛上の機密とか、そういう観点からということとも言われますけど、そのオスプレーの飛行に備えた対応ができないので、やっぱり相浦駐屯地の近辺の住民の皆様へも、1週間前とかじゃないんですよね。もう直前みたいな周知になるんじゃないかと思うんですけども、もう少し、やっぱり住民生活の安心安全を優先したというか、それに配慮した、ある程度大まかな飛行地というか、そういうところもお知らせしていただきたいと思いますが、そういうのもちょっと難しいんですかね。

【山口基地対策・国民保護課長】まず、その飛行のルートについては、そもそもがオスプレーというのは、訓練のときは有視界飛行であるので、基本的にはパイロットの判断に委ねられていて、目的地へ行くときに、そのルート自体というのは、そもそも決まっていないので明示できないということがまずあります。

それと、住民の皆さんの安全の観点から、具体の日時とか、着陸場所等を公表してはどうかというご意見だと思いますけれども、それに関しては、やはり防衛上の理由であるとか、詳細、具体を公表することによって、例えば、パイロットへのレーザーの照射であるとか、こういったことも過去に行われているということで、その防衛上、安全上の理由によって、具体の詳細については原則として、公表はできないとお聞きをしております。

【堤委員】 公表はできないということですが、本当に、住民生活への影響をできるだけ小さくするような配慮をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、この飛行訓練で、万が一事故やトラブルが発生した場合は、どう対応することになるのでしょうか。

【山口基地対策・国民保護課長】 これは、オスプレイの事故に限りませんけれども、まずこういう例えば、自衛隊機等の事故が発生した場合には、まず、県としては情報収集です。自衛隊であるとか、市町、消防、警察、海保等、そういう関係機関等からの情報収集にあたります。

そして、関係機関からの要請に応じて、防災ヘリによる搜索救助活動等を実施するということもあります。

県としては、事故の規模とか、状況に応じて、特殊重大災害対策本部という体制を設置をして、初動対応を行うというのが、一般的な対応になります。

この本部を設置した場合には、庁内横断的な体制の中で、関係機関との連絡調整であるとか、防災ヘリの運航調整等を行っていくこととなります。

県としては、県民の安全安心の確保を念頭に、

万一事故が起こった場合には、適切な初動対応に努めていきたいと思っています。

【堤委員】 今まで、米軍機の墜落事故であったり、あるいは、そういうのが何回か起きていますけれども、飛行再開されたときも、その事故の原因とか、なぜ安全と判断したかとか、そういうことを明らかにしないままに訓練が再開されています。

その根本的な事故原因とか、操作ミスがあったときの安全策も説明できないままの再開ということは、やっぱりそういう事故が発生したときなどは、非常に不安、心配が尽きないというふうに思っていますので、事故が起きないように、トラブルが発生しないように、それは願いたいというところですが、本当に県民生活の安心安全を最優先した対応というのをしっかり取り組んでいただきたいということを要望して終わります。

【鵜瀬委員長】 ほかに。

【山本委員】 おはようございます。

2項目をお聞きしたいんですが、まず、振興局の再編の関係で、先ほど少しやり取りがあつてみたいですが、島原振興局からの機能移転と人材配置につきまして、今の計画というのが、令和3年に3振興局を集約して、県南振興局を設置することを内容とする「長崎県地方機関再編の基本方針に基づく振興局見直し実施計画」に基づいているというふうに認識をしているんですけども、その場合に、長崎振興局が270名から130名、島原振興局が210名から130名で、当時の県央振興局が310名から500名というふうにお聞きをしています。島原振興局に関しては、農業の普及や農村整備、水産、保健、体育、島原道路、災害対応等について、現地に機能と体制を残す計画となっております。

それでもやはり、島原の地元の方では、やっぱり島原振興局という大きな柱が動くということで、県との関係が薄くなるんじゃないかと、島原半島の地位が低下して、振興にも影響を及ぼすんじゃないかという懸念の声が今でもあります。

そこで、今、今回の再編により、島原振興局に残る機能と人員、それから島原振興局の名称は、以前話があつておりますけれども、これがどうなるのか、そして、これが令和3年の見直し実施計画時から動いているのか、そこを確認したいんです。

【井手新行政推進室長】再編後の県南振興局の島原地区に関するご質問に対してお答えいたします。

まず、島原半島地区につきましては、当初の計画どおり、税務部の島原出張所、保健所、農業普及部門、農村整備事業の推進部門、家畜保健衛生所、水産業普及指導センター、土木維持管理事務所、大規模プロジェクト等の建設の事務所を当初の予定どおり配置することとしております。

先ほども、堤委員のご答弁でお返しいたしましたけれども、業務量自体は、現在、関係部局と精査作業を行っております。一定の条件の下での試算ではありますが、島原地区の職員数につきましては約130名程度と想定しているところです。

島原振興局庁舎につきましては、引き続き県南振興局の島原庁舎として活用する予定です。

次に、当初の計画から変更ないのかということのご質問ですが、現時点におきましては、大きな見直し等は生じないものと考えております。

様々な行政需要の変化等については考慮する

必要があると考えておりますので、体制の見直し等の必要性につきましては、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

【山本委員】今、お話伺いまして、理解をするところなんですけれども、もともとの見直し案が決定したのが、令和2年から3年ということになるかと思っておりますので、実際の集約が、先ほどお話があつたみたいでは、8、9年ぐらいというふうな形になると、どうしても、5年ぐらいの時間差があるということもあります。随時、精査をされているということではありますけれども、その間の業務の状況の変化等も、特に農業の問題であつたりとか、あと災害対応であつたり、そういったところ、それから本来だったら地域づくり部門も残していただきたかったんですけど、そこはちょっと難しいところがあるというのは理解をしますけれども、そういった期間、5年、6年の期間の差、それから、いわゆるインフラの状況、そういったところを見ながら、機能とか人員の精査というのを引き続き、やっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

もう1点、行財政改革の関係なんですけれども、従来、本県においては、厳しい財政状況、それから課題が山積する中で、数次にわたって行財政改革をされてきました。

令和3年度からは、今の行財政運営プラン2025に取り組んでおられますけど、これが期間満了ということで、新しい計画をつくると。

そこで、まずこれまでの行財政改革による成果、それから課題についてお尋ねをいたします。

【井手新行政推進室長】委員ご指摘のとおり、県におきましては、これまで様々な行財政改革に取り組んできているところです。

まず、平成8年度から、継続して5年スパンで

計画を見直しながら取り組んできており、事務事業の見直しや組織機構の合理化、また、職員定数の削減等、様々な行財政改革に取り組んできたところです。

現在の行財政運営プラン2025についてはコロナ禍で策定したものであります。

その中で、県庁のデジタル化など、様々な課題に対して、業務の効率化や、ふるさと納税による財源の確保など、時代に対応しながら様々な改革を進めているところです。

現プランにつきましては、3つの対応方針の下、35の項目を掲げておりまして、その9割の33項目において、順調に進んでいるものと考えており、一定の進展があると判断をしております。

一方で、労働人口の減少や採用競争の激化等によりまして、一部の職種につきましては、採用が困難となっている状況が生じております。

今後の持続可能な行政運営におきましては、歳入の確保や歳出の適切化、財政基盤の確立強化に加えまして、安定的な人材の確保や多様な人材が活躍できる環境整備等に向けて新たなアプローチが必要になっているものと考えております。

【山本委員】 ありがとうございます。

今の計画の前、そこまでいろんな名称を微妙に変えながら、行財政改革を進めてる中で、これやっぱ行財政運営の健全化の観点ということで、主に人件費の削減などの収支改善にも取り組んできたというふうに認識をしています。

ただ、もうそこはある程度、ぎりぎりじゃないですけど、そこまでいったということで、質的な改革というふうな形に取り組んでこられるというふうに認識をしています。

今回の新しい計画において、先ほどご説明がありましたけれども、一番大きなのは、その行

政経営方針、今までの行財政改革を何か名称のどこかに入れていたものを、行政経営方針ということで、管理から経営という言葉が出てきています。この経営ということをいろんなすごく重要なことなんですけれども、これがどういうふうに反映されているのかというのは、なかなか計画を見てるだけでは、伝わってきませんので、そこについてご説明をお願いします。

【井手新行政推進室長】 これまでの様々な行財政改革につきましては、どちらかというと5年間集中的に取り組む実施計画という色彩が強い印象でした。

今回、新たな計画を更新するに当たり、様々な状況の変化を判断する中において、限られた資源を有効活用し、質の高い行政サービスを継続的に提供していくということについては、従来からその経営の視点で取り組んでまいりましたが、普遍的なものより行政としての一つの方針を示すべきと考え、改めて、「行政経営方針」と名称を変更したところです。

また、現在のプランの中で実施しております、職員の組織に対する貢献度合いを測るエンゲージメント調査におきまして、職員のやりがいや生産性向上については、職場の一体感の醸成のためには、組織としての方向性を明確に示すことが有効であるということが指摘されております。

そのため、今回の行政経営方針におきましては、新たに県庁の使命や目指す姿、行動指針として、組織の方向性を示すこととしているところです。

現在検討中のため、今回の素案には、まだ記載をしておりますが、次回3月議会の中におきまして、ご報告をさせていただければと考えております。

県といたしましては、この方針に基づき、組織改革にしっかりと取り組み、挑戦と持続が両立する行政経営を目指してまいりたいと考えております。

【山本委員】 ありがとうございます。

もう今おっしゃっている方向性というのは、もう民間の方で取り組んでいる内容なんです。

だから、経営という言葉を入れてきて、この方針を進めていくということであれば、やっぱり、じゃあ具体的にどういうふうなことをやっていくのかという、例えばふるさと納税を増やすためには、どうしていくんだ、どういう組織にするんだとか、例えば、基金の運用益をもっと上げようということであれば、例えば専従のスタッフを置くんだとかいうふうなところまで、今後、踏み込んでいっていただきたいなど。今の段階では。これが方針なんでしょうから、それ自体には異議は特にないんですけれども、やっぱり実際、さっきのこの間の総合計画もそうなんですけども、結構すごく立派なものができているんだけど、じゃあ具体的にどうやってやっていくのかといったときには、組織体制であったり、人の配置であったり、そういったところがやっぱり必要になってくるかなと思いますので、そういう方針で取り組んでいただければということだけ申し上げておきますが、部長いかがでしょうか。

【中尾総務部長】 今、経営というところで、行政の継続可能性というものを高めていかないといけないというのは、これからの我々の重要な課題であると認識しております。

それは人材もそうですし、財政もそうだと思います。特に、今、委員からご指摘ございました、いわゆる稼ぐ視点と言ったところ、経営視点といったところで、組織も含めてこれ

から考えていかないといけないというところがあります。それを受け入れる、言わば、基盤となる仕組み、システムが必要だと思っております。ご指摘を含めまして、まずは、計画はつくらせていただきますけども、これが実効的に稼働できるように考えていきたいと思っておりますので、議会の皆様からの様々なご意見も含めながら、我々も検討させていただきたいと考えてございます。

【鶴瀬委員長】 よろしいですか。

暫時休憩します。

---

— 午前11時55分 休憩 —

---

— 午前11時55分 再開 —

---

【鶴瀬委員長】 再開します。

秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の途中ですが、午前中の審査は、これにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き、秘書広報戦略部・総務部及び危機管理部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

---

— 午前11時55分 休憩 —

---

— 午後 1時31分 再開 —

---

【鶴瀬委員長】 委員会を再開いたします。

引き続き、議案外所管事務一般に対する質疑を行います。

ご質問ありませんか。

【山田委員】 防災の方にお話を聞きたいと思っております。12月2日の一般質問の際に、防災への夜間飛行についてということで質問をさせていただきました。

その中で、21市町、特に離島を有する市町の方から要望が強くありました防災への夜間飛行について、一歩前進できたものと思って評価

をさせていただいているところでもあります。

今、薄暮運航と言って、目視で見れる感じで薄暗いところもどうにかは飛んでもらっているけれども、冬になると、勤務時間内であったとしても、離島に飛ぶことができていない現状がありました。

そこで、今後、夜間飛行に向けて、まずできるところから、業者さんとの、関係機関との話し合いをしていただき、どのような形で進めていくのか、そのあたりを再度お尋ねをしたいと思います。

【今富危機管理部長】先ほど、委員ご指摘のとおり、24時間運航につきましては、現状なかなか難しい、そういった判断をしているところで

す。ただ、県としましては、そういった中でも、自衛隊ヘリが出発するまでの時間、これを少しでも短くするために、まずは、いろんな手続、こういったところの見直しを行いますとともに、防災ヘリでの出動を少しでも多くできるように、勤務時間内において、要請があった場合には、現行体制での夜間飛行についても検討をしているところでございます。

ただ、これを実現するためには、この運航業務を委託しております事業者、こちらとの協議がどうしても必要になります。

今行っている中で、運航事業者の方からも、実際に実現するためには、こういった課題があるといった話もあっておりますので、そういった課題について、一つ一つどういった対応ができるのか、きちんと整理をしながら、実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【山田委員】ドクターヘリがなかなか、同時だったりして飛ばなかった事例で、結局150件近く

あったかなというふうに理解をしております。

そういった中、順番的に、ドクターヘリが駄目だったら、海上自衛隊になったり、そして防災ヘリになったり、佐賀県のヘリになったり、いろいろする中で、まだ何らかの手だてで、必要な方の支援、緊急搬送はできているというふうに理解はしているところではあります。やはり離島半島を多く有しているということと、奈留島では、海上タクシーの運休の話も、そういった話とか、様々、私の地元の宇久とか、黒島とか、そういったところに、結局なかなかやっぱり患者さんを自分が1人で船で乗せて搬送するということに対するプレッシャーとか、そういったお話もよく聞いているところであります。

ぜひとも、あの防災ヘリの夜間飛行、1時間でも2時間でも飛んでいただいて、多くの県民の命を救っていただくように取組を進めていただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

【鵜瀬委員長】ほかに質疑ございませんか。

【田中委員】先ほどちょっと議論があった行政経営方針の案について、ここには、11月議会における議論等を踏まえ、令和7年度内の方針策定を目指すとしてあるから、議論をしないわけにはいかんと思うんで、やりますけれども、一つ先ほどもあった行政経営、経営という文言が出てきた。これは大変な進歩だと思うね。行政経営、こういう考え方でやってもらうと、我々も物が言いやすい。物がね。

昔は、行財政改革特別委員会は、議会でも、大体4年に1回か5年に1回ぐらいやってたんだけど、ここ15年ぐらい、議会、行財政改革やってないもんね。当局に任せっきり。そういう意味で、急遽私も読ませていただいたんだけど、

その中で、働き方に対する価値観が多様化して、県庁の職員さんの採用が難しくなったような文言がある。これは、本当なのかどうか、そこら辺ちょっと聞かせてください。

【徳永人事課長】採用についてでございますが、さきの一般質問でもご答弁差し上げましたが、過去3年間の採用予定数に対する採用充足率につきましては、令和4年度は、採用予定数184名に対して充足率は95.1%でございました。令和5年度は、採用予定数210名に対し、充足率は82.9%、令和6年度は、採用予定数292名に対し充足率は64.7%という状況でございまして、特に技術職において採用が厳しい状況が続いております。

【田中委員】ちょっと聞いてびっくりなんですけど、県庁職員の募集をすれば相当な応募があると思っていたけれども、魅力がなくなったのかな、県庁に。私はちょっと分かんないんですけども、びっくりしてます、その数字的なものを聞かせてもらおうね。

次に、財源の話がちょっと言われてますよね。財源の話が。

健全で持続可能な行財政基盤の確立、ここら辺は、地方の財源にも、幾ら努力しても、限界があるような感じにも私は経験的にしてる。持続のね。だから、もう少し国と地方の在り方について、特に総務部長にお願いしたいのは、もう少し国に対してシビアな話なんかもしていいんじゃないか。地方交付税制度にしたって、何十年続いているのかな、大体今の地方交付税、基準財政需要額があれば、収入額の差額をちゃんと補填するとなっているけれども、差額補填では駄目だ、需要額そのまま国がやってくれるぐらいでないと、それは当たり前だろう。国からの委託で、県もやっているところもあるわけだ

から。

せめて90%ぐらいのね、今75%かな。捕捉率、カバーするのがね。それを9割ぐらいまで上げてくれればまだしも、国にばかりしわ寄せが来るような今の制度そのものを、やっぱりもう少し考えてもらわなきゃ、地方は困るという声はぜひ上げてほしい。

抜本的なところで、今、高市政権はいろいろやってるから、声を上げるべきだと私は思ってるんだけどね。これは、私の要望にかえさせてもらうけども、要は、そういう経営という関連でやろうとすることに、私は大変進歩したなという感じで、称賛はしているんですけどね。

この中で、もう一つ小さなことだけでも、やりがいや働きがいがあると回答した職員の割合が62.8%というのは、本当なのか。皆さん方の関係の中で、やりがいや働きがいがあると100%と私は期待するんだけどね、県庁の職員さんは。100%やりがいがある職場で頑張っているという感じで、この数字についてはちょっと説明をしてほしい。

【井手新行政推進室長】今回、行政経営方針を策定するに当たりまして、県庁の組織戦略とする上で職員の声をしっかり聞く必要があるということで、知事部局の職員にアンケートを取らせていただいております。その中で、やりがいに対する指標につきましては、やりがい、働きがいがあると回答した職員の割合が記載の62.8%という数字になっています。

一般的には、他県や、国、民間においても、100%になっているところはないと聞いておりますが、この数字を上げていくことが非常に重要だと考えております。

今回、様々な取組を行う中で、まず職員が自分の仕事に対して誇りを持って取り組めるよう

な状況に持っていくために、この方針について、しっかり実効性を持ってやっていきたいと考えております。

【田中委員】 私は、県庁の職員さんは、100%やりがいがある職場だということで頑張っているんだと理解しているんだけどね。

我々はそんな感覚を持ってあっているんだけどもね。だから、ちょっと残念だね、この数字はね。だから、県庁の理念を体現する職員の育成というのが、ここにちょっと書いてあるね。これはぜひやってほしいし、民間は民間だけど、役所は、特に長崎県庁がそういう感覚ではちょっと困る。100%目指して、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。よろしく。

それから、時間の関係で、もう一つ基地の問題、別に構わんとかね。一緒にね。

危機管理の問題で、前畑の針尾島移転、これはもう佐世保市のそれこそ戦後80年の課題だ。戦後80年。この合意が実現して、配置案が出てきた。それは、いま一步前進だと思うけども、その内容、20年ないし20年以上かけてやりますということになっている。前畑の針尾島移転、移転が完了してから、前畑の開発が始まっているから、そして、佐世保湾の佐世保の一番重要などという活性化策を出すのか、先の話だけでも、20年はちょっと長過ぎるんじゃないの。20年以上と書いているんだよね。これについての感覚というか、見解をちょっと聞かせてほしい。

【山口基地対策・国民保護課長】 前畑弾薬庫の移転・返還に関しては、県としても佐世保港のすみ分けの重要課題ということで要望を重ねてまいりました。

8月に移転先の配置案の決定がなされたんですけども、今後の流れとしては、まず、調査設計、それと環境影響評価手続、これに約5年、

そして、公有水面の埋立て申請手続、これに約1年、そして、ふ頭の整備であるとか、安久ノ浦湾の埋立て、あと火薬庫の整備等の工事に、おおよそ十数年程度の工期が想定されるということで、今言われたように、完成までは少なくとも20年程度を要するとお聞きしています。

やはり、事業が長期化していくと、苦渋の決断によって、ご理解、ご協力をいただいている地元の皆様が、同じ思いを持って、保ち続けて、協力していくということも難しくなっていくというような課題もお聞きしております。

やはり事業の進捗状況というのをしっかりと市と一体となって注視をしながら、市とも連携して、できるだけ早期の完成というのを働きかけていければと思っています。

【田中委員】 日米合意ができてから十四、五年たつんだよね。日米合意が。久間先生のときだったからね。日米合意できたのはね。それから、十四、五年かけて、配置案が出てきて、それから20年以上という話、これじゃ、幾ら何でも、我々は容認できない。そんなに35年かけてやる事業かと、その後佐世保市が再活用するのだから、まだどうなるか分かんない。どうなるか分かんない。

日米合意というのは難しい問題かも分かんないけども、あまりにも、私に言わせればいいかげんだ。こんなに長期にわたってやらなきゃ、問題解決ができないということでは、計画等々ができない。20年、30年、先の話は。20年以上だから30年かも分かんない。

そうすると、そうするとあなたたちが掘る総事業費というのは、この移転の総事業費というのはどのぐらいだと聞いてるんですか。

【山口基地対策・国民保護課長】 この事業の、これからの総事業費につきましては、まだ国の

方に問合せをしても、今後、設計等を進めていくので現時点で確たる数字というのは有していないというような回答をこれまでいただいています。

【田中委員】 今まで私は、佐世保市が頑張っていると、基地問題についてはね思ってたけど、今や長崎県の問題として捉えてもらっている、これはこれで、私も評価している。長崎県の。

今の知事さんが、この配置案を自分の成果として挙げているわけだから、それはいろいろあるけども、そこはもう言わないけれども、言わないけれども、ならば、もうちょっと頑張って、20年以上かかりますよという事業を、我々は本当に市民の皆さんとかに言いづらい。

前畑が針尾島に移りますよと、どのぐらいかかるんですかと、総事業費までは、市民の人は関心ないかも分らんけど、何年ぐらいで解決するんですかというのは関心がある。

一応20年以上となっていますよ、公式見解は20年以上だよ。以上何年までということもない、20年以上かかる。これについては、ぜひ県の責任で、詰めてほしい。国と。

佐世保市は、やっぱり言いづらいところもあるのよ、はっきり言って。

なぜなら、あとの活用をしたいがためにやってるわけだから。いろいろ市民が、弊害があつてやっているわけじゃない。佐世保市の大きな平和産業港湾都市としてやる以上は、前畑のラインは、民間活用したいと、佐世保市の要望でやっているんだ。地元要望じゃないんだ、我々針尾島の。佐世保市の要望を容認しているだけの話で、だから、そこら辺は、ぜひお願いしたいと思うし、もう一つ、はっきりしてほしいのは、工事用の道路が必要なのよ。あそこの安久ノ浦の湾を埋め立てるのには、工事用道路、そ

れはもうぜひ必要なんだ。それがなければやれない。

だから、工事用道路は早くできなければ、実際の工事もできない。この工事用道路の土地もまだ解決してないし、まだラインもはっきり決まってない。決まってないことばかりだ。ぜひ、県の責任で、工事用道路については、早急にやってもらわなければいかん。

加えて、あの配置図を見ると、工事用道路は、一応射撃場のあそこら辺国有地を使って入るような話になっている。土地は、ある程度解決すると思うから、全部じゃないからね。工事用道路の半分ぐらいは、射撃場の用地を通るわけだから。

もう一つの入り口として、宮ノ浦の市道がある。宮ノ浦の市道、市道宮ノ浦線というのかね。まあ、1キロもないよね。延長にしたってね。

これは市道で、大体5メートルという感覚だよ。市道、整備されて5メートル、しかし、民間の都市計画にしたって、9メートル道路が必要なんです。民間の都市計画上の開発行為にしたって、9メートルの道路。それに、いろいろなダンプカー的なものが入り込むとすれば、歩道だって必要だ。集落があるわけだから。宮ノ浦という集落が50戸ぐらいかも分らんけれどもね。

だからそういう意味からも、この道路だけは、やっぱり先行してやってもらわなきゃ、先行して道路だけはね。ぜひ、これはお願いしておきたいと思う。

もう1点、防衛の周辺整備の法律というのがあるって、我々も市議の時代は、相当頑張って、私自身は有福、田ノ頭道路が25億円かかったから、あれを入れれば50億円ぐらいの事業をしてきたけど。私の市議時代ね。周辺整備の方です。

そういう20年間工事をやる間に、やっぱ民生

安定、地域の民生安定という観点から、やっば成功して、この採択をしてやってほしい。

私は、今のところ佐世保市に要望出そうと思っているけども、県もやれるんだから、やろうと思えば、県も。この周辺整備の法律使っても、やれるんですよ、県は。やっている経緯がある、今までもね。大野原演習場もしかり、それから、俵ヶ浦道路もしかり、やっている経緯があるから、県がやってる。

だからぜひ、市が50か所ぐらいあるとすれば、ね。1割ぐらいの四、五か所ぐらい県が応分の負担出してやりますよと、普通の事業よりも、補助率が低いから、若干助かるのよね。行政も助かる。

だから、ぜひ、県も地元に対しての誠意を示してほしい。だから、周辺整備の法律、民生安定、そういう意味からの市道の改良と弾薬庫周辺の市道の改良等は、県がやると思うんだけど、もう少し広げて、針尾島という行政体の針尾支所、江上支所からの要望等々についての問題もあるんで、ぜひ、市と合議をしながら、県も二、三か所はやらせてもらえますよというような姿勢で、やってほしいと要望をしておきたいと思えます。

それから、最後に、早岐射撃場の屋内化ということで、事業が進んでいるという評価はしています。

しかし、23万坪あるんだよ。屋内でやって、1万坪ぐらいだろう、最大。あと20万坪はどうするのと、言いたいわけ。

今まで、屋外であったから、影響があって、相当な面積が必要だったかも。しかし、23万坪の土地を1万坪ぐらいに利用して、あとはそのままにしておく。今までずっと23万坪使ってきたはいるんだけどもさ、やっばり知恵を働かせ

てほしいなど。

それから、もう射撃訓練止めています。実態として、地元はやめている。何年間止めるのかは、まだはっきりしないけど、しばらくの間は止めますと。どこかでやっているわけだ。どこでやっているのかというのを知りたい。それができるならば、あそこに造る必要もないんでね、逆に言わせてもらおうとね。

そこら辺で、前畑の針尾島移転に対する質問、それから、早岐射撃場の問題、23万坪の考え方みたいところで整理して、ちょっとお願いをしたい。これ議事録に残るんで、ぜひはっきりしておきたいと思えます。よろしくどうぞ。

【山口基地対策・国民保護課長】 まず、前畑の弾薬庫の移転・返還に関して、地元の方から市の方に様々な地域振興の要望が提出されているということは承知をしております。

県としては、市の考えというものを、今後確認した上で、県が連携できる部分については、連携してまいりたいと考えています。

そして、早岐射撃場の残地の件についてご質問をいただきました。

早岐射撃場の覆道式化、屋内化については、国の方で、既存の25メートル射場と300メートルの射場を集約した上で、覆道式の射撃場を整備する予定ということで聞いています。

それに先立って必要となる土壌汚染の調査、これが令和7年度、今年度実施をされていると聞いています。

そうした上で、その残地といいますか、覆道式射撃場の整備後についても、その射撃場以外の土地を含む早岐射撃場の土地全体を、防衛省としては、教育訓練等で利用する予定と聞いています。

それと、もう1点ご質問いただいたのが、今じ

やあその訓練を中止しているけれども、どこで訓練を実施されているかということにつきましては、私どもがお聞きしているのは、例えば、大村であるとか、あと海自の崎辺でありますとか、そのほか、あと熊本とか大分とか、こういったところに出向して射撃訓練を現在はなされていると聞いています。

県としましては、まず、市と一体となって、この要望している覆道式化の早期実現、これに向けて、全力で取り組んでいきたいと考えています。

【鵜瀬委員長】 田中委員、最後短くお願いします。

【田中委員】 何て言うかな、射撃場のよそでやっている、この期間がはっきりしない。1年ぐらいならまあいいけども、どうもそんな感じじゃなさそう。四、五年ぐらいはというような感覚で見るなら、それはもうそこでやらなくなつてできるのという感覚に、地元としてはなりやすいということだけは言わせてもらおうと思っています。

もう一つ、この施設、弾薬庫にしたって、射撃場にしたって、もう半永久的な施設になると思う。半永久的な。日米安保がある限り。射撃場はこれは陸上自衛隊の射撃場やけどね。

そういうときに、地元としては、基地としての問題を、少し整理してほしい。土地の境界だって、分かってるんだろうけども、やっぱりいろいろ問題があるし、十人十色だろうけど、今も地代ですつともらっている人たちもいるはずだ。沖縄じゃないけど。地代、土地代で。そこから辺もやっぱり整理すべきだという感じがします。

例を挙げれば、針尾の米軍住宅にしたって、約2万坪ぐらいの空き地は、ここ40年ぐらい使っ

てないような、2万坪ぐらい土地がある。奥の方の土地も、あれは借地になっている。米軍住宅の方ね。私は立ち会ったからよく知っている。

ぜひそういうもろもろの問題を、この際、整理をしてほしいということをお願いして終わります。

【鵜瀬委員長】 ほかに質問ありませんか。

【川崎委員】 複数の委員の方が、行政経営方針についてお尋ねされております。重複するかも分かりませんが、確認をさせていただきたいと思います。

本当、経営という言葉が、非常に印象に残っているところではありますが、今定義とすると、「行政の運営を『経営』と捉え、県庁が有する経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報・時間）を最大限に活用しながら、長崎県総合計画をはじめとする各種計画等に掲げる目標を達成し、成果を創出すること」というふうに述べられております。

やっぱりこの「行政経営」というのが、正直あんまり聞きなじみがない言葉でありまして、あえて挙げて取り組むとされておられるわけですが、どういった視点で挑もうとされているのか、お尋ねいたします。

【井手新行政推進室長】 県におきましては、これまでもコスト意識や稼ぐ視点といったところで、経営を意識した行政運営に取り組んできたところです。

昨今の様々な環境変化の中で、この経営視点をさらにしっかりと組織全体で共有しながら、戦略的に資源を投入していく必要があると感じているところです。

そのため、先ほど委員からご指摘がございました5つの経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報・時間、これらの資源をうまく使いながら、

いかに成果を上げていくのかを意識しこの方針を作っております。

具体的には、県庁が目指す姿をビジョンとして、3つ柱でお示ししておりますが、その柱それぞれに5年後にどういう形に持っていきたいかということ意識しながら、それぞれの資源をどう投入するかということ、経営資源ごとに部会をつくりまして、議論を深めているところです。

そうすることにより、このビジョンを確実に達成していくということ、県庁全体で意識しながら、先ほど申し上げました総合計画を下支えするような県政運営を進めてまいりたいと考え、今回のこの行政経営方針という名称と合わせまして、内容を構築しているところです。

【川崎委員】 ちょっと少し個別に伺います。

資料の9ページに「戦略的な人材確保と柔軟な組織体制の構築」という項目があります。

「高度な専門性や実務経験を持つ外部人材の柔軟な登用により、組織の多様性と対応力を高め、将来の組織構成を意識した戦略的な人材確保や組織の在り方について検討」という、なかなかさっそう入ってこないというところがあるんです。

「『人』の面から県庁を支える基盤を整え、時代の変化に対応できる持続可能な行政経営の実現を目指す」と、本当に、ヒト・モノ・カネ・情報・時間の中で、人が一番大事なところありますが、どんな組織としていこうとされているのか、もう少し具体的なイメージをお伝えいただければと思います。

【井手新行政推進室長】 組織につきましては、社会情勢の変化、また政策課題に迅速かつ的確に対応するという視点を持ちまして、どのような組織が適当か、また、必要かにつきましては、

常に検討、見直しを図ってきているところです。

昨今の様々な行政課題に対応していく中で、1つの部局では解決ができないもの、また、県庁の中にいる人材だけでは解決できないものなど、様々な課題が生じてきているところです。

もちろん組織改正につきましては必要に合わせて行っておりますが、部局間連携をさらに進めていくという視点で、例えば、プロジェクトチームのさらなる活用や、兼務発令等を考えているところです。

また、外部人材につきましても、さらに活用をしてまいりたいと考えております。

また、現在の組織課題として、現在の県庁では、50代以上の職員が全体の4割を超えているという状況です。

また、組織としての中核になります40代の職員、特に40代前半の職員の層が少ないという課題も抱えております。

将来の組織の在り方を考える上で、より、年功や男女の性別に捉らわれず、能力と意欲を持った職員の積極的な登用に努めるなど、引き続き様々な視点から、検討を行ってまいりたいと考えております。

【川崎委員】 50代以上が4割というふうな構成というふうなお話がありました。

先ほど、県庁を目指す方も、なかなか乏しい、乏しいは言い過ぎかも知れませんが、大変厳しい状況にある中に、少し将来を見据えた形での登用ということについても、しっかり検討していないといけないんだろうと思っております。

そこで、外部人材の柔軟な登用という言葉のフレーズもありますが、柔軟な登用ですから、採用だとか、いろいろ委託だとかあるんだと思うんですけど、少しこれ民間出身者の登用、そ

ういったものも積極的に行っていこうとされているのかお尋ねいたします。

【徳永人事課長】民間企業経験者の採用につきましては、民間企業経験者を対象とした職員採用試験を平成12年度から実施しており、現在、そういった形で採用された方の管理職への登用も行ってきているところでございます。

また、平成15年度からは高度の専門性を有する民間人材を活用するため、任期付職員採用制度によりまして、直接、幹部職員として採用するところも行ってきたところでございます。

このように、様々な目的やニーズに応じまして、民間企業出身者を、任用、登用することで、施策の直接的な推進だけではなく、専門的知見や民間で培った経験や知識に県職員が直接触れ、職員の人材育成にも効果が期待できるほか、多様な人材の活用による組織の活性化にもつながると考えられますことから、引き続き、民間人材の活用が求められる業務ポストに対して、柔軟な登用の方を行っていきたいと考えております。

【川崎委員】確かに、民間と行政も、私も長く民間におりましたけど、やっぱり議員になった頃は、なかなかやっぱかみ合わなくて、民間の感覚で話をすると、何でうまくかみ合わないのかなという記憶がありまして、まさに、そういった意味で、社会全体を見ていくに、いろんな人材がいて、いろんなご議論を交わしていくということは、やっぱり視野も広がっていくかと思えますので、ぜひ、そこは積極的に行っていただきたいと思いますが、今現在、民間出身者の採用枠、これがあるのかお尋ねをいたします。

【徳永人事課長】現在、人事委員会が実施します採用選考試験として、社会人経験者採用選考

試験を実施しておりまして、令和6年度試験においては、行政、水産、農業、土木、建築の5職種で実施をいたしまして、8名の者を採用したところでございます。

今年度につきましては、職種の方を拡大いたしまして、計9職種で実施いたしまして、13名の者が試験合格となったところでございます。

また、令和6年度からは新たにデジタル枠採用として、民間企業におけるICT等デジタル技術を活用した事業の企画立案等に従事した経験年数を持つ者に対しての選考採用試験も実施し、2名の者を採用し、今年度も現在募集を行っているところでございます。

引き続き、こういった採用枠での採用試験については実施してまいりたいと考えております。

【川崎委員】ありがとうございます。

民間出身でいろんな経験をされている中で、いろんな分野で活躍をしてもらおうというその視点は確かに大事だと思うんですが、一方で高度な専門性、さっき触れられましたが、それは技術とか技量、スキルを持っておられる方、こういった方がやっぱりそこはやっぱり県庁が求める部署に行って、しっかりと力を発揮していただくということは、非常にいいことなんだろうというふうに思っているわけですが、今現在、民間出身者がどの程度おられて、こういった経験が生かされて、業務を推進されているのかお尋ねをいたします。

【徳永人事課長】令和7年4月現在でお答えいたしますが、先ほど申し上げましたが、社会人経験者採用選考試験により採用した者が82名、デジタル枠で採用した者が2名、任期付制度で採用した職員は2名でございます。

社会人経験者採用試験やデジタル枠で採用した人材の配置につきましては、民間企業での勤

務経験やスキルを即戦力として発揮しやすい産業分野であったり、企業誘致、文化、観光物産、情報政策などの部門への配置を基本としながら、各人の適性を踏まえ、適材適所の配置に努めているところがございます。

【川崎委員】 ありがとうございます。

次、12ページに、県有財産の効果的活用と総量適正化というのがあります。

まず、県有財産の総量適正化、これはどういった指標で行おうとされているのかお尋ねいたします。

【森管財課長】 公共施設等につきましては、少子高齢化や人口減少に伴い、現有施設を維持することについての検討が必要であり、施設の利用状況や将来推計、社会情勢の変化、市町との連携など、その必要性を様々な視点から検討し、安全安心、利便性、求められる機能など、県民サービスに支障がないよう配慮した上で、施設保有量の適正化を図る必要がございます。

施設の再整備に際しましては、既存施設の活用を基本といたしますが、立地や機能、必要規模、劣化度の観点から、適否を判断しております。

その際の目標といたしまして、延べ床面積50平米の建物につきましては、令和2年度末時点の3,040棟を上限として、それ以下に抑えることを目標に個別施設計画に沿って、計画的かつ総合的に施設保有量の適正化に取り組んでいるところであり、棟数の推移は、令和6年度末で3,019棟と段階的に減少している状況でございます。

今後も保有する財産から活用する財産への意識転換を重要と捉え、施設の統合や廃止、未利用施設の処分等を計画的に進め、引き続き、資産の総量適正化に努めてまいりたいと思っております。

【川崎委員】 県有財産の効果的活用についてお尋ねいたします。

前の議会でも、実際どうなのかということを確認いたしました。この資料によりますと、新たなネーミングライツの導入検討ということが述べられております。

どういった範囲で行うのか、また具体的に公募しようとするものがあるのかお尋ねいたします。

【森管財課長】 ネーミングライツの対象施設は、県が所有する施設のうち、施設利用者数やメディアへの露出状況等を踏まえ、導入により、一定の命名権料が見込めるものを対象としており、個々の施設の設置目的を考慮した上で選定しております。

庁内各課へ照会の結果、導入可能性のある所属と協議を実施いたしました。県民から公募した愛称を長年使用しており、ネーミングライツになじまないなどの理由で、現在は、トランス・コスモスタジアム長崎の1か所のみ導入となっております。

全国的には、スポーツ施設と文化施設への導入が多くあり、ダム、公園、橋梁、歩道橋、港湾施設等のインフラ施設に導入している他県の事例を参考に、各部局が導入しやすい仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

【川崎委員】 資産の有効活用、効果的活用でありますので、いわゆる税収にも直結をしていくわけでありますから、可能性を探っていただきたいなというふうに思っております。

いろいろ調べますと、美術館。他県では美術館にもネーミングライツをしているところがあり、ただ、何とか県立何とか美術館というそこにストレートじゃなくて、中にあるホールとか、ホールにネーミングライツ、だからその全体じゃ

なくて部分的に、要は人がここ一番集中する、人がたくさん見るところに、そこにネーミングライツというような事例も結構あるようですので、ぜひ、そういった部分でも、検討を行っていただきたいと思います。

あと提案なんですけど、土木部が急傾斜地崩壊対策事業ということで、斜面地を整備をして、民地も県が取得をして、県の所有で整備する事業がありますが、何十メートルもある壁もあったりするんです。これ非常に目立つんです。

だから、広告媒体としての魅力があるんじゃないかなと思っているんですが、ぜひそういった検討ができないのかお尋ねいたします。

【森管財課長】急傾斜地崩壊対策工事や道路整備等によって施工された崩壊防止施設への広告設置に当たっては、各施設の管理について定めた法律及び施設所在市町の屋外広告物に関する条例や、着工時に用いた財源を整理する必要があると思っております。

また、施設の安全性の確保や、広告収入と維持管理費の比較など、広告設置に当たっては、慎重な検討が求められると考えております。

これらの課題を踏まえた上で、様々な公有財産を経営資産と捉え、資産活用による収入増加が図れないか、まずは関係部局に対し、照会等を行ってまいりたいと思っております。

【川崎委員】副委員長も、ネーミングライツで、そういう維持管理というところのご提案もあって、ぜひそういった視点を持って、可能性にぜひ探っていただきたいなと思っております。

次、17ページに心と体の健康づくりの推進という項目があります。

取り組む背景として、病欠等の状況がどうなっているのかお尋ねいたします。

【徳永人事課長】職員が公務外の負傷、または

疾病による療養のために勤務することができない場合は、病気休暇を取得することが可能なほか、なお、療養が必要な場合には、3年間を上限に、当該職員を休職させるという制度がございます。

まず、病気休暇についてですが、30日以上取得した者は令和6年度で132名となっており、過去5年間と比較いたしますと増加傾向にあります。

次に、病気休職者の数は、令和6年度は35名となっており、過去5年間と比較すると、おおむね横ばいとなっている状況でございます。

【川崎委員】昨年度で170名程度、やはり病欠、あるいは休職ということで、もう貴重な、先ほどの「ヒト・モノ」というところの、まさに「ヒト」が欠けているということは、もう極めて残念でならないわけでありまして、ぜひ病気にならないような職場環境ということが求められるというふうに思います。

そこで、健康経営優良法人、この認定取得を検討するというところでございますが、長崎はチャレンジをするんでしょう。これは、地方公共団体で取得の事例があるのかお尋ねいたします。

【岸川職員厚生課長】健康経営優良法人の認定制度におきましては、認定を受けて1年限りということで、継続をされずに、そのまま継続して認定を受けるには、毎年申請をする必要がございます。そういう制度でございます。

その中で、委員のご質問にありました地方公共団体での取得ということで、今年度、認定をされました地方公共団体は18団体ございます。

その中で、都道府県としては1団体のみでございます。過去、令和3年度と4年度で都道府県としても1団体ございますので、これまでの都道府県の例としては、2団体の例がございます。

【川崎委員】非常にハードルが高いのかも分かりませんが、ぜひ先ほどの病欠、あるいは休職の方、こういった方々たちが、もうあまりに出ないような感じで、管理をしていただいて、ぜひこの認定取得できるようにお取り組みいただきたいと思います。

最後、危機管理部にお尋ねいたします。

長崎県国土強靱化地域計画の改訂で、施策分野ごとの推進方針とありますが、避難所環境を向上すべく、トイレの確保や官民連携による温かい食事の提供について、こういったところは記載があるんですけども、宿泊環境の向上については触れておられません。避難所における集団生活で体調を崩す方がいらっしゃる中、各地ではプライバシーが確保されたトレーラーハウス、こういった採用も進んでいるようでございます。ぜひこちらも、官民連携で取り組むべきではないかと思いますが、見解を伺います。

【飛永防災企画課長】トレーラーハウスについては、他の県と協定を締結している団体と連絡を取ったところでございますが、団体に参加されている事業者には、九州にある事業者が少なかったことから、現段階ではそれ以上は進んでいないという状況でございます。

6月1日から災害時に、トイレカーやキッチンカーなどの災害対応車両について、被災地に迅速に提供する国の災害対応車両登録制度が始まっておりますので、この登録状況なども見ながら、協定締結の必要性について、検討してまいりたいと思います。

【川崎委員】 よろしく願いいたします。

避難所の環境向上は、急がれると思います。やはり、日頃生活をしている家とは違うところでありますので、そういった皆様が体調崩さな

いようにご配慮いただきたいと思います。

イタリアでは、整備時間を法制化をして、被災者に寄り添っておられます。一般質問でも申し上げたことがありますが、48時間トイレ、キッチン、ベッド、宿泊、そういった環境をしっかりと整備をするというのがイタリアの取組でありました。ぜひ、この時間的な仕様もしっかりと目標として明示をすべきではないかと思いますが見解を求めます。

【飛永防災企画課長】 この長崎県国土強靱化計画におきましては、避難所の環境向上について定めをいたしてございまして、23ページの中ほどということになりますけども、文言といたしましては、避難所開設訓練の実施を支援するとともに、想定する最大の避難者をスフィア基準に沿って避難所に収容できるよう、市町における施設の確保を支援するという記載をいたしてございます。

また、国が定めました避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組方針におきましては、スフィア基準ですとか、イタリアなどの外国の取組も踏まえて作成をされておまして、避難所の開設時にはスフィア基準3.5メートルの居住スペースを確保し、時間経過に沿って、トイレ整備なども充実させることというような記載となっておりますので、これを踏まえました避難所の生活環境の向上に努めてまいりたいと思っております。

【鶴瀬委員長】 ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中尾総務部長】 申し訳ございません。

1点先ほどの部長報告の中での訂正をお願いしたいと存じます。

長崎ゆかりの交流会におきまして、講演会を開催したという旨を申し上げた際に、長崎県産

業振興アドバイザーの方のお名前を片江田舞子様と申し上げたんですけれども、正確には片田江舞子様でございました。読み間違えたことをおわび申し上げますとともに、ご本人の方にも名前を間違えましたことを深くおわび申し上げる次第でございます。大変失礼いたしました。申し訳ございません。

【鶴瀬委員長】ほかに質問がないようですので、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時22分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時22分 再開 —  
-----

【鶴瀬委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時22分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時24分 再開 —  
-----

【鶴瀬委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時24分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時25分 再開 —  
-----

【鶴瀬委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鶴瀬委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

なお、委員改選前の定例会における委員会は、

本日が最後となりますので、閉会に当たり、理事者の出席を求めています。

理事者入室のため、しばらく休憩いたします。  
しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時25分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時26分 再開 —  
-----

【鶴瀬委員長】 委員会を再開いたします。

委員改選前の定例会における委員会は、これで最後となりますので、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本年2月から総務委員会の委員長を仰せつかりまして、今日まで委員会審査及び現地調査などを実施してまいりました。

この間、大久保副委員長をはじめ、各委員の皆様には、ご助言、ご協力を賜り、また、理事者の皆様方には誠意あるご対応をいただきました。おかげさまをもちまして、総務委員長としての重責を果たすことができましたことを、この場をお借りして心からお礼を申し上げます。

さて、本年の動きを振り返ってみますと、ながさきピース文化祭2025やポケモンGOワールドエリア長崎の開催、そして、西九州新幹線は開業3周年を迎え、地域経済の活性化に寄与する明るいニュースがあった一方で、エネルギー、食料品価格等の物価高騰は依然として続いており、いまだ県民生活や経済活動への様々な影響が生じている状況にあります。

こうした中、本委員会の審査においては、新たな総合計画 みんなの未来図2030の策定、交通安全やニセ電話詐欺対策、ながさきブランディング情報発信戦略の策定「みなが咲き、ながさき。」、有人国境離島法の改正延長に向けた取組、UIターンの促進、九州新幹線西九州ルート、沖縄県先島諸島からの避難住民の受入れな

どについて熱心な論議が交わされました。

特に今年度は、現総合計画の最終年度でもあり、計画に掲げられている目標達成の実現に向けた集大成の年度でもありました。

新たな総合計画については、各産業分野の活性化により、県民所得が向上し、全ての世代が健康で安全安心に暮らせる社会環境を作り出し、県民一人一人が主体となった新しい長崎県の実現に向けて、理事者見解及び関係団体等が一体となって、取り組んでいきたいと思っております。

最後になりますが、県政の今後のますますのご発展と、委員の皆様及び理事者の皆様のさらなるご健勝、ご活躍を心からご祈念申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

次に、理事者を代表して、総務部長よりご挨拶を受けることといたします。

【中尾総務部長】閉会に当たりまして、総務委員会所属の各部局を代表いたしまして、御礼のご挨拶を申し上げます。

鶴瀬委員長、大久保副委員長、それから各委員の皆様方におかれましては、多くの部局が属する総務委員会において、幅広い分野にわたり、終始熱心にご議論、ご審議をいただき、また、大変貴重なご意見、ご提言を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

この間、「長崎県総合計画みんなの未来図2030（案）」、「ドローンの社会実装等の推進」、「ながさきブランディング・情報発信戦略」、「UIターンの促進」、「国境離島地域の振興」、「島原鉄道の今後の方向性」、「九州新幹線西九州ルート」、「ニセ電話詐欺被害防止対策」、「サイバー犯罪被害防止対策」などについて、熱心にご議論をいただきました。

長崎県総合計画みんなの未来図2030（案）につきましては、基本理念に掲げた「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」の実現に向け、「こども」、「くらし」、「しごと」、「にぎわい」、「まち」の5つの柱の下、県民の皆様や市町、関係団体等と連携しながら、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現や、稼ぐ意識、力の底上げに加え、将来を担う子どもたちの能力と可能性を高めるとともに、全ての世代が健康で安全安心に暮らせる社会環境づくりに関する様々な施策を積極的に推進してまいります。

また、ながさきブランディング・情報発信戦略につきましては、本年9月、国内のみならず世界に存在感を示す、選ばれる「新しい長崎県」の実現を目指し、本県の相対的なイメージ向上につなげるためのブランディング及び情報発信の戦略を策定いたしました。

県民の皆様が、ふるさとを誇りに持ち、将来に希望を抱けるよう、長崎県のブランドの考え方をしっかりとお伝えし、引き続き、市町や民間関係団体の皆様と一体となって、ブランディングの取組を進めてまいります。

西九州新幹線（長崎－武雄温泉間）につきましては、令和4年9月の開業以来、3年間で累計約758万人の方々にご利用いただいております。3年目の利用者の数は、1日平均で約7,200人と、前年を上回る水準で推移しております。

引き続き、市町や関係団体としっかりと連携しながら、新幹線効果の波及拡大を図ってまいります。

九州新幹線西九州ルート（新鳥栖－武雄温泉間）の整備につきましては、去る8月19日に開催された、佐賀県知事とJR九州古宮社長と大石知事の三者の意見交換を契機としまして、関係

者の動きが活性化しているところがございます。

特に、本年9月には、大石知事が首相官邸を訪問し、当時の石破総理に対して、全線フル規格による整備の必要性を直接訴えてまいりました。

県といたしましては、引き続き、政府・与党への議論の進展を働きかけるとともに、関係者との意見交換を重ねるなど、全線フル規格による整備の実現に向けて力を注いでまいります。

このほかにも課題は山積してございますが、本委員会において承りました貴重なご意見、ご提言を今後の施策に生かしながら、県民の皆様にも具体的な成果をお示しできるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

最後になりますが、委員の皆様方におかれましては、ますますのご健勝、ご活躍を祈念させていただきますとともに、簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきたいと存じます。

これまでご指導、ご鞭撻、貴重なご意見を賜りましたことに改めて御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

**【鶴瀬委員長】** ありがとうございました。

以上をもちまして、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

-----  
— 午後 2時34分 閉会 —  
-----

1 2 月 1 9 日  
(追加上程予算議案審査)

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年12月19日

自 午前10時 7分  
至 午前10時43分  
於 委員会室1

渡辺 大祐 地域振興部長  
南澤 佑典 地域振興部次長兼  
交通政策課長  
萩田 勝則 土地対策室長

2、出席委員の氏名

鵜瀬 和博 分科会長  
大久保堅太 副会長  
田中 愛国 委員  
徳永 達也 〃  
山田 朋子 〃  
川崎 祥司 〃  
山本 由夫 〃  
宅島 寿一 〃  
堤 典子 〃  
中村 俊介 〃

中尾 正英 総務部長  
猿渡 圭子 総務部次長  
高橋 圭 財政課長

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

早稲田智仁 企画部長  
川端 博子 企画部次長  
内田 正樹 政策企画課長  
川瀬 泰介 政策企画課企画監  
(総合計画・総合戦略担当)

今富 洋祐 危機管理部長  
坂木 勇夫 危機管理対策監  
松尾 健自 消防保安室長

6、審査事件の件名

○総務分科会

第136号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）（関係分）

7、審査の経過次のとおり

— 午前10時 7分 開会 —

【鵜瀬分科会長】おはようございます。ただいまから、予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

それでは、これにより議事に入ります。

本日上程されました予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されておりますので、予算議案の関係部分を総務分科会において審査することとなっております。

本分科会として審査いたします議案は、第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

次に、審査順序につきましては、総務部長が文教厚生分科会の審査に出席する必要があることから、先に企画部、危機管理部、地域振興部関係の審査を行い、終了後、総務部関係の審査を行うこととしたいと存じますので、ご了承を

お願いいたします。

なお、理事者の出席につきましては、付託議案に係る範囲とし、サイドブックに掲載しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日審査する議案は、国の強い経済を実現する総合経済対策に伴うものであり、本日の予算決算委員会及び本会議において審議することとなっておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、これより企画部、危機管理部、地域振興部関係の審査を行います。

予算議案を議題といたします。

企画部長より予算議案の説明を求めます。

【早稲田企画部長】 おはようございます。

企画部関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、歳入予算で55億2,218万円の増となっております。今回の補正予算は、国において決定された「強い経済」を実現する総合経済対策に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであり、他部局で歳出予算を計上しております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業に対応して、政策企画課において、歳入予算を計上するものであります。

なお、その内訳については、別紙の補足説明資料―「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当事業一覧」のとおりであります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わ

ります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鶴瀬分科会長】 ありがとうございます。

次に、危機管理部長より、予算議案の説明を求めます。

【今富危機管理部長】 おはようございます。

危機管理部関係の議案についてご説明いたします。

危機管理部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された強い経済を実現する総合経済対策に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであり、歳出予算で防災費4億189万9,000円の増を計上いたしております。

これはLPガス一般消費者料金高騰対策支援事業費で、LPガス料金上昇の影響を受ける県内一般消費者の負担軽減を図るため、LPガス販売事業者が行う使用料金の値引きを支援する経費を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

LPガス一般消費者料金高騰対策支援事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、経済対策補正により実施する事業であり、年度内に適正な事業期間を確保できないため、公債費4億189万9,000円について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鶴瀬分科会長】 ありがとうございます。

次に、地域振興部長より予算議案の説明を求

めます。

【渡辺地域振興部長】 おはようございます。

地域振興部関係の議案についてご説明いたします。

地域振興部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料2ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された強い経済を実現する総合経済対策に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は4億4,411万円の増、歳出予算は11億947万6,000円の増となっております。

歳入予算の内容は、地籍調査費負担金であります。

歳出予算の内容は、災害時の迅速な復旧等に資するため、土砂災害特別警戒区域等を含む地域において、長崎市など県内7市が実施する地籍調査事業に対する補助金の増と、燃料費等の価格高騰による経費増の影響を受けている公共交通事業者及び貨物運送事業者への支援に要する経費の増を計上いたしております。

次に、繰越明許費について。

地籍調査に要する経費の補助金であります。国からの追加予算の内示が12月中旬となり、年度内に適正な事業期間を確保できないことから、6億6,616万5,000円について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鶴瀬分科会長】 ありがとうございます。

次に、消防保安室長より補足説明を求めます。

【松尾消防保安室長】 危機管理部の分科会補足説明資料をお開きください。

LPガス一般消費者料金高騰支援事業についてご説明申し上げます。

補正予算額は4億189万9,000円で、全額国庫交付金を活用することとしております。

1の背景ですが、(1)都市ガスを使用している一般消費者については、国が都市ガス事業者を通じて値引きの支援が行われますが、県内世帯約半数を占めるLPガスについては国の支援の対象となっております。

(2) LPガスにつきましては、地域の実情に応じて臨時交付金を活用することにより、地方公共団体において措置することが推奨されております。

(3) 県内約28万世帯で使用されているLPガスの一般消費者の負担を軽減するために、実施する事業となります。

次に、2の概要ですが、LPガスを使用している県内一般消費者に対し、その価格上昇分の一部をLPガス販売事業者を通じて支援する事業でございます。

国が値引きを行っている都市ガスの値引き率に準じた金額を支援する事業となります。

具体的な事業内容としては3に記載しているところですが、(1)支援対象は県内LPガス利用世帯約28万世帯としております。

(2) 支援単価ですが、1世帯1,200円の定額としております。

1,200円といたしました根拠でございますが、点線の四角囲みの中に記載のとおり、標準世帯におけるLPガスの過去4年間の価格上昇額が1,054円となっており、これに国の都市ガスの支援の推計した補助率37.7%を乗じた額が400円となります。

この400円の3か月相当ということで1,200円としたところです。

3か月の考え方ですが、今回の国の都市ガスの支援が令和8年1月から3月の3か月分と同じ期間としております。

次に、3の支援総額ですが、本事業の支援対象世帯が28万世帯であるため、2の支援単価1,200円を掛けますと、3億3,600万円となります。

また、値引き実施に伴うLPガス販売事業者の手数料として、6,030万円を計上いたしております。これは、1事業者につき3万円の定額に加え、値引きを実施した世帯1件当たり180円を手間賃としてお支払いするものです。

また、本事業は県直営で実施するため、会計年度任用職員を雇用するなどの費用として、その他事務費559万9,000円も計上しております。

次に、(4) 支援方法でございますが、県内LPガス販売事業者に、一般消費者のLPガス料金から1,200円を値引きしていただき、当該額をLPガス販売事業者に補助することとしております。

参考として、四角囲みの中に支援手続の流れを記載しておりますが、これまでの事業の支援手続の流れと変更はありません。

最後に、一番下ですが、(5) のスケジュールですが、議決後速やかにLPガス販売事業者へ事業開始の周知を行った後、料金の値引きと支援金の支払いを実施する予定です。

なお、LPガス販売事業者の本事業へ参加しやすいようにするために、料金の値引きを実施できる時間を長めに取り、7月までとすることとしております。

消防保安室関係は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鶴瀬分科会長】はい、ありがとうございます。

次に、土地対策室長より補足説明を求めます。

【萩田土地対策室長】私から補正予算のうち土地対策費についてご説明をさせていただきます。

資料は、補足説明資料土地対策室の事業説明書をご覧ください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、土地対策費の地籍調査費であります。

国の総合経済対策において、地籍調査事業が三つの柱のうち、危機管理投資、成長投資による強い経済の実現に位置づけられ、災害後の円滑な復旧・復興を確保するための事業として盛り込まれたことから、国の補正予算を活用し、県内の地籍調査事業の推進を図ろうとするものであります。

具体的には、4の事業概要等に記載をしておりますが、現在、地籍調査事業を実施している10市に対し、令和8年度の事業計画を含めたヒアリングを行い、そのうち、事業の前倒しが可能な実施箇所について、国に対して要望を上げていた結果、今回、土砂災害特別警戒区域などを中心に、そこに記載をしております長崎市など7市に対して補助金の内示があったことから、補助金としての6億6,616万5,000円を補正予算として要求させていただいております。

また、国からの補助金の内示が、資料には17日予定というふうに記載をしておりますけれども、16日付で内示があり、今年度内に適切な事業期間を確保できないことから、あわせて繰越明許費の設定についてもご承認をお願いしたいと思います。

なお、最後に参考として記載しておりますけれども、現在の進捗状況といたしましては、令和7年度末の進捗見込みとしては70%でありますけれども、今回の補正予算も活用しながら、さらなる推進、加速化を図り、災害復旧・復興の迅速化や公共事業等の社会資本整備の基盤づくり

などにつなげてまいりたいと考えております。

以上で、土地対策室からの補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】 ありがとうございます。

次に、地域振興部次長兼交通政策課長より補足説明を求めます。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】 それでは、私より物価高騰に係る交通事業者、貨物運送事業者に対する支援についてご説明いたします。

補足説明資料をご覧ください。

県内の交通事業者及び貨物運送事業者は地域住民の移動手段、生活物資の輸送など大変重要な役割を担っておりますが、燃料価格等の高止まりの状況が続いており、各事業者の経営は依然として厳しい状況でございます。

燃料費等の高騰に係る交通事業者等への支援につきましては、昨年度も実施いたしました。今後も引き続き事業を継続し、地域住民の移動手段、生活物資の輸送などの役割を果たしてもらうため、今回、二つの事業を補正予算案に計上しております。

事業の概要でございますが、まず、左側に記載しております公共交通事業継続緊急支援費になります。燃料価格等の高騰の影響を受けている公共交通事業者の事業継続のための支援として、各事業者の使用する車両数等に応じた支援金を交付することとし、予算額は2億6,244万8,000円を計上しております。

次に、右側に記載しております貨物運送事業継続緊急支援費になります。

燃料価格高騰の影響を受けている貨物自動車運送事業者等及び本土から離島へ生活部物資を輸送する貨物航路事業者の事業継続のための

支援として、各貨物運送事業者が使用する車両数または船舶数に応じた支援金を交付することとし、予算額は1億8,086万3,000円を計上しております。

なお、交通・貨物事業者に対する支援単価は燃料価格高騰による影響額をベースに、運賃値上げ等による価格転嫁の動きなどを考慮した上で設定しております。

また、今回の支援に係る財源については、国の重点支援地方交付金を活用することとしております。

以上、ご審議を賜りますようお願いいたします。

【鵜瀬分科会長】 はい。ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

【宅島委員】 企画部ですね、企画部はまとめられてる部署で55億ほどですね、計上をされております。この中でですね、経営支援課の担当であるんですが、長崎消費拡大地元企業応援事業費として27億円計上されておりますけども、直接の担当ではないですけども、きちっと産業労働部と打合せをされていると思いますので、この中身を教えてください。

【高橋財政課長】 歳出に関わる部分ですので、財政課の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

長崎消費拡大地元企業応援事業費につきましてはいわゆるプレミアム商品券等の発行を市町が行うことに対して、県も上乗せして補助を行うものでございまして、昨年度も同様の経済対策を打たせていただいたものでございます。

具体的には市町が発行いたします商品券等のプレミアム部分に対しまして、その経費の2分の

1の補助を行うものであります。また、事務費につきましてもキャッシュレス化推進の観点から、デジタル発行割合が5割以上となるような実施計画の申請をされた市町に対して、事務費についても2分の1の支援を行うものでございます。

【宅島委員】プレミアム商品券はですね、それぞれ基礎自治体も発行する券だと思うんですけども、主にプレミアム率っていうのは何%ぐらいになっていますか。

【高橋財政課長】プレミアム率につきましては市町ごとにそれぞれでご判断をいただくこととしておりますけれども、そのうち、県としてはその所要額について2分の1を支援するというふうに考えてございます。

【宅島委員】あとですね、酒米の物価高騰支援で計上されております、酒米が3,900万ですかね。3,900万、これ、県内にある日本酒の蔵、そしてまた焼酎の蔵ですね、製造業者の方々が本当にお困りになって、要望にいられてこういう結果になってると思うんですけども、この金額です、どの程度の蔵ごとの平均値というか、どのくらいの支援になるのか教えてください。

【高橋財政課長】酒米の価格高騰緊急支援事業費についてのお尋ねでございます。

こちらにつきましては、まず考え方としてですね、令和6年の酒米と令和7年の酒米、この価格の高騰率というものを確認しておりまして、その価格高騰分の2分の1を県から支援することとしております。

想定している酒蔵の支援対象数につきましては10酒蔵程度を考えておりまして、個別の酒蔵ごとにですね、支援する額っていうのはそれぞれの実績だったりとかに応じて変わってくるところはございますけれども、合計して3,900万円の予算を計上させていただいてるところでござ

います。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑ございませんか。

【川崎委員】おはようございます。まず、地域振興部物価高騰に係る交通事業者、貨物運送事業者に対する支援についてお尋ねいたします。

先ほど説明がありましたが、この制度設計におきまして、各バス・トラック・タクシー・船、多岐にわたって支援体制、これ、単価を出される根拠についてお尋ねいたします。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】単価につきましては、主要な事業者に対してまず調査を行った上で、令和7年度8月から10月までの3か月の平均価格と、まず、令和元年から令和3年までの平均価格の単価の差の部分の4分の1、それと、昨年度と同様に、8月から10月までの3か月の平均単価と、令和元年から令和3年までの平均単価の差の4分の1、この二つを比較し、そのうち低い方を採用いたしまして、結果としては昨年度の支援単価で算出した年間影響額の4分の1を採用しております。

【川崎委員】ちょっと次、スケジュールについてお尋ねいたしますが、国の重点支援地方交付金を活用されていると思いますが、今か今かと待ってたところでありまして、本当にですね、早く国会でも決めていただいて、県議会でもですね、もう開会日にも先議でもやるぐらいのですね、効果を早く発現をしていただきたい、そういうふうに思ったところであります。

本日、確実にですね、補正予算を成立して執行に移していただきたいと考えますが、事業者の決算にも関係するため、具体的な手続、何よりも大事なのはスケジュールだと思いますが、これについてお尋ねいたします。

【南澤地域振興部次長兼交通政策課長】県といたしましても委員と同じように、できるだけ早

期に支援金を届けるということが非常に大事だと思っております。そのため、本日も可決をいただきましたら、来年1月のできるだけ早い時期に申請の受付を開始いたしまして、年度内には申請のあった全ての事業者に対して交付を完了したいと考えております。

【川崎委員】確実に事業者さんの申請をもうとにかく早く促してですね、そして、執行をお願いしたいと思います。

あと、もう一つ。先ほど宅島委員からもプレミアム商品券のことについてお尋ねされまして、伺っておりましたが、プレミアム率は市町が決定をします。そのプレミアムの部分の2分の1を県が支援するというので、今回の予算の説明の中に事例として、4割、こう書いてあって、そのうちの2割というような説明をですね、事例として挙げられていましたが、従来、大体今年の当初の10億円を使ったときは2割、2割が今多いですね。多い。だから、その2割の部分の1割が県だと思いますが、そのプレミアム率を市町が決定をするというのであれば、他の県で5割というところがあるんですよ。そしたら、2割5分というのが県という考え方なんでしょうか。そこは上限は何か持っておられるんですか。

【高橋財政課長】例えば、今委員が例示でお示された市町が5割のプレミアムをつける場合には、県は2.5割分の支援を行うこととしております。

市町に対してですね、事前にどの程度のプレミアムをつけて商品券等を発行したいかということで、所要額の調査というものを行ってございまして、その額を踏まえて、今回予算計上させていただいているものでございまして、まず補助率というのは2分の1ということで考えてございます。

【川崎委員】その上限は設けていない、市町の決定に県は支援するということですか。

【高橋財政課長】所要額を聞き取って今回予算を計上していますので、基本的には上限なしで2分の1を補助したいというふうに考えてございます。

万が一、これから申請が、さらに我々の調査している以上に来た場合には、一定の対応があるかもしれませんが、基本的には補助上限額というのは設けないことで考えております。

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論を終了しましたので、採決を行います。

第136号議案のうち関係部分は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】ご異議なしと認めます。よって、第136号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時33分 休憩 —

— 午後10時33分 再開 —

【鵜瀬分科会長】それでは、分科会を再開いたします。

これをもちまして企画部、危機管理部、地域振興部関係の審査を終了いたします。

引き続き、総務部関係の審査を行います。しばらく休憩し、10時40分より再開いたします。

— 午前10時33分 休憩 —

— 午前10時37分 再開 —

【鶴瀬分科会長】 分科会を再開いたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より予算議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】 おはようございます。

総務部関係の議案についてご説明いたします。

まず、総務部の審査順序につきまして、ご高配いただきましたことに御礼申し上げます。

総務部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された強い経済を実現する総合経済対策に沿った国の補正予算等に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、繰入金2億8,363万6,000円の増、県債229億4,010万円の増、合計232億2,373万6,000円の増となっております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【鶴瀬分科会長】 はい、ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

【田中委員】 今回の補正はね、国からドンと来るという感覚を持ってたから、国の金でほとんどやってくれると思ったら、意外とそうでもな

くて、県債が二百何十億と増になっているわけだけどもね。県債の中身、将来また裏打ちをしてくれるような県債の質ですよ、県債の質、内容についてね、ちょっとお聞かせ願いたい。

【高橋財政課長】 今回計上しております県債につきましては、基本的に国の公共事業の関係の補正予算に対応するものということでございます。県債については、国の補正予算に対応する場合には補正予算債というもので、通常の当初予算等につく公共事業に対する起債よりも有利な交付税措置があるものでございます。

【田中委員】 普通はね、国庫支出金ね、それから交付金あたりでやるもんだからね。229億と、どんと県債が増えていることにちょっと違和感を感じたもんだから聞いたんだけど、通常とそんなに変わらないということかな。公共事業費が相当入っているから、そういうことになるという意味合いでいいのね。ちょっとごめんなさい。物価対策でこう来てるっていうイメージがあるわけよ。通年の補正で、公共事業も通年の補正で入れ込んでると、これが大きくなってから、こういう県債がドンと出ているという理解でよければいいんだ。

【中尾総務部長】 国としても経済対策として先んじて公共事業を行いたいということで補正予算をつけていただいたものと承知しております。

加えて、地方負担というところでも、公共事業に係る交付金に加えて、先ほど財政課長から申しあげましたとおり、補正予算債というのは非常にその後の交付税措置が有利な地方債でございますので、我が方にとっても地方負担が少なくなる地方債ということになりますので、これは我々としても積極的に活用して公共事業を積極的に行えるものだというふうに認識しております。今回ご提案をさせていただいている

ものでございます。

【鵜瀬分科会長】 よろしいですか。

【田中委員】 もう一点だけ、所管外で分かりづらいただろうけどさ、石木ダムの予算がどんと入った気がするんだけどね。今度の補正の中に、何十億という。それ、事実かな。

【高橋財政課長】 今回の公共事業関係の国の経済対策補正に伴う県の補正につきまして、石木ダム関係の付け替え道路分についての事業費が一部含まれてございます。

【田中委員】 幾らですか。

【高橋財政課長】 こちらについては付け替え県道分として8.1億円になっています。

【鵜瀬分科会長】 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第136号議案のうち関係部分は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鵜瀬分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第136号議案のうち関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午前10時43分 休憩 —

-----  
— 午前10時43分 再開 —  
-----

【鵜瀬分科会長】 分科会を再開いたします。

以上で、本分科会関係の議案審査は全て終了いたしました。

これをもって、予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

-----  
— 午前10時43分 閉会 —  
-----

# 総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年12月12日

総務委員会委員長 鵜瀬 和博

議長 外間 雅広 様

記

## I 議案

番号	件名	審査結果
第109号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第110号議案	情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例	原案可決
第116号議案	当せん金付証券の発売について	原案可決
第117号議案	契約の締結の一部変更について	原案可決
第118号議案	契約の締結の一部変更について	原案可決
第119号議案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第134号議案	長崎県総合計画みんなの未来図2030について（関係分）	原案可決

計 7件（原案可決 7件）

委員 長 鵜 瀬 和 博

副 委 員 長 大久保 堅 太

署 名 委 員 山 田 朋 子

署 名 委 員 中 村 俊 介

---

書 記 土橋 彰子

書 記 高柳 雄一郎

反訳業務者 神戸総合速記(株)

# 配 付 資 料

令和7年11月定例県議会

## 予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

【第103号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）関係部分】

【第106号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）関係部分】

警 察 本 部

警察本部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 103 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計補正予算（第 5 号）のうち関係部分

第 106 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）のうち関係部分

であります。

はじめに、第 103 号議案「令和 7 年度長崎県一般会計補正予算（第 5 号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算額は、

歳出予算

警 察 管 理 費

1 億 7, 8 8 2 万 9 千円の減

となっております。

これは、職員給与費について、既定予算の過不足調整に要する経費であります。

次に、第 106 号議案「令和 7 年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算額は、

歳出予算

警 察 管 理 費

1 0 億 3, 4 7 3 万 円 の 増

警 察 活 動 費

3 9 万 7 千円の増

となっております。

これは、職員の給与改定及び会計年度任用職員に係る報酬等の改定に要する経費で

あります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、ご審議を賜りますようお願いいたします。

令和7年11月定例県議会

# 予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

出 納 局  
監 査 事 務 局  
人 事 委 員 会 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局  
議 会 事 務 局

出納局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分  
第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分  
であります。

まず、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目）一般管理費 257万 4千円の減

を計上いたしておりますが、これは、職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目）一般管理費 1,047万 1千円の増

（目）会計管理費 21万 4千円の増

を計上いたしておりますが、これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分  
第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分  
であります。

まず、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目）委員費 1万 6千円の減

（目）事務局費 196万 5千円の減

を計上いたしておりますが、これは、常勤監査委員及び職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目）委員費 5万 円の増

（目）事務局費 421万 2千円の増

を計上いたしておりますが、これは、常勤監査委員及び職員の給与改定に要する経費  
であります。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

人事委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第5号)」のうち関係部分  
第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分  
であります。

まず、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第5号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

(目) 事務局費

615万 1千円の増

を計上いたしておりますが、これは、職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

(目) 事務局費

377万 9千円の増

を計上いたしておりますが、これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

労働委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分  
第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分  
であります。

まず、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目）事務局費

131万 2千円の減

を計上いたしておりますが、これは、職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目）事務局費

154万 8千円の増

を計上いたしておりますが、これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分  
第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分  
であります。

まず、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目）議会費 1,507万 5千円の減

（目）事務局費 171万 6千円の増

を計上いたしておりますが、これは、議員報酬及び職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目）議会費 548万 円の増

（目）事務局費 822万 1千円の増

を計上いたしておりますが、これは、議員の期末手当改定及び職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年11月定例県議会

## 予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

企 画 部

企画部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分  
第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分  
であります。

はじめに、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち、  
企画部関係についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳出予算で、

企 画 費	1, 4 4 4 万 6 千円の増
合 計	1, 4 4 4 万 6 千円の増

を計上いたしております。

この歳出予算の内容は、職員給与費について、既定予算の過不足調整に要する経費  
であります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち、企  
画部関係についてご説明いたします。

補正予算は、歳出予算で、

企 画 費	1, 2 3 1 万 7 千円の増
合 計	1, 2 3 1 万 7 千円の増

を計上いたしております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年11月定例県議会

## 予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

地 域 振 興 部

地域振興部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第103号議案 「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分

第106号議案 「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分  
であります。

はじめに、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち  
関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳出予算で、

総務管理費	3,820万	2千円の増
企画費	282万	1千円の減
市町村振興費	731万	1千円の減
選挙費	267万	6千円の減
合計	2,539万	4千円の増

を計上いたしております。

これは、職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第106号議案 「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳出予算で、

総務管理費	3,568万 8千円の増
企画費	1,569万 6千円の増
市町村振興費	337万 8千円の増
選挙費	84万 5千円の増
合計	5,560万 7千円の増

を計上いたしております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年11月定例県議会

## 予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

秘書・広報戦略部

秘書・広報戦略部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分  
第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分  
であります。

第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち、秘書・広報戦略部関係について、ご説明いたします。

歳出予算は、

総務管理費	2,077万8千円の減
合計	2,077万8千円の減

を計上いたしております。

これは、秘書・広報戦略部の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち、秘書・広報戦略部関係について、ご説明いたします。

歳出予算は、

総務管理費	1,189万2千円の増
合計	1,189万2千円の増

を計上いたしております。

これは、職員の給与改定及び会計年度任用職員の報酬等改定に要する経費であります。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年11月定例県議会

## 予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

総 務 部

総務部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第103号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分

第106号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分  
であります。

はじめに、第103号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち、  
関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

繰	入	金	5億	7,142万	1千円の減
合		計	5億	7,142万	1千円の減

となっております。

歳出予算は、

総	務	管	理	費	1,219万	円の増	
企	画			費	50万	円の減	
徴	税			費	6,996万	7千円の増	
市	町	村	振	興	費	63万	8千円の減
合				計	8,101万	9千円の増	

となっております。

この歳出予算の内容についてご説明いたします。

(職員給与費について)

総務部所管の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費として、

1, 898万 1千円の減

を計上いたしております。

(県税過誤納還付金について)

今年度確定した法人関係税等の過納金に対応する県税還付金及び還付加算金に要する経費として、

1億 円の増

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

令和8年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

本庁舎及び総合庁舎等整備事業費について、県南振興局新庁舎等移転業務契約を複数年とするため、令和8年度から令和9年度までに要する経費として、

7, 818万 6千円

を計上いたしております。

次に、第106号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算(第6号)のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

地 方 交 付 税	29億	2, 334万	円の増
繰 入 金	23億	8, 052万	3千円の増
合 計	53億	386万	3千円の増

となっております。

歳出予算は、

総務管理費	1億 5,095万 9千円の増
企画費	845万 3千円の増
徴税費	5,007万 7千円の増
市町村振興費	92万 7千円の増
合計	2億 1,041万 6千円の増

となっております。

これは、総務部所管の職員及び会計年度任用職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和7年11月定例県議会

## 予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

危機管理部

危機管理部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第103号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分  
第106号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分  
であります。

はじめに、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち、危機管理部関係についてご説明いたします。

歳出予算で、

防 災 費 150万 6千円の増

を計上いたしております。

これは、危機管理部職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち、危機管理部関係についてご説明いたします。

歳出予算で、

防 災 費 1,345万 8千円の増

を計上いたしております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和7年11月定例会

総務委員会関係議案説明資料

警察本部

警察本部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、

第109号 「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分

第110号 「情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」のうち関係部分

第119号 「和解及び損害賠償の額の決定について」

第134号 「長崎県総合計画みんなの未来<sup>にせんさんじゅう</sup>2030について」のうち関係部分  
であります。

それでは、条例議案についてご説明いたします。

第109号 「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分

この条例は、人事委員会の令和7年10月6日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、職員の給与等について所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、県職員と同様、県警察職員においても若年層に重点を置きつつ、全世代を対象に給料月額引き上げ、期末・勤勉手当の0.05月分引き上げなどとなっております。

第110号 「情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」のうち関係部分

この条例は、情報通信技術の効果的な活用を図るため、書面掲示等アナログ的な手法を前提とする規制を見直すことに伴い、関係条例の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、「遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例」

のうち、遊泳場の遵守事項、プレジャーボート利用上の遵守事項及び潜水上の遵守事項の周知方法を「看板の掲示」と限定していたものを電子的な方法を始めとするその他の方法についても可能とするものであります。

次に、事件議案についてご説明いたします。

#### 第119号 「和解及び損害賠償の額の決定について」

この議案は、令和3年6月25日付けで、行政手続きのオンライン申請に対応する環境を整備するため、外部公開等システム用端末装置の賃貸借及び保守契約を長崎市の法人と契約しておりましたが、当該装置のOSであるWindows10のサポート終了のため、令和7年9月30日付けで契約を解除したことに伴い、請負事業者が契約履行のため要した機器の費用のうち契約解除後から当初契約期間満了日までの14ヵ月分について、損害賠償として支払おうとするものであります。

次に、計画議案についてご説明いたします。

#### 第134号 「長崎県総合計画みんなの未来<sup>にせんさんじゅう</sup>2030について」のうち関係部分

この議案は、長崎県行政に係る基本的な計画について、議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画みんなの未来<sup>にせんさんじゅう</sup>2030」とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「くらし」「しごと」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略を掲げる令和8年度からの5ヵ年計画として策定しようとするものであります。

このうち警察本部関係部分では、基本戦略「安心して生活できる環境づくりを推進する」において、「安全・安心を実感できる社会環境づくり」としまして、テレビ、新聞、メール配信、SNS等のあらゆる媒体を活用したタイムリーな情報発信等を推進するほか、「交通安全対策の推進」としまして、交通安全運動、交通安全教育、交通指導取締り、交通安全施設の整備、運転免許行政の実施による総合的な交通安全対策等を推進していくこととしております。

こうした施策を様々な関係者と力を合わせしっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(第180条専決事項報告について)

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました4件の合計81万5,055円を支払うため、11月14日付けで専決処分をさせていただいたものであり、これらの損害賠償金は、全額保険から支払われることとなります。

公用車による交通事故を防止するため、安全運転指導員による同乗指導や自動車学校のコースを借り上げての体感型運転訓練を行うとともに、事故を起こした職員には、公用免許の再検定を実施するなど職員の運転技能向上のための取組を行っております。

また、幹部職員による交通事故防止教養や公用車事故を起こした職員に対する個別指導を行うとともに、事故発生後に情報配信を行うなど、事故防止に必要な運転技能と安全運転意識の両面を向上させる対策に取り組んでおります。

引き続き、交通事故を始めとする損害賠償事案を起こすことがないよう、指導を徹底してまいります。

次に、その他の所管事項についてご説明いたします。

(犯罪の一般概況について)

令和7年1月から9月末までの県内の刑法犯認知件数につきましては3,052件で、前年同期と比較しますと27件、0.9パーセント増加しております。

罪種別では、知能犯が42件増加しており、これが主な増加要因となっております。知能犯の中でも、特に詐欺が537件発生しており、前年同期と比較して40件増加しております。

今後、県内の犯罪情勢を把握・分析の上、県民、事業者、関係機関・団体とも連携し、県民運動である「犯罪なく3<sup>さん</sup>ば運動」で県民の皆様の防犯意識の高揚を図りつつ、的確な犯罪抑止対策を推進してまいります。

(人身安全関連事案への取組状況について)

令和7年1月から9月末までのストーカー事案の認知件数につきましては217件で、前年同期と比較しますと31件増加しております。このうち、ストーカー規制法に基づく禁止命令等で47件の行政措置を行い、ストーカー規制法違反等で32件を検挙しております。

配偶者暴力事案の受理件数につきましては314件で、前年同期と比較しますと15件減少しております。このうち、暴行、傷害等で43件を検挙しております。

児童虐待事案の通告件数につきましては340件で、前年同期と比較しますと38件減少しております。

児童相談所に通告した被害児童数につきましては602人で、前年同期と比較しますと77人減少しております。

これらの人身安全関連事案につきましては、被害者の命が奪われるなど、重大な事件に発展するおそれがありますので、認知の段階から客観的な危険性の判断を的

確に行った上で、被害者等の心情に寄り添いつつ対応を行い、被害者等の保護や加害者の検挙等の必要な措置を迅速かつ先制的に講じるとともに、県・市町等の関係機関と連携を図りながら、被害者等の安全確保に努めてまいります。

(ニセ電話詐欺等被害防止対策について)

令和7年1月から9月末までのニセ電話詐欺情勢につきましては、認知件数は164件、被害総額が約4億1,704万円で、前年同期と比較しますと認知件数は41件増加、被害総額は約2億9,542万円増加しており、手口としましては、オレオレ詐欺が63件と全体の約38パーセントを占めております。

また、「SNS型投資詐欺」や「SNS型ロマンス詐欺」につきましては、認知件数は131件、被害総額は約7億7,450万円で、前年同期と比較しますと認知件数は4件増加、被害総額が約1,700万円増加しております。

オレオレ詐欺は、犯人が国際電話を悪用し、ニセの警察官等をかたり、捜査名目でATMやインターネットバンキングでの振り込みを指示することが多いことから、この対策としまして、国際電話の利用休止手続きの促進や銀行、コンビニエンスストアと連携した声掛け等を強化しております。

「SNS型投資詐欺」や「SNS型ロマンス詐欺」の対策としましては、SNSを活用した広告のほか、効果的な広報啓発活動の推進、金融機関等の関係事業者と緊密に連携し、官民一体となった被害防止対策を推進しております。

これらの詐欺は、県民の皆様の生活を脅かす身近で悪質な犯罪ですので、引き続き、犯行の手口や犯行の対象などをよく分析し、必要な情報が多くの方に届くよう適宜適切に広報をするなど、被害に遭わないための諸対策を強力に推進してまいります。

(暴力団対策について)

県内では、令和7年9月末現在、指定暴力団傘下の8組織と約100人の暴力団員

等を把握しており、本年1月から9月末までの暴力団員等の検挙人員につきましては16人で、前年同期と比較しますと1人減少しております。

全国的に六代目山口組の分裂抗争に起因する事件等が続いておりますが、本県での発生はなく、今後も暴力団組織等に対する徹底した取締りや情報収集活動を行い、暴力団対策法及び暴力団排除条例の効果的な運用を図るとともに、長崎県暴力追放運動推進センターを始めとする関係機関・団体と連携して暴力団の壊滅を目指してまいります。

#### (薬物対策について)

令和7年1月から9月末までの薬物事犯の検挙人員につきましては35人で、前年同期と比較しますと3人減少しております。

内訳は、覚醒剤が8人で、前年同期と比較しますと3人減少、大麻が27人で、前年同期と比較しますと2人増加、その他の薬物事犯は0人で、前年同期と比較しますと2人減少しております。

全国的に、薬物事犯の検挙人員は横ばいで推移する中、大麻事犯の検挙人員は、平成26年以降増加傾向であり、本県におきましては、平成30年以降高止まりの状況にあります。

引き続き、薬物情勢等の実態把握に努め、大麻等薬物事犯の徹底した取締りや関係機関・団体と連携した広報啓発活動等を推進し、薬物事犯の根絶に取り組んでまいります。

#### (少年非行の概況について)

令和7年1月から9月末までの検挙・補導した窃盗等の刑法犯少年につきましては176人で、前年同期と比較しますと22人増加しており、軽犯罪法違反等の特別法犯少年は15人で、前年同期と比較しますと5人増加となっております。

また、喫煙、深夜はいかい等で補導した不良行為少年につきましては1,651人で、前年同期と比較しますと199人減少しております。

県警察では、少年警察ボランティアと協働した街頭補導活動や、少年の規範意識向上を目的とした非行防止教室を実施するなど、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでおります。

今後も、少年警察ボランティアや関係機関・団体と連携を図りながら、少年の非行防止、健全育成に努めてまいります。

#### (生活経済事犯の取締り状況について)

令和7年1月から9月末までの生活経済事犯の検挙件数につきましては30件で、前年同期と比較しますと6件減少しており、検挙人員は27人で、前年同期と比較しますと6人減少しております。

生活経済事犯の取締りにつきましては、悪質な事犯である利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯を重点にした取締りを推進するとともに、関係機関・団体との連携を図りながら、被害の早期把握とその拡大防止に努めております。

引き続き、生活経済事犯取締りの推進及び被害防止に努めてまいります。

#### (サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策状況について)

令和7年1月から9月末までのサイバー犯罪の検挙状況につきましては、検挙件数は81件で、前年同期と比較しますと5件増加しており、検挙人員は55人で、前年同期と比較しますと13人増加しております。

社会のデジタル化の進展に伴い、サイバー空間は、全国民が参画する公共空間へと変貌を遂げている一方、ランサムウェアの被害やインターネットバンキングでの不正送金など、サイバー空間の脅威は極めて深刻な情勢にあります。県警察では、悪質・巧妙化するサイバー犯罪に的確に対応するため、全国の警察と連携したサイバー犯罪

の取締り、地域において活動する多様な主体と連携した社会全体のサイバーセキュリティの向上を図る諸対策に取り組んでおります。

今後も、サイバー空間の安全・安心を確保するため、サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策を推進してまいります。

#### (交通死亡事故抑止対策について)

令和7年1月から9月末までの交通事故死者数につきましては22人で、前年同期と比較しますと5人増加しております。

本県の交通死亡事故は、死者数に占める高齢者の割合が、高い傾向にあることが特徴と分析しております。

そのため、高齢者の交通事故抑止対策に重点を置き、交通安全教育や交通指導取締りを始め、関係機関・団体と連携して、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進しております。

悲惨な交通死亡事故を発生させないため、引き続き、交通事故の分析結果を踏まえた総合的な交通死亡事故抑止対策に取り組んでまいります。

#### (事務事業評価の実施について)

警察本部関係の本年度の事務事業評価につきましては、縦長資料「令和7年度 事務事業評価の結果について」のとおりであります。

本評価につきましては、2件の事業群評価調書により10件の事業の評価を行い、そのうち地域安全活動推進事業は、令和8年度に向けて「拡充」の方向とし、8件の事業を「改善」の方向で見直しを検討いたしております。

なお、事務事業評価の結果につきましては、ホームページ等を通し、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における議論を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施し

てまいります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、ご審議を賜りますようお願いいたします。

令和7年11月定例県議会

# 総務委員会関係説明資料

出納局  
監査事務局  
人事委員会事務局  
労働委員会事務局  
議会事務局

人事委員会事務局関係の所管事項についてご報告いたします。

(令和7年度県職員採用試験について)

公務における人材の確保は、民間企業の採用活動の活発化及び国や他の地方公共団体との競合により非常に厳しい状況であり、本県の職員採用試験においても、特に技術系職種では受験者数が採用予定数を下回るなど、人材の確保が一層厳しくなっております。

このような状況を踏まえ、大学卒業程度のC試験として「農業」、「畜産」、「林業」、「農業土木」、「土木」、「建築」、「機械設備」、「電気」、「社会福祉」の9職種について、1次試験を11月12日から11月30日まで実施し、2次試験を1月中旬、最終合格者の発表を2月中旬に予定しております。

なお、1次試験では、基礎能力検査であるSPI3を採用しており、ペーパーテストで受験する長崎会場に加え、自宅や全国の主要都市にあるテストセンターでパソコンを用いた受験を可能とし、長崎県へのU・Iターンを考えている受験者も受験しやすい試験としております。

多様で優れた人材の確保に向けて、引き続き、採用試験の総合的な見直しや公務の魅力発信等の取組について、任命権者との協議を進めてまいります。

(職員の給与等に関する報告及び勧告について)

本委員会は、去る10月6日、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

給与の改定における民間企業との比較に当たり、高度化・複雑化する行政課題に的確に対応していくためには、本県においても優れた人材の確保に向けた取組が重要であることを考慮し、国に準じて、比較対象企業規模を50人以上から100人以上に見直しました。

その結果、月例給及び特別給（ボーナス）ともに民間の水準が県職員の水準を上回っていたことから、職員の給与を引き上げることとしました。

月例給については、人材確保の観点から、初任給を大学卒で12,700円、高校卒で12,900円引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を上回る引上げの改定を行うよう勧告しております。

特別給（ボーナス）については、年間支給月数を0.05月分引き上げ4.65月分とすることを勧告しております。

そのほか、人材の確保、人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進、働き方改革と勤務環境の整備など人事管理上の課題についても併せて報告を行いました。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の報告を終わります。

## 総務委員会関係説明資料（追加1）

出 納 局  
監 査 事 務 局  
人 事 委 員 会 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局  
議 会 事 務 局

【総務委員会関係説明資料 出納局・各種委員会事務局の2頁3行目の次に、次のとおり挿入】

短大卒業程度（保育士）および高校卒業程度（一般事務・交通局事務・教育事務・警察事務・林業・農業土木・土木・建築・電気）の第2次試験を10月22日から11月5日にかけて実施し、最終合格者の発表を11月20日に行いました。短大卒業程度は2人が受験し、1人が合格、競争倍率は2.0倍となっております。高校卒業程度は195人が受験し、91人が合格、競争倍率は2.1倍となっております。

令和7年11月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料

企 画 部

企画部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図<sup>にせんさんじゅう</sup>2030について」のうち関係部分であります。

第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画みんなの未来図2030」とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「くらし」「しごと」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略を掲げる令和8年度からの5ヵ年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち、企画部関係部分では、基本戦略「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」において、「デジタル技術等を活用した地域課題の解決」として、デジタル技術や人材を活用した新たなサービス創出、通信環境整備等による地理的格差解消に取り組むこととしております。

また、「ドローンなどの先端技術を活用した地域課題の解決やイノベーション創出の推進」として、特区等を活用した規制制度改革や先端的サービスの実証、ドローン活用に係る人材育成・社会実装へ向けた取組の支援等を図ってまいります。

県としては、今後も県議会でのご議論を十分に踏まえながら、市町、関係団体等と連携し、県民一人ひとりが主体となって「新しい長崎県づくり」に参画いただけるよう、県民総ぐるみの計画として、様々な施策の展開に力を注いでまいりたいと考えて

おります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

(人口戦略フォーラムについて)

県では、来る12月21日、出島メッセ長崎において、長崎市及び産官学金労言から構成される実行委員会との共催により、「日本創生に向けた人口戦略フォーラム in ながさき」を開催する予定であります。

本フォーラムは、人口減少問題に取り組む全国的な民間組織である「未来を選択する会議」の三村議長をはじめ、九州各県知事及び地域活性化に取り組まれている方々等にご参加いただき、「若者・女性にも選ばれる地方になるために」をメインテーマに掲げ、「九州はひとつ」の取組事例の紹介など、3つのパネルディスカッションを行うこととしております。

また、県内の学生により「ながさき宣言」を発表することとしており、本県から日本全国に向けて、力強い地方創生のメッセージを発信してまいりたいと考えております。

県としては、こうした取組を通して、人口減少問題に対する課題認識を関係者間で共有しながら、官民一体となって、引き続き、将来にわたる県勢の持続的な発展を目指してまいります。

(SDGsの推進について)

SDGsについては、県民の皆様や企業等に対する普及啓発及び認知度向上を図るため、長崎県SDGs登録制度の運用やポータルサイトによる情報発信、啓発イベントの実施等に取り組んでいるところであります。

このうち、登録制度の運用においては、登録の拡大を目指し、今年度から新たに、

通年での募集を開始したほか、去る11月7日には、啓発イベントとして、「“つなぐ”長崎SDGsセミナー2025 inメタバース」を開催し、メタバース空間を活用のうえ、講演や県内企業等による取組事例の発表などを行いました。

また、10月20日からは、県民の皆様にご参加いただきながらSDGsを県内に広げていくことを目的に、「#(ハッシュタグ)長崎みんなのSDGs～広がれ！SDGsの輪～」と題して、SDGsに関する身近な取組をInstagramで投稿いただくキャンペーンを実施したところであります。

今後とも、登録制度の運用や県民参加型の啓発イベント等の工夫を行いながら、県民の皆様や県内企業等へのSDGsのさらなる普及促進に努めてまいりたいと考えております。

#### (ドローンの社会実装等の推進について)

県においては、国家戦略特区制度等を活用しながら、様々な分野において、先端的なドローンサービスの社会実装の促進に取り組んでおります。

去る10月14日には、砂防施設の点検及び測定の効率化を目的として、島原市の水無川流域において、小型固定翼ドローンを用いた実証が行われました。

今回の実証は、島原市やANAホールディングス株式会社等が共同で取り組んでいるものであり、実証に用いた固定翼ドローンは、回転翼ドローンに比べ長距離を高速で飛行できるため、広域的な点検・測定の実施や作業時間の短縮などにつながることが期待されるものであります。

また、去る11月20日、新上五島町において、国家戦略特区制度による調査事業として、そらいいな株式会社等により、全国で初めてとなるドローンのエリア単位でのレベル4飛行による実証が行われました。

これは、従来の線形経路単位でのレベル4飛行をさらに発展させ、面的なエリア単位で行うものであり、本年2月に、五島市において実施された線的な飛行による処方

薬配送の実証をもとに、その要件や安全確保措置などについて、国と協議・検討を重ねた結果、今回、エリア単位で医薬品等を複数の目的地へ配送するレベル4飛行が実現したものであります。

今後とも、様々な分野におけるドローンサービスの早期実装を推進するとともに、ドローンサービスの活用による地域課題の解決に向けて、力を注いでまいりたいと考えております。

(事務事業評価の実施について)

本年度の事業評価において、事務事業評価を実施いたしました。企画部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

事務事業評価については、3件の事業群評価調書により、6件の事業を評価いたしました。そのうち5件の事業について、令和8年度に向けて、「拡充」「改善」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、事務事業評価の結果については、ホームページ等を通し、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年11月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料

地 域 振 興 部

地域振興部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第134号議案 「長崎県総合計画みんなの未来図2030(にせんさんじゅう)について」のうち関係部分であります。

第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画みんなの未来図2030」とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「くらし」「しごと」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略を掲げる令和8年度からの5ヵ年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち、地域振興部関係部分では、基本戦略「地域の魅力で人を惹きつける」において、「UIターン促進のための情報発信や移住希望者支援の強化」として、ターゲットに応じたより効果的な手法による本県固有の魅力を活かした情報発信の強化等に取り組んでいくこととしております。

その他、九州新幹線西九州ルート of 全線フル規格の推進、離島・半島などの地域社会の維持・活性化、地域を支える公共交通の維持・確保に関する施策について、様々な関係者と力を合わせて推進し、活力にあふれた新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した1件につき、損害賠償金合計3万8,520円を支払うため、去る11月4日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

なお、この損害賠償金は全額保険から支払われることになっております。

次に、所管事項についてご説明いたします。

(「長崎県・市町連携会議」の開催について)

去る10月24日に、知事と市町長による令和7年度「長崎県・市町連携会議」を開催いたしました。

会議においては、パートナーシップ宣誓制度の導入について、各市町長からご意見をいただき意識の共有を図ったほか、子ども福祉医療費制度や産科医療体制の整備などについても意見交換を行ったところであります。

引き続き、県・市町の施策について、情報共有や意見交換を行うなど、市町との連携強化を図り、各種施策の効果的な展開につなげてまいります。

(半島振興計画(案)について)

本年4月1日に半島振興法が改正・延長され、今回の法改正では、昨年1月の能登半島地震を踏まえ、法の目的に半島防災・地方創生が明記されたほか、国土強靱化の観点から、道路や港湾、上下水道の整備、災害応急対策の体制充実などの項目が配慮規定として新たに加えられるなど、半島振興施策の実施により、半島特有の防災対策の推進や地域の自立的発展を目指すことが求められております。

県といたしましては、法改正の趣旨を踏まえた新たな半島振興計画の策定に取り組んでいるところであり、今後、県議会でのご議論をはじめ、県民の皆様のご意見や国

との協議も踏まえ、半島地域の特性に応じた同計画の策定に努めてまいります。

(国境離島地域の振興について)

国境離島地域の振興については、有人国境離島法が、令和9年3月に期限を迎えることから、県民の皆様への理解促進を図るとともに、本年8月22日に内閣府特命担当大臣等に対し要望活動を実施するなど、あらゆる機会を捉えて、法の改正・延長に向けた国等への働きかけを行っております。

こうした中、去る10月25日、五島市において、1,000人を超える地域住民の皆様が参加し、同法の改正・延長に向けた総決起大会が開催され、地域の実情に即した法改正と確実な延長などが決議されております。

これに続き、新上五島町、壱岐市、対馬市においても同様の大会が開催されており、その際、県においては、地域の皆様から離島地域の現状や課題をはじめ、法律が必要不可欠であることや、制度の拡充が必要であることなどの意見をいただいております。

こうした地域の皆様の声や、関係市町の意見などをとりまとめた意見書を作成し、12月16日に、県議会や関係市町の皆様とともに、国等への要望活動を実施することとしております。

引き続き、支援策の充実・強化を伴う法改正が確実に行われるよう取り組んでまいります。

(次期長崎県地域公共交通計画素案の策定について)

令和2年度の地域公共交通活性化再生法の改正により、全ての地方公共団体において、地域交通に関するマスタープランとなる地域公共交通計画を策定することが努力義務化されたことを受け、県では令和4年に「長崎県地域公共交通活性化協議会」を設置し、令和5年度から令和7年度までを計画期間とする「長崎県地域公共交通計画」を策定し、施策等に取り組んできたところです。

今年度末をもって現計画が終期を迎えることから、令和8年度から令和12年度を計画期間とする「次期長崎県地域公共交通計画」について、長崎県地域公共交通活性化協議会において、国や県内市町、交通事業者等と十分に連携を図りながら策定を進めているところです。

計画の策定にあたりましては、県の次期総合計画等の関連計画や市町の「地域公共交通計画」との整合を図りながら、県下全域の地域公共交通の現状や今後の方向性、各種施策等を盛り込んでおり、11月14日の「長崎県地域公共交通活性化協議会」でのご議論を経て、計画の素案を取りまとめたところであります。

今後は、県議会やパブリックコメントなど、県民の皆様のご意見を伺いながら、令和8年3月の策定に向けて、所定の手続きを進めてまいります。

#### (九州新幹線西九州ルートについて)

九州新幹線西九州ルートにつきましては、未整備区間である新鳥栖～武雄温泉間の整備方式に関して、10月8日には佐賀市内において国土交通省の水嶋事務次官と山口知事の会談が行われ、同月23日にはJR九州から国土交通省に対し、佐賀県の財政負担軽減を求める要望が提出されるなど、関係者間の動きが活発化しております。

そのような中、同月30日に大石知事が水嶋事務次官と意見交換を行い、全国の新幹線ネットワークに繋がっていない現状は望ましくないことと、具体的な解決策を模索することについて認識を共有したところであり、引き続き、関係者と連携しながら取り組んでまいります。

また、西九州新幹線の効果拡大を促進するため、去る11月8日に、県内の小学生以下の児童と保護者を対象に、今回、初めて佐世保駅から出発する西九州新幹線「かもめ」の無料乗車会を開催いたしました。佐世保駅からは、特急列車を使用し、武雄温泉駅新幹線かもめに対面乗換を体験しながら長崎駅までを往復する行程で、約340名の皆様に参加していただきました。

今後も、こうした取組を通じて新幹線効果の拡大に努めるとともに、政府・与党をはじめ関係機関に対して課題の解決を働きかけ、関係者間での協議を重ねながら、全線フル規格による整備の早期実現に向けて、県として全力で取り組んでまいります。

(事務事業評価の実施について)

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価を実施いたしました。地域振興部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

事務事業評価については、14件の事業群評価調書により、28件の事業を評価いたしました。そのうち14件の事業について、令和8年度に向けて、「改善」又は「廃止」の見直しを検討いたしております。

なお、事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年11月定例県議会

## 総務委員会関係説明資料（追加1）

地 域 振 興 部

【総務委員会関係議案説明資料 地域振興部の6頁1行目に、次のとおり挿入】

さらに、同月25日には、JR九州の企画により、県内の幼稚園や保育園に通う園児を対象として、「新幹線かもめ」を貸し切って大村市の車両基地を見学するツアー「かもめトレチャッタ」が開催されました。園児および保護者約150名が参加され、西九州新幹線の魅力や必要性を理解する機会になったとともに、大村車両基地を地域資源として磨き上げることにつながったものと考えております。

令和7年11月定例県議会

## 総務委員会関係説明資料（追加2）

地 域 振 興 部

【総務委員会関係議案説明資料 地域振興部の4頁13行目の次に、次のとおり挿入】

また、12月10日には、各総決起大会を総括する報告会を県庁で開催し、各地域の代表の皆様から、総決起大会のご報告をいただくなど、法改正に対する強い思いと期待を改めて共有したところであります。

令和7年11月定例県議会

## 総務委員会関係説明資料

秘書・広報戦略部

秘書・広報戦略部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図<sup>にせんさんじゅう</sup>2030について」のうち関係部分であります。

第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画みんなの未来図2030」とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「くらし」「しごと」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略を掲げる令和8年度からの5ヵ年計画として策定しようとするものであります。

なお、秘書・広報戦略部関係部分としては、先般策定した「ながさきブランディング・情報発信戦略」を、基本理念を実現するにあたっての基本姿勢の一つである戦略的情報発信・ブランディングの中に位置付け、同戦略とも連動し計画を進めていくこととしております。

引き続き、ブランディングの取組を様々な関係者と力を合わせしっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、議案外の所管事項について、ご説明いたします。

(県民表彰について)

地方自治、社会福祉、産業、教育文化など、それぞれの分野において長年にわたりその職務に精励し、県政あるいは各地域の発展に貢献するなど、功績顕著で他の模範となる方や、文化・スポーツなどで特に優秀な成績を収められた方に対し、毎年11月23日に県議会議場において表彰を行っており、令和7年度は、131の個人・団体を表彰しております。

(「ポケモンGO ワイルドエリア：長崎」の開催について)

去る11月7日から9日までの3日間、長崎市内において、県が共催する形では全国初となる、スマートフォン向けゲームアプリの大規模イベント「ポケモンGO ワイルドエリア：長崎」を株式会社ナイアンティック、株式会社ポケモン、長崎市とともに開催しました。

県内のみならず、県外・海外から約42万人の方々にご参加いただき、イベントとともに長崎市内の街並みや観光地、本県の美味しい食なども楽しんでいただけたところであります。

県としては、参加者の皆様に満足いただけるよう、イベントの円滑な運営及び街中への警備員の配置等による安全面の確保、県庁舎やおのうえの丘、旧県庁舎跡地等における装飾への協力などを実施するとともに、この機会に県内を周遊していただけるよう、本県の豊富な食や観光地等の情報を積極的に発信しました。

県では、昨年6月に株式会社ポケモンと連携協定を締結し、ながさき未来応援ポケモン「デンリュウ」やポケモン関連のイベントの開催、県産品とのコラボレーションなどにより、本県の魅力発信、観光振興及び誘客促進、県産品の振興などを図ってきたところであり、引き続き、県内事業者や市町とも連携を図りながら、本県の魅力発信等に積極的に取り組んでまいります。

(事務事業評価の実施について)

本年度の事業評価において、事務事業評価及び長崎県政策評価委員会による外部評価を実施いたしました。秘書・広報戦略部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

事務事業評価については、1件の事業群評価調書により、1件の事業を評価いたしましたが、その事業について、令和8年度に向けて、「改善」の見直しを検討いたしております。

なお、事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通し、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年11月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料

総 務 部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第109号議案 「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち  
関係部分

第110号議案 「情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係  
条例の整備に関する条例」のうち関係部分

第116号議案 当せん金付証票の発売について

第117号議案 契約の締結の一部変更について

第118号議案 契約の締結の一部変更について

第134号議案 「長崎県総合計画みんなの未来<sup>にせんさんじゅう</sup>2030について」のうち  
関係部分

であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

第109号議案 「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち  
関係部分

この条例は、人事委員会の令和7年10月6日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与等について所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、令和7年度の給与改定においては、若年層に重点を置きつつ、全世代を対象に給料月額引き上げ、期末・勤勉手当の0.05月分の引き上げなどとなっております。

第110号議案 「情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係  
条例の整備に関する条例」のうち関係部分

この条例は、情報通信技術の効果的な活用を図るため、書面掲示等アナログ的な手法を前提とする規制を見直すことに伴い、長崎県行政手続条例について、不利益処分  
の名宛人の所在が不明である場合の公示方法を、掲示場での掲示等に加え、インター  
ネット上での閲覧によることとする改正を行うものであります。

次に、事件議案についてご説明いたします。

第116号議案 当せん金付証票の発売について

この議案は、当せん金付証票法第4条第1項の規定により、県内における令和8  
年度の宝くじの発売総額を、110億円以内に定めようとするものであります。

第117号議案 契約の締結の一部変更について

この議案は、令和6年11月定例会で可決された県南振興局庁舎建設工事につい  
て、請負代金額の変更契約を締結しようとするものであります。

変更の内容は、運用方針及び仕様の決定に伴う入退室管理システムの追加等によ  
り、請負代金額を

4,180,000,000円から79,809,400円増額し、  
4,259,809,400円に変更しようとするものであります。

第118号議案 契約の締結の一部変更について

この議案は、令和6年11月定例会で可決された県南振興局庁舎電気工事につい  
て、請負代金額の変更契約を締結しようとするものであります。

変更の内容は、運用方針及び仕様の決定に伴う電話設備、監視カメラ設備の追加等により、請負代金額を

906,620,000円から128,253,400円増額し、  
1,034,873,400円に変更しようとするものであります。

次に、計画議案についてご説明いたします。

第134号議案 「長崎県総合計画みんなの未来にせんさんじゅう図2030について」のうち  
関係部分

第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来にせんさんじゅう図2030について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画みんなの未来にせんさんじゅう図2030」とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「くらし」「しごと」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略を掲げる令和8年度からの5ヵ年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち、総務部関係部分では、基本戦略「活力にあふれた持続可能な地域をつくる」において、「デジタル技術を活用した行政運営の効率化」として、県庁DXの実現に取り組んでいくこととしております。

こうした施策を様々な関係者と力を合わせしっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(契約の締結の一部変更について)

令和6年11月定例会で可決された県南振興局庁舎空調設備工事について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

変更の内容は、改正フロン排出抑制法に適合した空調設備への変更等により、請負代金額を

532,400,000円から39,443,800円増額し、  
571,843,800円に変更したものであります。

(権利の放棄について)

1件50万円以下である生活保護法第63条費用返還金2件の権利の放棄について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

(長崎ゆかりの交流会の開催について)

首都圏において、長崎県にゆかりの深い方々に本県情報を発信するとともに、県政の振興に関する情報収集と意見交換を行う「長崎ゆかりの交流会」を、去る11月12日に東京で開催いたしました。

当日は、地元選出国會議員や、外間県議會議長をはじめとした県議會議員の皆様、また、経済界や官界など、様々な分野の第一線で活躍されている方々をお迎えし、盛

会のうちに終了することができました。

懇談会に先立ち開催した講演会では、長崎県産業振興アドバイザー かただえまいこ 片田江舞子氏と一般社団法人スタートアップエコシステム協会 なぐらまさる 名倉勝氏による対談及び各部署の施策等についてのプレゼンテーションを実施しました。

その後の懇談会では、県産品や「企業版ふるさと納税」、「こども未来応援基金」をはじめとした各種施策に関する展示コーナーを設け、本県の魅力と現状をご覧いただきながら、県産酒や選りすぐりの農水産物をご賞味いただきました。ご参加いただいた皆様方には今後とも本県の応援団としてお力添えいただけるものと期待しております。

(次期行政経営方針(素案)について)

令和8年度から新たに取る組む行財政改革の計画につきましては、これまでの県議会での議論や、民間有識者の皆様からのご意見を踏まえ、このたび、「行政経営方針(素案)」として取りまとめたところであります。

近年、人材獲得競争の激化や、厳しさを増す財政状況など、本県を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況下においても、長崎県総合計画をはじめとする各種計画に掲げる目標を達成し、県民の皆様にご具体的な成果を還元していくためには、これまでの行財政改革の取組を継承・発展させるとともに、県が保有する財源や人材などの経営資源をさらに充実させ、最大限に活用する姿勢が求められます。

そのため、素案では、県庁が目指す姿を次の3つの柱で示し、その実現に必要な具体的な取組を打ち出しております。

1つ目の柱は、「挑戦する姿勢と変化に向き合うマインドの醸成」であります。活気ある組織づくりと、挑戦意欲の高い職員の育成などを通じて、変化を前向きに捉え、改善や新たな取組が自然に生まれる組織文化を醸成してまいります。

2つ目の柱は、「健全で持続可能な行財政基盤の確立」であります。戦略的な人材確保、持続可能で安定的な財政運営、そして業務の効率化と質の向上を目指したDXの推進などを通じて、限られた経営資源を効果的かつ柔軟に活用する体制を築いてまいります。

そして3つ目の柱は、「ヒトの活躍を促すための環境の整備」であります。職員一人ひとりが力を十分に発揮できる仕組みや環境を整え、誰もがやりがいを持ち、安心して働き続けられる職場づくりを進めてまいります。

今後も引き続き、県議会や民間有識者の皆様からのご意見を伺いながら、令和7年度の方針策定に向けて検討を重ねてまいります。

#### (事務事業評価の実施について)

本年度の事業評価において、

1. 令和7年度事務事業の評価 743件
2. 指定管理者制度導入施設の評価 44件

を実施し、公表いたしました。内容については、お配りしている資料のとおりであります。

その概要につきましては、令和7年度事務事業の評価においては、160件の事業群評価調書により、743の評価を実施いたしましたが、そのうち495件(66.6%)の事業が、令和8年度に向けて「拡充」「改善」「統合」「縮小」「廃止」のいずれかの見直しを検討いたしております。

このうち総務部関係分については、2件の評価を実施いたしましたが、その評価の概要等については、お配りしている資料のとおりであります。

また、長崎県政策評価条例に基づき実施しております事務事業の外部評価については、外部の有識者6名からなる「長崎県政策評価委員会」において、本年度、3

回の審議が行われ、去る11月6日、知事へ意見書が提出されたところであります。

内容としては、「セグメントを明確に意識したうえでの効果的な事業の実施」、「事業効果の適切な把握」などの意見が示されております。なお、提出された意見及びこれに対する県の考え方についても、同じく資料としてお配りしております。

これらの評価結果等については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたします。今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどに取り組んでまいります。

(県南振興局庁舎建設工事の進捗状況等について)

県南振興局庁舎建設工事の進捗状況は、10月末時点において、2階部分の躯体工事を行っているところであり、進捗率は約27%で、当初の予定どおり順調に進められております。

また、庁舎完成後、3振興局が新庁舎へスムーズに移転し、滞りなく業務を進められるよう、新庁舎オフィスのレイアウト図面等の作成や、移転計画の策定等の業務を進めているところです。

引き続き、令和9年以降の移転実施に向けて、工事等の進捗を図ってまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和7年11月定例県議会

## 総務委員会関係説明資料

危機管理部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来<sup>にせんさんじゅう</sup>図2030について」のうち関係部分であります。

第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画みんなの未来図2030」とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「くらし」「しごと」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略を掲げる令和8年度からの5ヵ年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち、危機管理部関係部分では、基本戦略「災害に強い県土をつくる」において、「近年の災害を踏まえた総合的な防災、危機管理体制の構築」として、孤立集落対策のためのヘリや船舶の活用促進や、地震アセスメント調査結果に基づく防災対策の見直しに取り組むほか、「さまざまな災害を想定した防災訓練、有事発生時の対応訓練の実施」、「消防団や自主防災組織などの地域防災力の充実強化」、「基地対策と国民保護の取組の推進」等に取り組むこととしております。

こうした施策を様々な関係者と力を合わせしっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(損害賠償の額の決定について)

令和7年度原子力防災訓練において、壱岐市で実施予定であった広域避難訓練を、天候不良のため中止したことにより、訓練参加予定者の航空券の払い戻しが生じたことから、それに伴い発生した損害賠償金4,400円を支払うため、地方自治法第180条の規定に基づき、去る11月14日付けで専決処分させていただいたものであります。

次に、議案外の所管事項について、ご説明いたします。

(令和7年度長崎県防災会議の開催について)

去る11月19日、令和7年度長崎県防災会議を開催し、現在、県が実施している地震アセスメント調査事業や、本年7月の南海トラフ地震防災対策推進地域の指定等について報告するとともに、長崎県地域防災計画の修正を行いました。

主な修正内容等として、南海トラフ地震については、地域指定に伴い、津波からの防護や円滑な避難、救助などを定めた「南海トラフ地震防災対策推進計画」を、県の地域防災計画に盛り込む必要があるため、新たに「南海トラフ地震防災対策推進計画編」を追加し、必要な修正を行ったところです。

また、毎年実施している国の防災基本計画の見直しに伴う修正については、関連する法令改正や施策の進展等を踏まえた修正として、広域避難時の避難元・避難先自治体間の情報連携や、林野火災の地上・空中の連携による消火活動等について修正を行ったほか、能登半島地震を踏まえた修正として、被災者支援の充実や防災情報のデジタル化の推進等について修正を行ったところです。

今後とも、県民の安全安心の確保のため、市町や関係機関と連携を密にしながら、

地域防災計画の推進に取り組んでまいります。

(長崎県国土強靱化地域計画の改定について)

長崎県国土強靱化地域計画については、今年度末で終期を迎えるため、令和8年度を初年度とする5ヵ年計画として改定の検討を進め、今回、素案を取りまとめました。

検討にあたっては、令和5年7月に改定された国の国土強靱化基本計画との整合を図りつつ、県内における南海トラフ地震の地域指定や、能登半島地震での課題など、その後の状況も加味しながら、様々なリスクに対する本県の脆弱性と対応方針を計画素案に盛り込みました。

今後、県議会をはじめ、パブリックコメントによる県民の皆様のご意見等を踏まえながら、今年度中の策定に向けて取り組んでまいります。

(各種訓練の実施について)

去る10月5日、令和7年度原子力防災訓練を、佐賀県、福岡県と同日開催で、関係4市（佐世保市、平戸市、松浦市、壱岐市）と共同で実施いたしました。

訓練には、関係4市の住民約400名をはじめ、86機関、約1,200名にご参加いただき、災害対策本部運営訓練や避難所等への住民避難とスクリーニング訓練、緊急時モニタリング訓練などを実施する中で、能登半島地震において、多くの避難路が寸断されたことを踏まえ、4市の避難計画に記載予定の第2経路を使つての避難訓練や、屋内退避の継続に必要な支援物資搬送訓練を実施したほか、松浦市では、地震等による離島架橋の通行止めを想定した住民避難訓練を実施しました。

また、去る10月10日、松浦市の九州液化瓦斯福島基地において、火災等の災害が発生したとの想定のもと、防災関係機関による情報伝達と現地本部運営の図上訓練を行いました。

地元自治体の松浦市をはじめ、16機関、34名の参加をいただき、TV会議も活用しながら、迅速な情報伝達や情報共有の手法等について確認を行いました。

さらに、去る11月9日、長崎市において、令和7年度長崎県国民保護訓練を、国、県、市が共同で実施いたしました。

今回の訓練では、長崎市及び地元住民の皆様をはじめ、13機関、120名の参加をいただき、まず、住民を対象とした国民保護の講習会を実施し、その後、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練及び関係機関によるミサイル落下に対する初動対処訓練を行いました。

今回の訓練で得られた課題を検証し、訓練内容のさらなる充実を図るとともに、市町や関係機関と連携しながら、有事即応体制の充実強化等に取り組んでまいります。

#### (第30回全国女性消防団員活性化長崎大会について)

去る11月13日、長崎市において、「来んね！平和の街へ島々へ～未来へ、長崎でつながる女性消防団～」をテーマに、第30回全国女性消防団員活性化長崎大会が開催されました。

大会には、全国で活躍する女性消防団員等約2,500名が参加し、先進的な取組などを紹介する活動事例発表や、防火防災啓発劇、パネルディスカッションなどが行われました。また、パネルディスカッションでは、全国各地域から5名の女性消防団員がパネリストとなり、それぞれの日頃の活動状況や消防団員確保に向けた取組など熱心に意見交換が行われました。

県内の女性消防団員にとっては、全国で活躍する多くの女性消防団員と交流するとともに、大会の準備等を通じて、県内での交流を深める貴重な機会となりました。

今後、大会を通じて得られた経験やネットワーク等を活かし、女性消防団員のさらなる活躍と消防団の活性化に繋げてまいりたいと考えております。

#### (事務事業評価の実施について)

本年度の事業評価において、事務事業評価及び長崎県政策評価委員会による外部評

価を実施いたしました。危機管理部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

事務事業評価については、5件の事業群評価調書により、14件の事業を評価いたしました。そのうち11件の事業について、令和8年度に向けて、「拡充」「改善」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通し、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等を見直しなどを実施してまいります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和7年11月定例県議会

## 予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

【第136号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）関係部分】

企 画 部

企画部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第136号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分  
であります。

今回の補正予算は、歳入予算で、

国庫支出金	55億 2,218万	円の増
合計	55億 2,218万	円の増

となっております。

今回の補正予算は、国において決定された「強い経済」を実現する総合経済対策に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであり、他部局で歳出予算を計上しております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業に対応して、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年11月定例県議会

## 予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

【136号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）関係部分】

危機管理部

危機管理部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第136号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分  
であります。

今回の補正予算は、国において決定された「強い経済」を実現する総合経済対策」  
に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするもので  
あります。

歳出予算は、

防 災 費 4億 189万 9千円の増  
となっております。

この歳出予算の内容について、ご説明いたします。

（LPガス一般消費者料金高騰対策支援事業費について）

LPガス料金上昇の影響を受ける県内一般消費者の負担軽減を図るため、LPガ  
ス販売事業者が行う使用料金の値引きを支援する経費として、

4億 189万 9千円の増  
を計上いたしております。

次に、繰越明許費について、ご説明いたします。

LPガス一般消費者料金高騰対策支援事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創  
生臨時交付金を活用し、経済対策補正により実施する事業であり、年度内に適正な

事業期間を確保できないため、

防 災 費

4億 189万 9千円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和7年11月定例県議会

## 予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

【第136号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）関係部分】

地 域 振 興 部

地域振興部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第136号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分  
であります。

今回の補正予算は、国において決定された「強い経済」を実現する総合経済対策」  
に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするもので  
あります。

歳入予算は、

国庫支出金	4億 4,411万	円の増
合計	4億 4,411万	円の増

歳出予算は、

企画費	11億 947万 6千円	の増
合計	11億 947万 6千円	の増

となっております。

まず、歳入予算の内容についてご説明いたします。

地籍調査費負担金	4億 4,411万	円の増
----------	-----------	-----

であります。

次に、歳出予算の内容についてご説明いたします。

（土地対策費について）

災害時の迅速な復旧等に資するため、土砂災害特別警戒区域等を含む地域におい  
て、長崎市など県内7市が実施する地籍調査事業に対する補助金

6億 6,616万 5千円の増

を計上いたしております。

(交通企画費について)

燃料費等の価格高騰による経費増の影響を受けている公共交通事業者及び貨物  
運送事業者への支援に要する経費

4億 4,331万 1千円の増

を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

長崎市など県内7市が実施する地籍調査に要する経費の補助金ではありますが、国からの追加予算の内示が12月中旬となり、年度内に適正な事業期間を確保できないことから、

企 画 費	6億 6,616万 5千円
合 計	6億 6,616万 5千円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年11月定例県議会

## 予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

【第136号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）関係部分】

総 務 部

総務部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第136号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分  
であります。

今回の補正予算は、国において決定された「強い経済」を実現する総合経済対策  
に沿った国の補正予算等に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするもの  
であります。

歳入予算は、

繰	入	金	2億	8,363万	6千円の増
県		債	229億	4,010万	円の増
合		計	232億	2,373万	6千円の増

となっております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。